

第九十三回国 参議院社会労働委員会會議録第一号

(三四)

昭和五十五年十月二十一日(火曜日)
午前十時七分開会

委員氏名

委員長 片山 基市君
理事 遠藤 政夫君
理事 佐々木 満君
理事 高杉 勉忠君
理事 小平 芳平君
理事 石本 茂君
理事 齋藤 十朗君
理事 関口 恵造君
理事 田代由紀男君
理事 田中正巳君
理事 福島 茂夫君
理事 丸茂 重貞君
理事 村上 正邦君
理事 森下 泰君
理事 安恒 良一君
理事 山崎 昇君
理事 渡部 通子君
理事 香脱タケ子君
理事 柄谷 道一君
理事 前島英三郎君
理事 山田耕三郎君

委員

小平 芳平君
石本 茂君
齋藤 十朗君
関口 恵造君
田代由紀男君
田中正巳君
丸茂 重貞君
村上 正邦君
森下 泰君
安恒 良一君
村田 秀三君
渡部 通子君
香脱タケ子君
柄谷 道一君
前島英三郎君
山田耕三郎君
山下 徳夫君
今井 勇君
園田 直君
谷口 守正君
矢崎 新一君
大谷 藤郎君
榑 孝悌君
田中 明夫君
山崎 圭君
山下 眞臣君
金田 一郎君
大和田 潔君
松田 正君
警察庁刑事局保
安部長
大蔵省主計局次
長
厚生省公衆衛生
局長
厚生省環境衛生
局長
厚生省医務局長
厚生省業務局長
厚生省社会局長
厚生省児童家庭
局長
厚生省保険局長
厚生省年金局長
厚生省大臣
修正案提出者
社会労働委員長
衆議院議員
國務大臣
政府委員

事務局側

社会保険庁年金 新津 博典君
保険部長
常任委員会専門 今藤 省三君
員
説明員
内閣審議官 花輪 隆昭君

本日の會議に付した案件

○調査承認要求に関する件
○社会保険制度等に関する調査
(美蓉会富士見病院事件等に関する件)
(スモン病の和解促進に関する件)
(十全会病院の運営等に関する件)
(国立医療機関の定員問題に関する件)
(ハンセン氏病問題に関する件)
(児童手当に関する件)
(乗価基準の改定に関する件)
(生活保護の級地是正に関する件)
(社会保険診療報酬の支払基金制度改革に関する件)
(国際障害者年事業の推進に関する件)
(身体障害者対策に関する件)
(こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律案(内閣提出))
(厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付))
(優生保護法の一部を改正する法律案(衆議院提出))

○委員長(片山基市君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

本委員会は、今期国会におきましても、社会保険制度等に関する調査及び労働問題に関する調査を行うこととし、これら二件の調査承認要求書を

議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(片山基市君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(片山基市君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(片山基市君) この際、園田厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。園田厚生大臣。

○國務大臣(園田直君) このたび齋藤厚生大臣の後を受け、厚生大臣に就任いたしました園田直でございます。

国民生活全般に深くかわかり合いの多い厚生行政を急遽担当することとなり、責任の重大さを痛感いたしております。

社会労働委員会の御審議に先立ち、就任のごあいさつを兼ねて所信の一端を申し述べたいと存じます。

厚生行政にとって一番大切なことは人間の生命と幸福を守り育てるための活力ある社会の建設を目指して温かい血の通った行政を推進していくことであると考えております。

昨今、国民の健康と生命を守る重要な責務を有する医療機関において、医療に関する国民の信頼を著しく損なう行為が見られたことは、この意味においてまことに遺憾であり、不祥事を起こした医療機関に対しては厳正な態度で臨む所存であります。あわせて今後このような事件が二度と起こらないよう医療機関に対する指導監督を強化するとともに、国民の医療に対する信頼を回復すべ

く医療に関する諸問題について広範な角度から検討を進める所存でございます。

今日わが国は、諸外国にも例を見ない早さで高齢化社会を迎えつつありますが、こうした社会情勢に即応した新しい厚生行政の路線を敷くことが最も重要な課題であり、とりわけ今日のうちに、財政状況を初め周囲の環境が厳しくなればなるほど、力を合わせて厚生行政の真価を發揮していかねければならないと存じます。

当面、さきの通常国会において種々御審議を煩わした健保、年金両法案について改めて御審議を願うこととしておりますので、速やかに改正が実現されますようお願いする次第であります。

また、懸案の老人保健医療制度につきましては、すべての国民が健やかな老後を迎えることができ、しかも、これに要する費用をすべての国民が公平に負担するという制度を確立することが重要であります。

この問題につきましては、現在社会保障制度審議会に諮問し、御審議をお願いしておりますところであり、厚生省においても先般老人保健医療対策本部の第一次試案を公表したところであり、今後関係方面の意見を聞きながら、できるだけ早く厚生省としての成案を得たいと考えております。

このほか、厚生行政は、生涯を通じる国民健康づくり対策の推進、国際障害者年を来年に控えて、心身障害者等社会的、経済的に不利な条件を抱えた者の社会参加の促進、次代を担う児童の健全育成、医薬品等の安全性の確保など国民生活に密接な課題が山積しており、これらに積極的に取り組んでまいりる所存でございます。

私は、委員各位の御鞭撻を得ながら専心努力し、国民福祉の着実な前進を図ってまいりる所存であります。

何とぞ、絶大なる御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(片山基市君) 次に、社会保障制度等に関する調査を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○安倍良一君 私は、芙蓉会富士見病院事件とスモン問題、この二つについて大臣以下関係局長に質疑をしたいと思ひます。

まず、芙蓉会富士見病院事件であります。これは高価な最新式医療機械、器具をふんだんに備えまして、そしてスマートな病院とデラックスな附属施設とで患者を引きつける、そういう近代病院の中で起こった、私はまさに医療犯罪だと思ひます。

私たち社会党は、十月の四日に芙蓉会富士見病院による被害者の方々八名、うち子宮または卵巣の摘出もしくは子宮、卵巣全摘出を受けた方が六名ありますが、協力を得まして実態調査を行いました。その調査を中心に、再度私はこのような事件が起こらないように、さらに重要なことは、医師及び医療に対する国民の信頼を回復をしなきゃならぬと思ひます。そういう意味で、以下のことに付てまず質問をしたいと思ひます。

第一点は、すでに昭和四十年代の後半、これは所沢医師会等々の間で、さらに五十年代に入りまして利用者住民の間で当病院内の乱診乱療が話題となりまして、さらに具体的に五十三年の秋には市当局に対する被害者からの通報があった、これは事実であります。ところが、それにもかかわらずに医療監視制度が実効を上げることができずして、結果として警察の捜査、こういうことになり、十月一日に理事長北野早苗が医師法違反で起訴という事態を招いていますが、これはどこに原因があるかということをはっきりと明らかにしてほしいんです。なぜ、こういうふうになるまでこの事態が未然に防げなかったのか。いわゆるわが国の医療監視制度にどこか欠陥はありはしないか、こういうふうにお考えのところであります。ひとつこのことについてのお考えを聞かせてください。

○国務大臣(園田直君) 御指摘の点は、まことに遺憾至極に存するところであります。今回のような事件が起こりました後ではあります。就任以来、書類あるいはその他の報告を受けてまいりる

考えてみますと、何かあったたびに保健所にまたは県等、決められた監督、指導はやつておるようではございませんけれども、その監督、指導が決まりきった一つの監督、指導になっておつて、たとえば看護婦二名不足であったからこれに注意をした、この定員は充足されたとか、あるいはある場所にブランが一本足りなかったとかという形式上の監督はやつておりますが、いまだから遅いわけではありますけれども、もう一歩突き進んで真剣に、国民の健康を守るという点から、生命を守るという点から疑念を持つて真剣に突っ込んでいったら、何かもう少し早くわかつたのではないかと、まず厚生省自体の反省をやつておるところであります。

なおまた、次に医療制度その他の見直しもこの際必要であると思ひますが、私は医療制度の根本というものはやはり医療に従事する方、医療機関の良心と自己の規制心によつてやるのが最高であつて、医療行為そのものをいふ法律その他で縛ることは改善の策であると考えております。したがって、全国の医療機関その他について医療倫理の高揚、あるいはこういうことが二度とないよう、どのようにすればよいのか、暫定的なことも考えて省内に検討委員会をつくつてやつていこうと思ひます。

○安倍良一君 大臣のお考え、一つは監督、指導が形式的であつたから、これからは突っ込んだものをやりたい、こういうことです。これはおおいに中身を聞いていこうと思ひます。

それから、医療制度の見直しは医の倫理だと、こういうことでありますから、そこで、私はもう少ししっかりと中身を具体的に聞いていきますが、まず市と保健所と県との態度について、所沢の市民相談室にこの病院の苦情が舞い込み始めたのは五十年のころからだと言われていますが、例は、五十三年の秋三件、暮れに二件、苦情の数は、五件というところでありますが、一つの病院で別々の患者から、これだけの訴えが集中するということは私はきわめて異例だと思ひま

す。ですから、そういうものがあればすぐにでも調査をしなきゃならないはずですが、市はどのような対処をしたのでしょうか。また、市は所沢保健所に通告したと言つてますが、所沢保健所はどのような対処をしたのでしょうか、それを聞かしてくださいます。

○政府委員(田中明夫君) 五十三年の九月から五十四年の一月にかけて、市の方からの照会も含めまして所沢保健所に富士見病院の患者五人の苦情が通報されております。その内容は、ほかの医療機関との診断の食い違いというふうなものも入つておるわけでございます。所沢の保健所におきましては、防衛医大の見解を求めましたが、明確な検討を得ることはできませんでした。

また、無資格の北野理事長が診察行為をしていふというふうなうわさもありましたので、北野理事長を呼んで事情を聴取するとともに、嚴重に注意したところでございますが、残念ながら、さらに突っ込んだ真相の究明には至らなかつたわけでございます。

○安倍良一君 私どもが調べましたところでは、市は、いわゆる市民相談室というのがあるんですが、これは単に聞きおこす。それから、市は病院に対する指導権がない、こういうことで所沢保健所に行つた。ところが、所沢保健所の方も、いわゆる電話連絡で受けたということ——当時の所沢保健所長はだれですか。

それから、本当に真剣にそういうことについて調査をしたり、突っ込んだ指導をしたのですか。指導を受ければこんな事態にはならなかつたと思ひますね、こんな事態に。

たとえば、北野がでたらめな診療をやつていふというのはいく回や二回じゃないんです。そういううわさがうんと飛んでいるわけですね、もうすでに五十三年には、それから、すでに五十三年には警察当局が動き出しているというところも、もうわさになつていふわけですから、当然私は、保健所長の耳にそんなことは入らぬはずがない。にもかかわらず、当時の保健所長は、本当に真剣にそ

ういうことの防止のために動いたんですか。そこ
のところ聞かしてください。そのときの保健所長
はだれで、いまだここにいますか、その人は。
○政府委員(田中明夫君) 当時の保健所長は、現
在も所沢の保健所長をしている小島医師でござい
ます。

先ほどお答え申し上げましたように、患者から
の訴えあるいはいろいろな風評をもとにいたしま
して、保健所といたしましては防衛医大の見解を
求めたり、あるいは北野理事長を呼んで聞いただ
し、嚴重な注意を与えたところでございますが、
残念ながら、真相の究明には至らなかったわけ
でございます。

○安恒良一君 それじゃ、観点を改めて。

北野を呼んで注意したと言ったけれど、結局
同じことをやっているじゃないですか、同じこと
をその後もですね。大臣、いまお聞きのようなこ
とですからね。あなたが指導、監査をやると言っ
ても、第一線の保健所長が呼んで注意した。し
かし、その後もずっと続けられておったわけだ
から、どこにやっぱ問題があるんじゃないか、
そういうところの問題は。保健所長は呼んで注意
したと言っている。呼んで注意したって直ってい
ないわけですね。呼んで注意して直ってれば、こ
んな事件には発展しなかつたんですが、その点
は、私はやはり本当に第一線の保健所長が体張っ
てでも、そういう、非道な医師まがい行為です
ね、これは後からどんなに聞いていいますが、ど
うも院長以下はかの五名の医師も、何と言っ
るか、共謀といいますが、そういう点がありはし
ないかと思いますが、後から聞いていきますけれ
ど、そういうことについて防ぎ得ないというこ
ろに、制度的にも欠陥があるんじゃないでしょ
うか。どうなんですか。

○国務大臣(岡田直君) 制度的にもこれは検討
を、見直しする必要があると思いますが、現行制
度の中でもう一步熱意を持って責任を感じてお
つたら、事態は少し変わったんじゃないかと反省
をしているところでございます。

○安恒良一君 県の衛生部はどういう対処をして
おつたのですか、県の衛生部は。いわゆるいま言
つたようなことは、ただ単に市にとどまらず、県
の衛生部にも私は伝わっていると思いますが、県
の衛生部はどういう態度をとったのでしょうか。
またどういう指導をしたのでしょうか。

○政府委員(田中明夫君) 五十三年から五十四年
の患者からの苦情等に対する処理は所沢保健
所——これは県の機関でございますが、ここに
いて処理されておりました。県の、本庁の衛生部
の方にはこの問題は特に取り上げられていたか
たというふうに了解しております。

○安恒良一君 大臣、お聞きのとおりで、いま言
つたような問題が所沢だけで処理をされて県に伝
わっていない。ましてや、県に伝わっていないか
ら、厚生省の方もわからなかった。こういうこと
で、担当局長以下が責任逃れをするんだらうと思
いますけれども、私たち聞いていなかったという
ことで、しかし、まさにこんなだれが考えても、
もう人道的に見ても、鬼畜に等しいような行為が
行われたということが、一保健所だけにどまっ
ておつたというところに、まず私は問題がある。
これは時間があるから、まず私は問題がある。

そこで次は、警察にお見えになっていいると思いま
すから、警察に聞きたいのでありますが、まず埼
玉県警の場合も五十三年の秋、当時北野がでたら
めな診療をやっているといううわさがかなり広が
って埼玉県警の内偵捜査が始まった。どうもその
ことは一般マスコミも知っておつたようでありま
して、報道各社も捜査の進展を注意深く見守って
いた。そして強制捜査は時間の問題だと、こうい
うふうに当時マスコミは見ておつたというのであ
りますが、県警保安課の内偵捜査が、なぜ五十四
年春ごろストップしたのか。その理由は何か。そ
れから、そのときにどこまで捜査をされ、どうい
うことがわかったのか。こういうことについて、
これは、現在捜査が進んでいることは違ひわけ
です。それから、当時のことについて詳細にひとつ明
かにしてください。

現在の捜査事件については、後でまた聞きま
す。

○政府委員(谷口守正君) 埼玉県警察におきまし
ては、一昨年の暮れごろでございますけれども、
富士見産婦人科病院の乱診ぶりに関する風評を聞
き込んだわけでございます。ただ、この情報とい
うのもどうも富士見病院の診療ぶりがおかしいじ
やないかというふうなところと、あるいは治療とか
手術の性格からだと思えますけれども、被害者の
方が名前をはっきり言われないというふうなこと
もございまして、いわゆる具体的な情報をキャッ
チするに至らなかったわけでございます。ただ、
問題が問題でございますので、早速埼玉県警察に
おきましては、所沢警察署とそれから県警本部の
保安課が中心になりまして、内偵捜査を開始した
ところでございます。

ただ、先生も御案内のとおり、この事案そのも
のが病院内部におけるいわば密室内の事案であ
る。また、医療というきわめて専門的、技術的な
分野に関する問題である。さらには、実質的な病
院経営者でございます理事長北野早苗の犯罪であ
る。また、先ほどちょっと触れましたけれども、
なかなか被害者の方も被害申告につきましても、
若干躊躇う向きがあるというふうなこと
などもございまして、なかなか犯罪事実という
か、事実関係を見きわめるのに苦労したところで
ございます。さらに、事実関係が一応こうではな
いかという見通しがついた段階におきまして、
これらの行為が具体的にどのような犯罪である
か、どのような法規違反になるかといったいわば
事実判断、法的な検討というものの相当苦勞が
あったわけでございます。そういうふうないろい
ろな理由に基づきまして、結果的には内偵を開始
してから検挙——去る九月十日でございますけれ
ども、北野早苗を逮捕するまでには相当時間がか
かったというところでございます。しかしながら、
埼玉県警察におきましては、この事案の性格にか
らみ内偵を粘り強くやった結果、今回の事件も
検挙し、現在も強力に捜査を進めておるといふこ
とでございます。

○安恒良一君 保安部長、ずっといままでの継続
で説明されたが、私たちが現地に付いて現地でい
ろいろお聞きをした限りでは、一応五十四年の春
ごろ内偵を警察がストップをしている。そこで
現地の私ども社会党の調査団から言うと、なぜス
トップしたのかというのは、いまあなたが言われ
たような病院という密室、それから医療法との関
係のむずかしさ、そういうのがあることは私も専
門でわかりませんが、どうもたとえ別の銃刀剣法
違反事件が発生して保安課がそれにかかりつき
りだつたとか、さらに証拠を集めるために必要があ
つたなどというのを当時の捜査の幹部がそうい
うことを言っているというのを私たちが現地に付
いて聞いたのですが、いまあなたの言い方は、も
ろ五十三年の秋からずっと一生懸命内偵をして、
やっと今度いよいよ検挙に至つたんだと、こう言
われておりますが、そこは県議会等とか市議会等
における発言と食い違いありませんか。

○政府委員(谷口守正君) 埼玉県警察におきまし
ては、一昨年の暮れから内偵を続け、そして去る
九月十日逮捕に至り、現在捜査しているというこ
とでございます。もちろん改めて申し上げるまで
もございませんけれども、捜査というものは法の定
める手続に従ひまして事案の真相を究明するとい
うことでございます。したがって、その性格上、
事実関係の把握といった点につきましましていろ
いろな困難性があるわけでございます。そこで捜査
のペースが若干まちまちになる、いわば山あり谷
ありというふうなこともあるわけでございますけれ
ども、埼玉県警察におきましては、先ほど来か
ら申し上げておりますように、事実関係の把握、
きわめて困難なものがあつたわけでございますし
て、先ほどの厚生省からも説明がございましたよ
うに、保健所でさえもなかなか把握できないとい
う問題もあつたわけでございますけれども、埼玉
県警察においては、そういった点につきましてい
ろいろな角度から捜査をし、ようやく逮捕状を得
るだけの資料を得、そして強制捜査に踏み切つた

というようなこともございます。さらに法律的な問題につきましてもいろいろ先生御指摘のようにむずかしい問題があったわけでございます。

そういうようなことで、捜査が一本調子にはいかなかったかと思えますけれども、いずれにいたしましてもこの事案を、やはり事実関係が判明してきた段階において刑事責任を追及しなければというようなことで、今回の逮捕という事になったことを御了承いただきたいと思います。

○安恒良一君 ああ、なかなか了するわけにはいかないんだよ。というのは、事医療は非常にむずかしいことわかりますが、普通の捜査と違って、医療の場合にはやはり人間の生命、健康にも関係する重要な問題ですから、もうすでにそういうことが昭和五十年代から流布され、五十三年には具体的駆け込み訴え等があり、そういう中ではなれたちは捜査を始めたわけですよ。そうすれば、医療のむずかしさはわかりますが、具体的にそういう問題については、やはりたとえば警察として地元の医師会とか、それからいろいろな病院とか、国立病院もあれば防衛医大病院もありま

す。保健所とか県のいわゆる衛生部であるとか、やはりそういうところの協力がある程度得ないと、なかなか私は捜査は進まぬと思うんですね。警察だけでは、事案が事案ですから。私はそういう積極的な努力をその段階で、最近これだけになったりやられたと思いますが、五十三年のその捜査を開始されたときにされたらどうかどうだろうか。また、そういう相談を、厚生省や県や保健所は受けたんだらうかどうか。まあ捜査の秘密ということはありまして、やはり医者の分野というのは警察だけじゃわからぬわけですから、そういう点について行われたらどうか。

さらに私は、もう少しこういうものについて早目に迅速に突っ込んでやっておられたら、こんなにたくさん被害者を出さなくて済んだのではないかと、こういうふうに思う。警察がもう少しこういう問題について迅速に捜査を進めていけば、その当時五十三年から五十四年、ことしは五十五

年ですからも、秋ですから、もうまる二年かかってますからね、この問題捜査始めて。ですから、もう少し迅速にやれば、こういう被害者も少なく済んだらうと思えますが、その点はどうですか。

それから、続いて警察関係のやつこの際聞いておきますが、いわゆる、いろいろありましたが、結果的に英蓉会富士見産婦人科病院の無資格診療事件ということで、浦和地検川越支部が北野早苗を医師法違反で起訴しましたね。さらに、同地検支部では北野を傷害、詐欺、横領、贈収賄等の容疑で追及している、こういうことが報道されています。また私どもも事実調査をした結果、そういうおそれが多分にあると思うんですが、そういうものについていわゆる捜査の現状はどこまで進展をしていますか。ただし捜査上秘密で言えないことは結構ですが、言える範囲でどこまで進展をしているのか。これが一つ。

それから、このいろいろの一連の関係を調査すれば調査するほど、いわゆるこの北野の違反行為は、北野千賀子外四人の医師を含めた病院ぐるみの私は補助罪が成立するといふに実は思うのであります。現在、北野に対するそういう捜査が進んでおるようでありまして、北野千賀子を含めた五人の医師の責任追及について警察当局はどのように考え、どのようにされているんですか。そのことについてお聞かせください。

○政府委員(谷口守正君) まず第一点は、この捜査の過程において、事案の性格からして、お医者さんとかいろいろな専門の方に相談すべきではなかったらどうかといった点でございますけれども、この点につきましては、保健所はもとよりでございますけれども、いろいろな病院とかその他専門家の方の意見を聞きまして、内偵を進めてきたところでございます。

それから第二点は、もっと迅速にやればよかったではないかという御指摘でございます。もとより、捜査というのはその端緒を得てから迅速に的確にやらなければならぬことは当然でござ

いますけれども、先生御案内のとおり、刑事責任を追及するにはやはり一定のルール、法の定められた手続というものがあつたわけでございまして、やはり厳しい法の枠内においていろいろな捜査を遂げ、そして措置をとるといふことでございまして、おのずからそこにはむずかしさがある、時間がかかる場合もあるといふことでございます。この点御了承をいただきたいと思います、こう思うわけでございます。

第三点は、これからの捜査はどうなんだと、その前に捜査の現状はどうだといふことでございまして、先生も御指摘になりましたように、北野早苗につきましては十月一日に医師法違反といふことで起訴になったわけでございまして、三十人のこの起訴に係る事実をいたしましては、三十人の方々についての問題をとらえておるわけでございまして、御案内のとおり、逮捕されるや警察署だとか保健所に対しまして現在までに約千四百人の方々から被害申告がなされておるわけであります。これについて改めて認識し直した次第でございますけれども、それはともかくといたしまして、そういう方々からさらに捜査を進めて、言葉をかえて言いますと、事情を聴取し、さらに北野についてその事実があつたかないかというのを確定するといふ捜査が残されておるわけでございまして。さらに九月二十九日と十月の十四日、二回にわたりましてこの病院で手術を受けた合計三十二人の方々と思えますけれども、北野とそれから五医師、六人に対しまして傷害罪の告訴が埼玉県警察の方に提出されたわけでございます。埼玉県警察としましては、この告訴を受けて傷害という告訴事実、これがあるかどうか見きわめるべく早速告訴をせられた患者の方々、さらには病院関係者その他の人からいろいろ事情聴取するといふ捜査を始めておるわけでございます。また、この病院につきましては数回にわたりまして捜索を実施したところでございまして、その結果、多数の資料を押収しております。この中で

は、当然のことながら専門家の方の鑑定を要するものがございまして、そういった点についてはすでにお願ひしておるところでございます。そういったことで医師法、さらには告訴を受けての傷害罪の捜査を、現在強力に進めておるといふことでございます。

それから、この捜査の過程におきましていろいろな事実関係が明らかになるわけでございましてけれども、その中で、何らかの状罪の新たな容疑が出てくるというようないふことがありましたら、それに対しては適切に対処してまいりたいと、こう思っている次第でございます。

○安恒良一君 私が聞いていますのは、北野に対するそういうのがあるというんですが、どうも北野一人だけであることじゃないというふうに、私たちは素人であってもずっと一連のことを見るとわかるんですが、警察としては医師法違反という容疑で、北野千賀子以下四人の医師を調べられているんですか、捜査されているんですかどうか、こういうことを聞いています。最後、三番目には、もしくはその意思があるんですか、ないんですか。

○政府委員(谷口守正君) 埼玉県警察におきましては、ただいま申し上げましたように、当面、北野早苗に対する医師法違反及び告訴を受けて傷害罪の関係を捜査しておるというところでございまして、その捜査についてはいろいろなやり方があるうかと思えます。具体的には現在行われている捜査、今後の捜査の方針に関するものでございまして、差し控えていたいただきたいと思ひますけれども、埼玉県警察としましては、患者の方々はもとよりでございますけれども、国民皆さんがこの事件に関する警察の捜査に期待しておるわけですから、その期待に十分こたえて強力な捜査をしていくといふことで御了承いただきたいと思います。

○安恒良一君 わかりました。あなたの限界ではそこだと思ひます。私から強く要望しておきますが、北野千賀子院

長以下四人の医者についても、私はどうも医師法違反の事実があるとはいえないという大變疑いを持っています。ですから、ぜひそこらについても国民の要望にこたえるような強力な捜査をしていただくこと、これは私の希望として申し上げておきたいと思っています。

そこで今度は大臣、もう一遍返ってくるのですが、いま言ったように四十三年から内偵が進んでいるときに、しばしば保健所とか最寄りの病院とか医師会の協力を警察としては求めながらやっていたということですから。またこの事件が起きたときに武見さんが記者会見を九月三十日にされて、こういうことを言っておられるんですね。四、五年前から地元医師会は富士見婦人科病院でとんでもない診療が行われていることを知り、保健所に資料を提供したと、それなのに保健所は動かなかった、医師会には捜査権がないんだと、こういう武見さんの談話ですよ、これは。が出てくるんです。がどうも私は、医務局長は、保健所長は言ったと言っているけれども、この武見さんの談話、それからいわれるいま警察が約二年間にわたって内偵捜査を進める段階で、しばしば保健所の意見等も聞いているわけですね。ですから私はどうも大臣、保健所長の対応の仕方、さらに県の保健部の対応の仕方には重大な手落ちがあったんではないかというふうに、ますますいまの警察とのやりとり等でそういう感じを持っておりますが、そこはどうなんでしょうか。

○国務大臣(園田直君) 対応の処置が敏速でなかったという点は私もそう考えますが、武見医師会長からじかに私が聞いた話によると、地元の医師会もこれに対していろいろ手を打とうとしたが諸般の情勢でできなかった、それから現在の警察署長、保健所長は、今度これを摘発するについては相当な決意を持ってやっただと、こういう話を聞いておるわけでありまして。

○安恒良一君 いずれこれは後から総括的にわれわれ自身がこれ調査もう一遍しなきゃならぬ、場合によれば国会に来てもらわなければいかぬと思

いますわ、所長を含めてね。でないと……。そういう点がありますからいまのところのやりとりはこれぐらいにしておきましょう。

ですから私は、たとえばいまあなたに武見さんは打つ手がなかったと、こう言われたと言うんですけれども、私も聞くところによると、たとえば近隣の病院としては防衛医大、国立埼玉病院、また医師会も今回の事件が発生まで全く北野のことを知らなかっただろうかと思うと、私は知っておったと思うんです。そして具体的に所沢医師会にも被害者からの訴えが出ていたわけですね。訴えが出ていたから武見さんは保健所に通告した、こう言っているんだから。ところが保健所が動かなかったと、こう武見さんは、これは公式の記者会見でそう言っておられるわけですからね。あなたに私的な話じゃないんだから。公式の記者会見でそう言っておられるわけですから。そうしますと、私はどうも医療関係者の間でかばい合っているものが、同業者のミスをあばくのはいけない、お医者同士で波風立てたくない、こういう一種のかばい合っている感じが、古い医の体質がこの事件を私は肥大をさせたのではないかとこのように思っています。

こういうような問題点について、私はいゆる医の倫理という点から言いますと、たとえば私どもの調査の中では防衛医大なんかも余りにも被害が持ち込まれるから、若い医者の中でこれは一遍告発しなきゃならぬじゃないかという動き等もあつたけれども、それも立ち消えになっていく。それからこの前NHKが取材をしておいて、個々の医者のやつを私ずつと見ていましたら、あつたんだけれどもなかなか言いづらいですよというのがある。夜八時から一時間NHKが特集していました。私はつぶさにそれを見ておつたんですが、そういう点があるんですが、この点はどうなんですか。

○国務大臣(園田直君) いま御発言の点は、今後十分そういうことも参考にしながら対応していきたいと考えます。

○安恒良一君 そこで次に、時間がだんだんなくなりましてから簡潔に答えてもらいたいと思ひますが、こういう事態の中においてまあ病院はかなりの国民から批判をされて、いわゆる開いておいても事実上お客はないようでありまして、私は、直ちに同病院に対しては医療法第二十九条によるたとえ閉鎖の命令とか医療法人の認可の取り消しとか、こういうことを私はやる必要があるんじゃないか、そして二度とこういうような医療犯罪が起らないような総合的施策をやる必要があると思ひますが、まず、この医療法第二十九条による——中身はよくわかっていますから、このような措置、それからまた医師法七条、四条三項等による犯罪を犯した場合には医師の免許の取り消しとかもしくは期間を定めて医業の停止を命ずるとか、こういうようなことを厚生大臣がされてしかるべきではないかと、こういうふうに思ひます。ただし、医師の免許取り消しの場合には医道審議会にかけなきゃならいから、そういう手續関係は全部承知の上で、大臣としてそこらの問題について、あんな悪いことをしたところが依然としてそのまゝ開業されているというところにお断りしておきますが、いやそれは捜査をやっているから捜査の結果を待つて、すぐ官僚答弁になるんですが、私は普通の犯罪とは違うと思ひますね、医療行為なんですから。ですからこの場合には相当、捜査は捜査、また医療行政は行政としてやれるところがあると思う。たとえば医師の免許取り消しまでは一遍にいかないにしても、とりあえず同病院に対する閉鎖命令、しばらくおまえたはちやめておけという閉鎖命令等、こういうこと等は私は、大臣がそのお気持ちをもち、もちろんこれは医療法二十九条による都道府県知事がやることになっていきますから、都道府県知事とお話し合いをされたらやれるんじゃないか。そういうことをきちんと示すことによって国民はなるほどと、そういう悪いことをやった医療機関には直ちにそういうことがされるんだという

ことで医療に信頼感が戻ると思ひますが、私は、医療法二十九条なり医師法七条なりその他関連法規の中でとりあえずやれることについてや

は、医療法二十九条なり医師法七条なりその他関連法規の中でとりあえずやれることについてや

は、医療法二十九条なり医師法七条なりその他関連法規の中でとりあえずやれることについてや

は、医療法二十九条なり医師法七条なりその他関連法規の中でとりあえずやれることについてや

は、医療法二十九条なり医師法七条なりその他関連法規の中でとりあえずやれることについてや

は、医療法二十九条なり医師法七条なりその他関連法規の中でとりあえずやれることについてや

往々にしてこの種の事件になりますと、私たちよつと勉強会この前もあつて、厚生省の若い課長さんなんか来てもらったときは、いま捜査中でございまして、捜査の結論を待つて、こういう話がありまして、それは私はよくないと思ひますので、その点よろしくひとつ大臣お含みおきをお願いをしておきたいと思ひます。

そこで、次のことにまいります。じゃあ、こういうものを防止するためにどうすればいいかというところが一番重要なことであります。

大臣は、医務局長を頂点として国民の信頼を回復するための検討委員会などというものを設けられて、いろいろなことを検討されていることを新聞で承知いたしておりますが、私はその中の三つの問題について今後の防止策を含めてお聞きをしたいと思います。

まず一つ、今度の事件の原因は、いまわが国の医療制度のひずみとして起こっています、いわゆる俗に言われていいます検査づけというところに問題が一つ発生をしていますが、検査づけという。この場合もいわゆる北野が御承知のようなMEの機械を、高額なME機械を買い込んで、そうして起こった事件であります。そこで私はCTスキャナー、それから超音波診断装置、検査用自動分析装置、がん治療用のベータトロン、リニアックなどの——最高まあ大体一台数億円と言われ、もしくは数十万という高額医療機械がここ数年間目立つて増加をしているのであります。そういうものは全国にどのくらいあるのか。それからここ五年くらいでどのくらいこれはふえているのか。わが国の生産台数、それから輸入をされているものもあると思ひますが、どういふ分布になっているのか、その点を、すでに事前に資料を要求しておりましたから、その資料をいただいで御説明を、これもう見ればわかりますから、簡単にお願いします。時間がありませんから、中身は結構です。

○政府委員(田中明夫君) ただいま御指摘の高額のME機器につきましては、厚生省といたしまして

て、五十三年十月末現在で調査しております、その当時CTは四百五十四台、それからリニアックは四百九十九台、ベータトロンは五十二台、それから生化学自動分析装置は六百四十三台というふうにして把握しております。その後CTにつきましては非常な勢いで数がふえておまして、五十五年一月現在民間の調査によりますと、八百四十台に達しているというふうに報告されております。

○安恒良一君 そこでまあCTスキャナーというのが八百四十台に達していると言われているが、私は問題は、これはわかりやすい言葉で言う、と、ネコに小判という話がございます、いわゆるCTスキャナーを備えた病院、診療所の場合に、——まあ診療所では余りないと思ひますけれども、放射線専門医師、それから脳外科など、それに対応できる医療のスタッフ、施設、こういうものが備わった病院にしなきゃいかぬと思うのです。ところがこれはイギリスで開発をされて、たしかいまイギリスや西ドイツ等比べても、せいぜいまあ二百台と言われている。イギリス、西ドイツ。わが国はいま局長の答弁で八百台を超えています。四倍もあるわけですね。こういうことについて、本当にいわゆるCTスキャナーを十分に駆使して近代医療ができるような脳外科の専門医、それからいわゆる放射線の専門医というものがそんなに存在をしているんだらうかどうか。私はどうしてもこの問題について、医療機器の適正配置の規制の方向を打ち出さなきゃならぬと思ひますが、この点についてどういふふうにしようにとされているのかということについてお聞かせをお願いします。

○国務大臣(岡田直喜君) いまの問題非常に大きな問題でありまして、安恒委員は私より詳しいので詳しくは申し上げませんが、薬事法と医療法によって、買入の医療機関の判断、使うのは医師の判断ということになっておまして、その上に通産省ではME産業などと言つてこれの推進をやるということ、全く野放しということでありまして、こういう高額な機器が、医療に対する貢献は

わかりませんが、一面またそれ以上に、それによつて宣伝をし、そして営利を圖り、その高額な機器に投資した金を回収するために不必要にこれを売る、こういうことが今日の大きな原因にもなっていると思ひますので、事務当局では、これの規制をすることは困難であると言つておられますが、私は野放しすることはどうして許されない、購入についても、これの配置についても、たとえばどこに置くか別として、共同購入とかあるいは国立の病院等に配置をしてこれをオーブにするとか、何らかの方法を検討しなければならぬと考えております。

○安恒良一君 私は、現在は医療が私営体制で、つちかっているからなかなかむずかしいとか、そんなことを言う人もありますが、私はやはり少くとも人口の分布なり、医療機関の分布なり、そういうものの中で適正配置をどうしても考えなきゃいかぬ。それがためには私はやっぱり許可制という問題を考えざるを得ないんじゃないか。いまのように各病院が自由に買い込めるという制度でいきますと、どうしてもどんどんふえます。そうすると大臣がおっしゃったように、たとえばCTスキャナー一回の検査料は一万二千元ですが、どうしてもCTスキャナー買えば一日に十人か十五人はそれを使わないと減価償却できないと、こういうことになつちゃうわけですから、ですからこれは、私はどうしてもこういう問題についてはもう適正配置について、許可制についてひとつ直ちに検討をしていただきたいということを申し上げておきます。

ここでこれに関連してちょっと申し上げますが、機械じやありませんが、衆議院の社労委員会の中で人工透析問題について、他党の菅君が人工透析の乱用防止を厚生大臣に聞いて、人工透析を開始した後、ある一定の度合いがたつたところからいわれる再チェックということ、厚生大臣は前向きな提案であるからこれをひとつ十分に検討したいと、こう言われています。私は、もうすでに前から再チェックじゃなくして、人工透析の場

合、これもいまものすごくふえていますから、私は一つの医療機関だけで人工透析をやるといふ、決定するところの問題があらはれないか。複数の医療機関ですね、病院の場合にはお医者一人で診るわけじゃないから、複数の医療機関でどうしても人工透析が必要だという判断がされたときに人工透析を始めるということにしないと、私は人工透析の乱用防止ということではできないと思ひます。ですから、この点についてもぜひひとつ厚生大臣としては菅議員が提案をされていますところの、途中でチェックをするということに、さらに前向きに、最初透析を開始するときに複数の医療機関のチェックに基づいて人工透析を始める、まあ人工透析の中身の重要性その他についてはもういま申し上げたME機器等いわゆる配置について許可制にするというところの検討と、人工透析をやる場合には最初から複数の医療機関の診断に基づいてやると、こういうことについて大臣のお考え方を再度この点お聞きして、この点はそれで終わりにしたいと思ひますが、どうですか。

○国務大臣(岡田直喜君) 御指摘のとおり、人工透析の患者は漸次ふえております。しかもその弊害もだんだん出てきておりますから、ただいまの御提案の趣旨に従つて検討をしたいと思ひます。

○安恒良一君 そこで次に私は、再発防止にいろいろ問題を私どもはすでに大臣のお手元に文書で提出をいたしまして今月いっぱいには御回答をいただくことになっていきますから、これを全部やる時間があると思いますが、その中の重要なことについて大臣のお考えを聞きたいと思ひますが、この医療内部の相互監視システムですね。今回の場合もこれはこんなに告発が遅れ、大被害をもたらしたのは、いわゆる富士見病院単独ですべて患者を診察をし、判断をしたところにあるんであります。私はアメリカ、イギリス、ドイツ等において医療内部の相互監視システムというのがかなりきちっとしていると思ひますが、わが国の場合には残念ながら医療内部の相互監視システムというの

がきちつとしておりませんので、こういうところについて、時間があるままのところで特徴的に、いま申し上げたような国の医療内部の相互監視システムについて、さらに日本はどうしようとするのか。いま私は医療内部の相互監視システムというのは皆無に日本の場合には等しいと思いますが、これをどうしようとするのか、その点について考えを聞かしてください。

○政府委員(田中明夫君) 諸外国の資料については私も余り詳しい資料を持っておりませんが、アメリカの場合には、病院が基本的に御案内のとおりオープンシステムをとっているわけでございまして、したがって、個々の開業医が自分の患者の手術を行う場合には、契約いたしましたオープン病院に連れていきまして、その病院のスタッフの協力によって手術を行うという経過をとるわけでございまして、その間におきまして手術の要否、あるいは手術の内容について他の医師からチェックを受けるという結果になっているというふうに承知しております。その他英国あるいはドイツにおきましてはこういうようなシステムにはなっていないようでございます。ただ、ドイツにおきましては、日本と同じように診療報酬請求の審査が保険協会の審査委員会において行われる場合に、請求金額の審査とあわせて、事後の審査はありますけれども、診療内容のチェックが行われているというふうなことも聞いております。

わが国におきましては、先生御指摘のとおり、大部分の病院はオープンシステムではないわけでございまして、ただ最近で来て、かなりの勢いでふえております医師会病院においてはアメリカの病院と同じようなチェックは行われていると思いますが、ほかの病院ではそのようなチェックが行われていないというところでございます。大部分の病院につきましては何か適当なチェックシステムがしかれるかどうかという点につきまして、大臣の命によりまして設けました検討委員会において今後十分に検討してまいりたいと思っております。

○安恒良一君 私はずいこの点は検討をしてみたいと思いますが、アメリカの場合オープンシステムになっていることは事実であります。このオープンシステムというところに重点があるのじゃなくて、アメリカの場合では一人でも外来を診察する場合には複数の医師が診察をするということが大原則になっているようでありまして、アメリカの場合は、私はやはりこういう点について、わが国の場合もいまの支払基金では、西ドイツでは請求のときに審査していると言いますが、日本の支払基金の審査ではとてもそんなことはできません。できておればこれも早くわかったはずなんです。これだけほかの病院に比べて子宮の全摘や卵巣の全摘が非常に多いんですから、相当支払基金でチェックできたはずなのに支払基金ではチェックできていないわけですから、そうすると大臣、これは何らかの医療内部の相互監視システムについて、ぜひ考えていただかなければ、この種のものには防止ができないと思う、この点をひとつ考えていただく。

それから第二番目の問題は、私はやっぱり医師の生涯教育問題にも問題がある。というのは、現代の医学は三カ年間で一回転すると言われるほど急速な進歩を遂げています。でありますから、お医者さんというのは生涯にわたって厳しい研修の継続をする、でなければ患者にとつてはたまたまものではありまじやないし、お医者さんにとつても私は大変なこと。ところが、日本の場合には生涯にわたるところの研修制度というのが、制度的にきちっとしているのかといったら、残念ながらこれもありまじやない、残念な感じがします。しかし、私はこれは本当にいけないことだと思ふ。少なくとも諸外国の事例等を——これも時間がありますが、大臣からは細かく挙げて議論する必要はないんですが、大臣私は、当然お医者さん自身はそういう研修を受け、教育を受けたいという意欲はあるだろうと思うんですね、人間の生命と健康……。しかし、日本の場合には制度的にもそこがきちつとされていないんです、生涯教育の制度が。そういう

点について、ひとつ十分な検討をしていただいで、きょうは中身に入る時間があるまいけれども、その二つの点についてどのようにお考えですか。いま申し上げたところのいわゆる医療内部の相互監視システム、それからお医者さんの生涯教育制度の確立の問題についてどのようなお考えをお持ちですか。

○国務大臣(岡田直喜) 僻地診療などが、なかなか若い医師が行くこととしないのは、一つの原因は、いまおっしゃった日進月歩の医学におくれるという点が非常に大きな原因になっております。患者のためにも、お医者さんのためにも生涯教育はきわめて大事でありますから、この点はまじめに研究して、これに対する対策を講じたいと思ひます。

なお、相互のチェック、これは昔はまじめなお医者さんは、自分が診断した重要な病氣はもう一つの病院に診てもらつてこいというふうなことがあつたわけでありまして、この考え方が私は医の倫理の基本理念だと思ひます。そういう意味におきまして、いま安恒委員のおっしゃいましたようなものをどう制度化していくか、早急に勉強をいたします。

○安恒良一君 ぜひ、チームが設けられているところから——ところが、チームは医務局長を中心のチームではとても以上のようなことは消化し得ないと思ひますから、せつかくつくられたようでありまして、事務次官なら事務次官、もしくは大臣直轄のオール厚生省挙げた、私は再発防止のための諸制度の検討をぜひしていただきたいというところ。まあいすれにいたしましても、きょうは時間がありまじやないから、生涯教育制度のあり方の問題なり、相互監視システムのあり方の問題等については、改めてまた日にちをとつて私の考え方も申し上げ、突っ込んだ、あなたたち自身がいまの段階ではこういう制度にすればいいとか、こうしたいというお気持ちがあるまいと言えないようでありますから、これらは次回にあればいいと思ひます。

そこで次は、スモン問題について入っていき

いと思ひます。

御承知のように、スモン問題については昨年の九月十五日、時の橋本厚生大臣との間に問題の解決のための確認書ができました。そして、そのときには、年内に全体を解決すると、こういうことを目標にして、努力をいたしまして、まあそれからすでに厚生大臣も四人目になります。もちろんこの間、スモン患者の皆さん方の問題が九・一五の確認書を中心としながら、その後各裁判所における和解の中で漸次進んできていることは私も承知をいたしています。しかし、当面一番いま問題になっているのは、俗に言われる投票証明のない方の扱いです。

(委員長退席、理事高杉勉忠君着席)

で、この問題についても、私は橋本厚生大臣、野呂厚生大臣との間にこの問題についてやりとりをして、どの厚生大臣も、投票証明のない方においても、スモン病というふうな鑑定が下れば、これは平等に速やかに解決をします、こういうお約束を各大臣からいただいています。総理からも予算委員会の中で——お亡くなりになりましたが大平総理からもお約束をいただいています。ところが、現実には投票証明のない方の問題がまだ未解決に残つてるところにスモン問題の全面解決を大きく阻んでいることになりました。

そこで、大臣もすでに御就任以来、製薬メーカーの社長とこの問題の解決のために御努力されていることも承知をいたしています。また、あしたはいわゆるスモン患者の三つのグループの団体の代表、さらに弁護士さんの代表と大臣みずからがこの問題のために話し合いをしていただくと、こういうことについても予定されていることも十分承知をいたしています。

そういう中で私はお聞きしたいのは、私はもうこの問題についてもお答えが出ていると思ひます。それは、本年三月七日、東京地裁の民事三十四部の所見及び裁定ですね、これを私は即時全面的に国と製薬メーカーが受諾をしてやることだと思ひますし、さらに御承知のように、本年六月の

二十一日に札幌高裁が同様な事例につきまして製薬三社に対して勧告をいたしています。だから、私はこの二つのことにおいてすでに投薬証明のない方で、スモン患者と認定された人の扱いというのはもう明らかになったと思います。

そこで私は、これを速やかに国と製薬三社が――まあ国は受諾されるだろうと思えますから、製薬三社がこれを受諾をして早急に解決すべきだと思えますし、私は少なくとも、まあ大臣は衆議院その他の議論の中で、まあできれば十一月一ぱいという前向きな御答弁もあつたようでありましたが、私は少なくとも本臨時国会です、まあ十一月の十七日までと一応会期予定されていますが――中にこれらの問題の解決をぜひ大臣のお力によっていただきたいと思えますし、また、製薬三社を説得していただきたいと思えますが、これらの問題点について大臣の考え方を聞かせを願いたい。

【理事高杉勉忠君退席、委員長着席】
○国務大臣(園田直君) 経過はもう詳しく知っておられますし、また内々にも報告でありますから省略をいたしますが、裁判所の勧告は国は受諾をいたしております。あと残された道は三社がこれを受諾することだけあります。この三社に対して強力に受諾するよう要請をしているところでありまして、一日も早くこれが解決できるよう全幅の努力をいたします。

○安恒良一君 まあ大臣が強く要請されているというのは聞いていますが、衆議院におけるやりとりの中でちょっとお聞きしますと、どうしても裁判所のこういうものを受諾をしない場合には大臣として行政和解もあり得ると、もう行政和解をさせるぞと、こういつて強い勧告をされたように聞いていますが、そこらの大臣のお気持ちについて考え方を聞かしてください。

○国務大臣(園田直君) 衆議院においてそういう趣旨の発言をいたしました、現職大臣の発言としてはどうも注意が足りなかった発言だと反省をしているわけでありまして、三社に裁判所の勧告を

受諾させるために私が強く要請した過程で言ったことでありまして、大臣としては、裁判所の和解が困難でありますから、行政和解になればなかなかこれは困難だ、残された道は一つは裁判所の勧告を三社が受諾することだと、こういうことに考えているわけでありまして、私のこういう発言はいささか現職大臣としては不謹慎な発言であつたと反省しているところでございます。

○安恒良一君 いや、反省する必要はないですよ。私が言っているのは、まず、少なくとも製薬三社に対して二つの勧告、裁定を受諾をさせるように大臣は強力にやってもいい。で、どうしてもそれで受諾しないということになったら、何か方法考えにやいけませんから、私はむしろあなたのその、そういう衆議院における勇気ある発言を支持している立場で聞いているんですから、そんなに簡単に反省する必要はないと思えます。しかし、まあ気持ちの問題としてどうでしょうか大臣、私はいま申し上げたように、ぜひこの臨時国会中に片づけると。この点はどうか。

○国務大臣(園田直君) ぜひそのようにしたいと努力しております。

ただいまの発言も、三社に対して言うべき発言であつて、委員会と言うべき発言ではなかったと、こういうことでございます。

○安恒良一君 そこで、その次に大臣にお願いがあるんですが、実はスモン患者の皆さんも、第一から第三グループまでも、余りにもかたくなな製薬三社の態度に非常な心から憤りがあります。また、これを支援をしている支援団体も非常にかたくなな製薬三社に対する憤りを持っています。そういうことのあらわれとしまして、今月の二十九、三十、三十一日、製薬メーカーの本社がありますところの大阪において、いわゆる国民的なアピールや、さらに代表を少数にしばって製薬メーカーのトップレベルと――必ずしも社長とは限定しませんが、トップレベルと、いよいよ大詰めにかけておりますから、投薬証明のない方の扱いが大臣の強力な行政的な指導のもとに大詰めにかけてお

りますから、直接製薬メーカーと話をしたい、こういう強い希望が持たれています。

そこで大臣、ぜひひとつ、三日の行動の中で、三十日の日に一時から五時まで、人員は大臣交渉と同じ十五名程度にしばって、きちっとした場所、で製薬三社の代表と直接話し合いたいという強い希望を持っていますから、その点について大臣、ひとつぜひそれが実現できるようにあつてんのをうかつていただきたいと思います。どうでしょう。

○国務大臣(園田直君) 御要望の趣旨は十分理解できますので、その旨三社に伝えます。

○安恒良一君 まあぜひひとつ、それが実現が――でないといつもの製薬メーカーのやり方というのは、話し合いを拒否をしてシャッターをおろすと。シャッターをおろせば結果的にその本社の方に患者の方が三日も四日もたたずむと。そういうことになると、またこれは非人道的な問題だと、こういうことになりましたから、私は患者団体、弁護士さんの方にも交渉は整然とひとつやってほしいということをお願いしておきましたし、またそのようにやりたいと、こういう強い希望も持たれています。それから製薬メーカーの関係の労働組合の方にも私の方からお願いをしておきましたから、どうかこれが実現ができるようなお骨折りを一段とお願いをしたいし、それと同時に、そのような場合には、前回も重要な局面には薬務局長、中野さんですか、みずから大阪に行かれた。今回の場合も薬務局長みずからがそのような時点には大阪に行つて問題の前進のために努力をしていただきたいと思います。どうでしょう。

○政府委員(山崎圭君) お答え申し上げます。そのような事態につきましては、いろいろな状況があらうかと思いますが、御趣旨の点を十分わきまえたいと存じます。

○安恒良一君 以上をもって終わります。

○高杉勉忠君 大臣は、先ほど本委員会において就任のごあいさつの際、医療、福祉、年金などの多

くの問題を抱えている今日、その向上と充実のために推進する姿勢を述べられました。人間の生命と幸福を守る活力ある行政と、温かい血の通った行政推進のためのごあいさつを聞きまして、私はまことに力強く感じるところであります。特に、社会保障については造詣の深い園田厚生大臣に期待を寄せる一人として、当面する行政一般のうちで、私は主として医療、福祉関係について、また国立医療機関の定員など、さらにハンセン氏病関係について質問をいたしたい、このように考えております。

まず、今回の富士見病院の事件、先ほど安恒委員も指摘されましたように、従来の医療問題の中で、国民の不信を買っているその多くは医療費の不正請求の事件であつた。しかし、日を追うごとに明らかになってきていますように、医と算術どころか、健康な人間を食い物にするところまでできてしまつていくところに特徴がある、こういうふうに思えます。医療の荒廃ここにきままりとしか言ひようがありません。医療に対する国民の不安、不満をかき立てている医療の金権体質の現状について、監督官庁の責任、大変重大であると思ひます。何としても行政の監督が不備、不十分で、一部には病院に人命を預かっているという緊張感のないのが実態ではないでしょうか。

この際、医の倫理確立に対して大臣として今後どのように取り組まれていくお考えですか、明らかにしていただきたい、このように存じます。大臣の所見をまず伺ひます。

○国務大臣(園田直君) 医の倫理確立のためには、ありとあらゆる手段を尽くして努力をする覚悟であります。とりあえず厚生省内にこれに対する検討委員会をつくっております。この検討委員会が特別飛躍的な意見が出るかどうかは別であります。当面は私は、委員会を出される各位の意見で、これは適当である、これは大いに参考にするべきである、こういう点を一々具体的に示して、これを実行する手段をつくれ、こういうふうによりながらやつて、そしてこれが将来長期的な

ものに通ずるようにしたいと考えておりますが、簡単に、具体的に申し上げますと――富士見病院は私は残念ながら水山の一角ではないかと非常に心配をしております。

第一に、不正の摘発について、現在の厚生省の持っている権限というのは、なかなか踏み込むべきところに踏み込めない、こういうことがありましますし、また、その制度をよく知った人は計画的に脱法行為をやっているおそれがある。そこで、安恒委員の質問の中にもちょっとその御意見がありました。私は、まず当面、厚生省の持っている権限、警察の持っている権限、それから税の徴収をして脱税等の不正を摘発する大蔵省の権限、この三者がもつと一体となつて不正を摘発するようなもの臨時につくつたらどうか、こう考えております。

それから次に、これは各委員から出された意見であります。やはり患者の不服、それからいままでになされた病院の非人道的な、医療の基本に反するような問題、こういう問題がいろいろある。この前――〇番やられたら殺到してきた。こういう事実から見ても、こういう、名前は何とつけるかわかりませんが、不服申し立て、これを処理する機関を各県を主体としてつくる。場所によってはそれを移動してその不服を受けるようなものをつくる。それをまとめて、本省でこれを総まとめで制度その他を見直す、あるいは長期の計画をつくる一つの基本とする。大体こういうようなことを考えて、具体的に、しかもこれをやるについては、若干の行き過ぎがあつてもこういう事態にはびしとやりたい、こう考えております。

〇高杉勉忠君 倫理の確立については、ぜひひとつ大臣の、期待をしている一人でありますからお願いをいたしたいと思ひます。

そこで、時間が大変制約をされておりますので、大臣が衆議院の本会議に出られるようでありまして、から、御協力をする意味で端的に伺つてまいりますから要点でお答えをいただきたい、このように思つております。

まず、医療法の四十二条で医療法人の業務範囲を定めております。医療法人の株式の投機的売買というのはこの規定に抵触するかどうか、この点を伺いたいと思つております。

〇国務大臣(園田直君) 抵触いたしません。

ただ、残念なことには、その医療機関自体でやらすに、その医療機関中心にして関連会社をつくらす、そのグループでやっていると、脱法行為があることは御承知のとおりであります。

〇高杉勉忠君 大臣も御存じだろと思ひますけれども、わが国最大の医療法人であります十全会です。京都にありまして、株式売買の実態について数年前より新聞紙上でその買い占めがしばしば話題になつてゐるわけでありまして、直接の所管は京都府、こういうことにならうかと思ひます。が、京都府の方から情報や連絡、こういうことを得ておりますか。

それから、またこれに基づいて的確な御指示、こういうことが今日までなされてきましたかどうか、この点を伺いたいと思ひます。

〇政府委員(田中明夫君) 十全会の株式の売買につきましては、医療法人として適切な業務であるとは考えられませんが、昭和五十三年ごろ京都銀行及び寶酒造の株式を保有し、投機的な操作を行つてゐるという情報に基づきまして、京都府に対してこの株の売却を命じまして、そのように処理されたというふう聞いておるわけでございます。その後、最近新聞紙上等で、朝日麦酒等の株のまた投機的な売買をやつてゐるというふうな情報がございますので、京都府の方に問い合わせましたが、これにつきましては、どうも医療法人十全会自身は関与をしていないようございまして、残念ながら衛生部としては把握できませんという状態でございます。

〇高杉勉忠君 私の把握している情報では、十全会グループとしてその傘下に二十社あるようでありまして、その名義で、朝日麦酒、寶酒造、いまお話がありましたように、さらに京都銀行等の株を買ひ占めてゐる、二十億円を超える利益やというものをかせいでゐるようであります。いまのお話のように、医療法人名義でなされてゐるものはその中でどのくらいあつたかどうかというのはつきりいたしてないようでありまして、関連会社といつても医療法人十全会の経営する、これは東山高原サナトリウム、それから双岡病院、ビネル病院等に対する食料品の供給だとか、衛生材料サービシス、理容サービシス等を行う関連会社、これは明らかでありますし、その中心に立つのはあくまでも医療法人十全会であらうと、こういうふうに思ひます。

〇国務大臣(園田直君) 私も御指摘のとおりに判断をいたしております。

〇高杉勉忠君 私は、なぜこんなことをただしましと云ひますと、医療の経営が最近の風潮として特に金権体質を濃厚にしてゐることを大要變えるからであります。所沢の富士見病院もまたしかりでありますし、この十全会の運営いたします病院の経営の実態も金権体質を有するということでは同一ではないだろうか、こういうふうと思つております。

そこで伺ひますが、十全会経営病院の三つの許可病院ですね、そのベッド数と患者数、これはどういうふうになつておりますか。私は残念ながらちよつと資料が古い、五十年現在の資料しかありませんので、現在ベッド数と患者数、どういうふうになつてゐるか、三つの病院ですね、お願いをしたいと思ひます。

〇政府委員(田中明夫君) 医療法人十全会が経営してあります三つの病院のうち、東山高原サナトリウムはこれは五十四年十二月二十一日でございまして、病床数千八百九十九床となつておりまして、入院の患者数が千二百四十人ということで、病床利用率は一一％となつております。次の京都双岡

病院につきましては、五十四年十二月十四日現在で調査をしておりますが、許可の病床数は千五百六十一床、それに対して入院患者数が千七百十三人ということで、病床利用率は一一〇％になつております。最後のビネル病院につきましては、五十五年の一月十六日現在で調べておりますが、許可の病床数が四百八十四床、これに対して入院患者数が四百八十九人ということで、病床利用率は一一〇％ということになつております。

〇高杉勉忠君 いま利用率を言われましたが、ベッド数よりはるかに入院患者が多いわけですね。ベッド数より患者が多いということは、どういふふうにお考えになつてゐますか。

〇政府委員(田中明夫君) 医療法上、病院の開設の許可あるいはその後の増設等の場合には、病床何床ということと建物の広さその他等を勘案いたしまして、適当な病床を許可してゐるわけでございますが、その病床数を上回る入院患者があるというところは、県の衛生部の許可に反しまして、さらに多くのベッドを持ち込んで患者を入れているというところになると思ひます。

〇高杉勉忠君 ベッド数より入院患者が多すぎるというのは、常識的に考えれば緊急の場合の全く摩滅的な現象で、しかも、それは短期間に解消されるべきものだと思ふわけなんです。精神病院で私はベッドを持ち込んでゐるというのは、そのうであるとは思ひませんが、洋式ベッドではないんじやないですか。畳の部屋が多いことで、そこで、しかも長期にわたつてそういうような状態であるというのは私は異常ではないだろうか、こういうふうと思つてゐるわけなんです。今日まで、具体的にどういふような指導、監査をなさつてきたか、伺いたいと思ひますが、どういふふうになつてゐるか。

〇政府委員(田中明夫君) この医療法人十全会関係の病院につきましては、私どもは畳の部屋というところは、いかに聞いております。しかし、いづれにいたしましても許可病床数を超える入院患

者を入れていくことは、非常に不適当でございます。特に御指摘のように患者さんは精神病患者、あるいは結核病患者あるいはその他の老人の慢性病患者ということでございます。先生は御指摘のように急に一時の伝染病患者がたふさん入ったというような事態とは違ふわけでございまして、京都府といたしましては、毎年一回医療監視を実施した際に、病室の定員過剰につきましてその都度指導をし、嚴重に注意をしておるところでございます。幸いに逐年若干改善を見ておりますけれども、まだまだ許可病床数を越えた入院患者を入れていくわけでございますので、今後とも嚴重な指導を行つてまいりたいと思つております。

○高杉勉忠君 いまの指導、監査等々についてのお話がありましたが、ベッド数に対して入院患者が多いということは、当然その対応する職員にも無理が強いられるわけですね。あるいは患者に対してどうしても手抜きの見護が行われるということになるのではないだろうか、こう思うんです。そういう事態については行政の方でどういふに認識をされておりますか。

○政府委員(田中明夫君) 御指摘の点に関しましては、五十四年十二月から五十五年一月にかけて行われました医療監視の際にも、三病院においてそれぞれ看護婦の数が不足しているということをご指摘しておるわけでございます。医療法上、医師、看護婦については実際の入院患者数及び外来の患者数に基づきまして必要な人員を算定しておりますので、ベッド数に基づいての算定ではないわけでございますが、一般にこういうような状態は危険な傾向を生じると考えられますので、今後ともその超過の入院の問題とあわせて嚴重に指導、監督してまいりたいと思つております。

○国務大臣(園田直君) 一言つけ加えますが、収容人員の超過は違法であります。これがかつまた長期化するものは大した違法であります。残念ながら事務当局の答弁を聞けば、これを指摘し、京都府の衛生部を通じて指導、監督を徹底するよ

うに逐次改善していく。こういうことでないかと、再び富士見病院のような事態が起きないとは限らぬわけでありまして。残念ながら罰則がありません。そこで、警察と大蔵省と私と三者一体になつて、そういう脱法行為を平気でやるところは徹底的に取り締まるかと、こういう決意をしておるわけでございます。

○高杉勉忠君 大臣から再三強い御答弁をいただいております。しかし、まだ私は現実の実態について、なおかつこれからの要請も含めて申し上げたいと思つますから、引き続き御質問申し上げますけれども、そういった局長からの御答弁がありました。患者と看護体制のアンバランスが、私は具体的にベッドの拘束だとか、あるいは大量に注射をするとか、睡眠療法等の過度の利用ということにつなげてきていふのではないだろうか。これは十全会の事件については御承知だろうと思つますが、私は内容としてはそういう積み重ねがそういう事件に出ていふのではないだろうか、こういうふうに思ふんですが、その点はどうでしょう。

○政府委員(大谷藤郎君) ベッド拘束でありますとか睡眠療法等の患者に行動制限を加えるということにつきましては、精神衛生法の規定によりまして認められていふところではございまして、これは医療または保護という観点から嚴重に考えられて行われるべきものでございまして、こういうことが先生御指摘のような事実につながらないよう、嚴重な指導をしてまいらなければならぬというふうに考えるわけでございまして。

○高杉勉忠君 局長も御存じだろうと思ふんですが、去る九月の二十六日に大阪高裁で、具体的事例でありますけれども、ベッド拘束は「本人の意に反した専断的治療行為であり、違法」、こういうふうに判断をされております。かつ、この具体的事件でありますけれども、「十全会を告発する会」、この名誉棄損を認めた一審判決が大阪高裁では取り消されているわけでありまして。この判決後も従前にも増して大量の注射や縛りつけ

をしていることが院内の職員の人から私に訴えてきていふわけでありまして。これが現実なんです。で、効果的医療監視がなされていない。私はどうもそういうふうに、大臣はこれからの姿勢を述べられました。が、いまだ効果的な医療監視というものが十分できていふことは、そういふこと、私はこう思つておるんですけれども、そういうことについては従来どういふようなことで対処をされましたか。

○政府委員(田中明夫君) 医療監視につきまして、医療法によりまして、監視すべき事項、病院の設備が適切であるか、あるいは診療録等の書類が確保されているか、あるいは診療録等の書類が的確に記入されているかどうかという点、診療内容につきましては法律では監視すべき事項の中に入つていないわけでございまして。したがしまして、われわれ医療監視を行ひまして、この十全会の傘下の病院につきましても、先ほど来申し上げておりますように、患者がよけいに入つていふ、あるいは看護婦等の数が足りないということにつきましてはその都度嚴重に忠告し改善を図つておるわけでございまして、医療の内容につきましてもはなかなか踏み込んで調査ができないというのが現状でございます。

○高杉勉忠君 いままで私が申し上げましたような実態であるわけですね。で、グループとして最初申し上げましたとおり株式投資をやつていふわけですね。先ほど大臣から、倫理確立については大蔵省を含めて今後確立をするという方向をお示しになりました。その株の投機で、売買の利益というものは税務上の申告をしない、申告漏れというふういふ事実が明らかにされていふわけですから、時間も関係でこの問題だけに終始するわけにいきませんから、この実態把握もいままでお聞きしたところによりまして大変十分でありますから、後日で結構でありますから、十全会グループについてはさらに調査をしていただいで、文書でひとつ御報告をお願いしたい、こういう

ふうにして思つていふわけです。たとえ病院ごとになさきお示しになりましたベッド数、入院患者数、それから医者さんの数、常勤とか非常勤の別、看護婦さんの数、それから行政としては今日までいろいろ御指示をいただいたと思ふんですけれども、その具体的な御指示をした内容、そして調査でどの点を把握されたかという具体的な医療法なり株式売買の実態、こういう点を後日で結構でありますから、文書でひとつ御報告をいただくようお願いをしたいと思います、どうでしょう。

○政府委員(田中明夫君) 医療法人十全会の法人自体及びその傘下にあります病院につきまして、御指摘のような点につきましてはできる限り資料を整えまして御報告いたしたいと思つます。ただ、関連の二十にわたる会社につきましてはわれわれ調査権がございませんので、わかつた範囲において御報告申し上げますけれども、責任を持つて御報告するというわけには残念ながらまいりません。

○高杉勉忠君 先ほど私がお願いした分も含めて、できるだけひとつ御報告をいただきたいと思つて、時間関係で、次に私は大臣にお聞きをしたいと思ふんですが、国立医療機関の定員問題等についてお聞きをしたい、こういうふうに思つております。

まず大臣にお聞きをするわけであります。国立病院・国立療養所問題懇談会というのが二度にわたつて大臣に提言をされている。これを御存じだろうかと思つますが、この提言について大臣はどういうふうに思つておられますか。まず大臣からお答えをいただきたいと思つます。

○国務大臣(園田直君) 御指摘の懇談会からの提言――国立医療機関の充実、臨床研究の充実、これはなかなか進んでおりませんが、重点事項の一つにして、加うるに定員配置の改善、こういうこと等も重点事項として努力してまいりたいと思つております。

○高杉勉忠君 私はいまわが国の医療が救いたい荒廃の中にあります。その原因の一つにはわが国における国立公立病院の比重の非常に低いところ、その低さであろうと考えているわけなんです。大臣はこの改善のためにいまお答えいただきましたように、早急に改善をしていくという姿勢を述べられました。そのためにはこれまで多くの問題がありますが、私はさしあたり次の二点というものを、この際大臣に強く要望を申し上げたいと思っております。

そのうちの第一は、国立病院、療養所における増員を妨げているのは国家公務員総定員法ではないだろうか、こう思うんです。そこで、その総定員法から除外をしてはどうか。また当面定員削減の対象の枠外にすることであると、こういうふうには私に思いますが、大臣いかがでございますか。所見を伺います。

○国務大臣(園田直君) 国立病院、療養所の増員は逐次努力はしておりますが、その増員よりも医学の進歩あるいは社会環境の変化の定員を必要とする需要と増員とがうんとかけ離れておいて、年々定員が不足を来すようになっております。それからしてこれが総定員法の枠に縛られてどうにもならぬということは御指摘のとおりでありますから、これを枠外にするか何かいい方法をやるか、検討すべきであると考えております。

○高杉勉忠君 この問題につきましては大臣ね、昭和五十三年の三月三日の衆議院の予算委員会において当時の小澤厚生大臣がこう言っておられるわけなんです。私は、病院、療養所みたいな場所、現場サービスあるいは年金業務をやるようなところは外して——というのはこれは総定員法ですね。「外してもらった方がいいんじゃないか」と述べられているわけなんです。

また私は、五十三年三月二十二日の本院予算委員会において、この問題に対する質問をいたしましたところが、当時の荒船行政管理局長官からはこういうふうにお答えをいただいているんです。行政管理局は人員を整理するところだけではない、

い、大いに足りないところは増員を図ると、こう言われたわけでありまして。こしに入つては二月の二十二日の衆議院予算委員会でも橋本元厚生大臣が、厚生本省の定員削減に伴う激務、これは厚生省の方々であります、三人の方が亡くなったというふうなことも含めまして、激務について触れられていたわけでありまして。その後一般病院の百ベッド当たり職員数、開設者別で国立病院七〇・四に対して国立大学病院が一五・三・九、公的病院平均でも一〇・二、こういうような具体的な数字を算出を挙げて、そして削減問題についても配慮をされている国立療養所、国立病院と言われているその分野の定員がこういうような実態にあると、こういうようなことを力説をされたわけなんです。私の手元にも五十三年の資料が比較されているのがありますが、国立病院、療養所、先ほど申し上げましたとおり依然として低い水準にありますけれども、大臣これはどういふようにお考えになりますか。

○国務大臣(園田直君) 御指摘のとおりであると考えておりますが、現実にはなかなか厳しい環境にあることだけは申し上げておきます。

○高杉勉忠君 ぜひひとつ大臣、前向きな姿勢でいま御要望申し上げました点の実現に御努力をいただきたい、お願いを申し上げます。

第二の点であります、大臣も御承知のように、賃金職員という定員見合い賃金職員というのが六千五百五十名にも達している今日なんです。それで最近、大臣のところにも任用中断についての申書、こういうのが出ていて大臣も御存じだろうと思うんですけれども、これは国立病院の医療の増員問題、賃金職員の問題というのは十分御承知だろうと思っておりますけれども、この任用の中断と言われて実態としてはこういう施設長から、大変大げいの施設長から大臣の手元に来ている、これについてはどういふふうにお考えになりますか、これ。

○政府委員(田中明夫君) 大臣申されましたように、非常に国立病院、療養所の定員が不足しているというために、先生御指摘のいわゆる定員見合い賃金職員が多数に達しております。この扱いに關しまして、実は昭和三十六年の閣議決定によりまして一日雇用中断の取り扱いをして引き続いて再雇用はしてはならぬというようにわれわれ指示されておるわけでございます、この決定をわれわれとしては守る必要があるわけでございます。

○高杉勉忠君 大臣、六千名を超える大臣の部下ですね、これが三月三十一日から四月一日にかけて全国で一斉にこの人たちが退職するんですよ。それで一日置いて次の日に、同じ人が任用をされるわけですね。そういう非常に私はこのような不自然なことを大臣どういふふうに思われますか。同じ人が一年間ずつと働いて、三月三十一日になったら退職をして、翌日の四月一日にはまた任用される、同じことなんです。非常に不自然じゃないかと私は思っています、大臣どうでしょう。

○国務大臣(園田直君) 臨時に働いておる人の立場から言えれば不自然なところもあると思ひますが、この問題は御承知の共済組合加入の問題と関連をしておりました、ただいまこの訴訟は八月五日賃金職が原告、厚生大臣が被告として係争中でございます。かつまた、この問題は私のところだけではなくて各省全般にかかわる問題でございますから、なかなか簡単に御返事はできないところでございます。

○高杉勉忠君 私は細かな点を指摘していきいたいと思っておりますが、残念ながら時間が十分ありませんから要点だけを申し上げます、この賃金職員の厚生省の方から出している手引きの中にも定員内賃金職員というのは一般の職員と業務については何も変わっていない、こういうふうな認識をいっているわけなんです。しかもいま申し上げたのとおり、同じ業務をやっている看護婦さんの中にも公務員である人とそうでない、まあ言い換えれば日雇いのような形ですね、しかも通年雇用ではなくて一年間のうちに一日だけ雇用が中断をし

て——そういうことをわざわざしているんです。これは非常に不自然であるし、大臣からはいま共済組合の係争中と言われましたが、私はだから国立病院、療養所等々における総定員法から枠組みを外して、やっぱり国民の信頼、そういうものを回復する国立医療機関としての使命を果たすべきではないだろうか、こういうふうな思っているわけなんです。大臣に重ねて念を押しますけれども、いま申し上げました二つの点、私はこの際強くお願いをしておきたいと思っております、どうでしょう。

○国務大臣(園田直君) 施設長から大臣に参りました上申書にもいまおっしゃったようなことがよく書いてあるわけでありまして、医療というものはお互いが力を合わせなきゃいけない、その医療に従事する職員が差別があることは耐えがたい、こういう趣旨のことが来ております。そういう点は十分理解できまして、御発言は十分拝承いたしました。

○高杉勉忠君 時間の関係で、次にハンセン氏病患者さんたちの問題について特に大臣に伺いたいと思ひますけれども、大臣は新聞、雑誌などを拝見いたしますと、ハンセン氏病患者さんの方の長年にわたつて望んでおられた長島と本土の間に橋をかけられることを約束された、こうあります。人間復活の橋をかける——園田厚生大臣の私は快挙ではないだろうか、こういうふうな敬意を表するところでもあります。橋をかけることを決断された大臣の御心境なりその経緯についてお聞かせをまずいただきたいと思います。

○国務大臣(園田直君) この問題は、公共事業でありまして建設省の所管でありますけれども、十何年間言い続けられてきたことであります。そこで、私が地元負担それから国の負担、国の負担の方が私が責任を持って建設省に御相談をするから、地元の方は求めてもらいたい、こう言っておりますが、地元の方にも厚生省から私の使いとして近く派遣をして話を求めたいと考えております。

その理由は、この島における患者、職員が非常災害の場合の生命を守るための橋は必要であり、すが、もっと私が大きく考えることは、明治以来、この患者はどこかへ隔離をして世間と立ち切つてやるべきもう別個の人間であるという、こういう間違つた考え方でありましたが、その後治療を進みまするし、ある程度治つた人は伝染性もないわけで、自由に社会に出入りをする、こういうことを世間一般の人に理解してもらうための私は一番大きな問題である、こう考えたから積極的この話に乗つたわけでございます。

○高杉勉忠君 大臣からお話を聞きましたように、まさに人間復活の橋である、こういうふうな思いです。私どももささやかであります、その架橋については推進の一助を担いたい、こういうふうに思います。

そこで、具体的に関連をして、これから時間のある限りお聞きをしたいと思つておりますけれども、御承知のとおりに来年は国連の国際障害者年でもあります。私は、この中で国連がその背景として世界のハンセン氏病患者さんのことを考慮に入れて、また行動計画の中に障害者が十分に社会に参加する自由というものを制限する差別的な行動及び制限、そのものに関する調査を開始をいたしまして、かつ、その状況に対する必要のあらゆる措置をとること、これはまあ教育であるとか雇用であるとか、そういう差別解消のための法律の見直しと、こういうふうになるんだらうと思つておりますし、いま大臣からのお答えにもありましたように、隔離的居住施設、こういうものの廃止の推進、そういうものも含めていろいろうふうに思います。先ほどお答えいただきましたように、大臣は長島架橋に決断されたことについて、やはり差別を解消する橋であると、こういうふうな思い、私はそういうふうな受けとめていくわけでありませう。

具体的には、いま申し上げました国際障害者年に向けての法律の見直し、同時に具体的に提起をいたしますと、いまいろいろの患者さんたちにはい

の医療刑務所というのがあるわけでありませう。医療刑務所については、私は先ほど大臣が、人間復活であり差別のない、あるいはまた隔離、そういうものをしない、こういう姿勢を述べられましたが、当然これは廃止をされるべきではないだらうかと、こういうふうに思いますけれども、この医療刑務所についてはいかがでございませう。

○政府委員(大谷藤郎君) ハンセン氏病につきましては医療が進歩いたしました、感染性の弱い疾病ということでございますけれども、しかし、それにいたしましてハンセン氏病に関する専門の医療を勉強された医師がおられる近くがよいのではないかと、ということで、医療刑務所というものが、医療所に近い施設として設立されていると聞いておりますけれども、この問題につきましては、法務省が医療刑務所として所管しているものでございまして、私どもとしてはこれについて特に、そのものについて申し上げるべき意見は持っておりません。

○高杉勉忠君 局長ね、局長はもうあらゆる機会にハンセン氏病を正しく理解しようというところでPRしていただきますね、もう心配ないです、そういうことをやっておられるわけですね。ですから、そういうことになれば、何もない患者さんだからといって特別扱いすることはないんだらう、私は必要ないんじゃないだらうかというように、私は必要ないんじゃないだらうかというように、それは大臣が、差別のない隔離のない人間復活だ、こういうふうな姿勢を述べられて、私は力強く感じているわけでありませう、局長の方ももう少し前向きでひとつ検討いただきたい、こういうふうに思つております。

その点どうでしょう。私は管轄が法務省であることは承知しております。それで、現に菊池恵楓園にあることも知っておりますし、その管轄が小倉の医療刑務所の支所としてあることも知っております。しかし、現実には受刑の方が二人、それでしかも職員が十人、こういうような現実なわけですね。ですから、そういうことも、私はせっかく大

臣が前向きに取り組んでおられるなら、やはり鈴木内閣の間際ではある、法務大臣ともそういう点は十分御相談できるはずだと、こういうふうな思つておられるわけですね。大臣どうでしょう。

○国務大臣(岡田直君) 療養所に隣接した特別の刑務所で服役をする人もあることながら、これを目で見える療養所の人々の心情を考えますと、このようなのは決して適切なものではないと考えます。法務大臣ともよく相談をして、逐次一般の刑務所の中で治療をやるものがあればやるといふようにしていただければありがたいと存じ、法務大臣とも相談をいたします。

○高杉勉忠君 ぜひ来年は障害者年でもありますから、これへ向けてのひとつ実現をお願いをするところでありませう。

それから、具体的に大臣にこれやばり知つていただく意味で私は念を押す、そういう意味からも御質問するんですけれども、らい予防法の十五、これは「外出の制限、こういう事項がありませう。それから十六条には「秩序の維持」と、こういうふうなところでもかなり細かい、たとえば「秩序の維持の十六条の二項第二号には「謹慎させる」、そしてしかも三項では所長の指示によつて「所長が指定した室で静居しなければならぬ」、全くこれ、先ほど大臣から前向きな御答弁をお聞きしますと、現実には全く隔離であるとか差別であるとか、そういうことが法律上もまだ現存をしているわけでありませう、この十五、十六条について私は削除あるいは撤廃すべきものではないだらうかと、こういうふうに思いますが、どうでしょう。

○政府委員(大谷藤郎君) らい療養所におきましては、長期にわたりまして入所をされております患者さんが共同生活を営んでおられる、また伝染性でもあるというふうなことでございまして、規律に違反した者を療養所から退所させる措置をとるということができませんのでございませう、秩序維持のために規定されているという点がございませう、しかしこの運用につきましては、

現在の医学の進歩、社会的な問題等も勘案いたしまして十分な配慮を行つて運用をされているといふふうに考えているわけでございます。

また、外出禁止の条項につきましても同じような考えでございまして、現在人権尊重のたまえからその運用につきましても、十分慎重にやられているといふふうに理解しているわけでございます。

○高杉勉忠君 運用の面でそうやられていたのが実態であれば、やはり差別なりあるいは隔離なり、そういう法文として残しておくこと、これは最初申し上げましたとおり、国際障害者年に向けて国内法を見直そう、こういう時期でもありますから、再検討いただいて整備をしていただく必要がある、こういうふうな私は要望しておきます。

それから六条、十一條について、これまた国民の最も基本的な権利であるお医者さん、医療機関、これを選択する自由というのがあるわけですが、これもまた現実にはハンセン氏の患者さん方にはそういう選択の自由、これが現実にはないわけですね。

で、私はたとえば東京の全生園の患者さんたちが、あるいは退所をされた患者さんたちが医療センターであるとかがんセンター、そういう公共病院などを私は利用できるようにしたら、先ほど大臣が言われるように、本当の人間復活になるんだらうかと、こういうふうに思うんですが、そういうやはり六条、十一條、国民の基本的な権利、こういうことについてはどうでしょう。

○政府委員(大谷藤郎君) 先生御指摘のような点、私どもも考えているところでございませう、現実の問題として一般の医療機関を利用するという問題につきましては、これは時間をかけて逐次実施していきたいという考え方であり、そういうことをやっていたらいいというわけでございますが、この問題についても、今後ともその方向で進めてまいらなければならないものと考えております。

す。

ただ問題は、医療費の問題でございますとか、若干むずかしい点もございますけれども、それにつきましても、できる限り対応してまいりたいというふうに考えているわけでございます。

○高杉雄忠君 いま幾つかの提言もいたしました、大臣。ぜひひとつ障害者年を迎えることでありますから、その実現に向けて一層の御助力をいただきたいと、こうお願いをしておきます。

で、きょうは時間の関係で十分な意を尽くしての質疑もできませんでしたが、私はこの際、特に委員長、本委員会にもお願いをいたしたいと思いますが、長島との架橋については、できれば本委員会で促進の決議ができるような意思表示もしていただければ幸いです。こういうふう

に思いますので、委員長ひとつよろしくお取り計らいいただければありがたいと、このように思っております。

同時にまた、いままでは私は大臣を初め、医療荒廃から国民の信頼をかち取るために、何としても行政における期待がされている今日であり、倫理の確立についても、そうした意味においても、また障害者年を迎えるという点についても、まさしく国民の大きな期待がかけられていると思っております。

そこで、先ほど安倍委員からも指摘されましたように、富士見病院についてはただけ委員会でも調査をするなり、参考人と呼んでいただくような委員会をぜひ開催をしていただきたい、これまたお願いであります。

それからさらにつけ加えまして、国際障害者年に向けて障害者の方々の差別をするようなあらゆる国内法というものを、もう一度ひとつ見直していただいて、まさしく人間復活、これが發揮できるように厚生大臣の一層の御尽力を賜りたい、御要望申し上げます。大臣がこれから衆議院に行かれるようでありますから、御協力する意味でお願いを申し上げて、質問を終わりたいと思っております。

最後に大臣から、さらに一層の力強い御所見をひとつ承りたい、このように思います。

○国務大臣(園田直君) 数々の御提言ありがとうございます。これは十分、聞き流しにしないで深く受けとめましてその方向に向かって努力をいたします。

ありがとうございます。委員長から一言申し上げたい。ただいま高杉君からの提案につきましては、理事会で十分に意を尽くしまして皆さんにお諮りをしたいと思っておりますので、御了解を賜りたいと思

います。

○高杉雄忠君 終わります。

○委員長(片山基市君) 本調査に対する午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時十七分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(片山基市君) ただいまから社会労働委員会を再開いたします。

午前に引き続き社会保障制度等に関する調査を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○小平芳平君 初めに児童手当について伺いたいですが、けさほどの厚生大臣のごあいさつの中にも児童手当は入っておりますが、児童手当は御承知のように六者覚書というものがあつて非常に社会保障制度の中でもねらわれているんじゃないかと、福祉切り捨ての、切り詰めの最初にねらわれているんじゃないかというふうな危惧の念を抱いていらっしゃる方が多いわけでありまして、大臣のごあいさつの中に入っておりますが、

が、どういうお考えでしょうか。

○国務大臣(園田直君) 現在の環境で、社会福祉その他に対する環境は必ずしも樂觀すべき状態ではございません。しかしながら、その中でも児童

手当は当面の問題ばかりでなく国家百年の大計でありますからこれはもう当然のことである、これは社会福祉は大事ではあります、児童手当はその中でも特別の問題である、こう考えておりますので、あいさつの中では児童手当の問題は当然だと思つて申し上げなかつたわけでありまして。

○小平芳平君 大臣の他の委員会の御答弁も伺つておりますので、大臣が積極的に取り組んでいただくことを期待しております。またそのように取り組んでいただいておりますというふうに認識しております。

それでこの六者覚書ですが、「児童手当制度については」、「基本的見直しを進め」、「云々」となっておりますし、「老人保健医療制度については」、「関係審議会に諮問する」というふうになっております。で、このことは児童手当制度は中央児童福祉審議会の意見書がすでに出了たが、その中央児童福祉審議会が審議中であるために老人医療とは別の表現になっているというふうに理解してよろしいんですか。

○国務大臣(園田直君) 六者覚書私も非常に関心を持ってしさいに点検をいたしました。私は当時これに入つておりませんが、この文章はこれから社会福祉について大変であるから見直そうということでありまして、特にこの児童手当はヨーロッパと違ってヨーロッパは数十年前から高齡化社会になつたわけでありまして、日本は三十年近くで急速に高齡化社会になるわけでありまして。しかも、これに対してはほだわられが綿密な手を打ちましても、そういう人口構造的に危険な状態はうまういっても二十年から二十五年、下手をすればこれがつと続くと続くと続くと、これは非常に大変なことでありますから、児童手当及び児童に対する対策は、審議会の答申はこれに對してこれを見通して抜本的な改革をやれと、こ

ういうことでありますからそういう意味で見直し、検討をやれというふうに私は受け取っております。

○政府委員(金田一郎君) ただいま大臣がおっしゃいました御趣旨に沿ひまして、私もいろいろ検討いたしておるところでございます。

○小平芳平君 いや、私が尋ねた趣旨は、「基本的見直しを進め」ということは、これは私たちが入った覚書じゃないですかからこんなこと論議するのをおかしいんですが、「基本的見直しを進め」ということは、児童福祉審議会の意見書が出了たので、その基本的見直しのための意見というものは出そろつたんじゃないかということを尋ねたいわけなんです。要するに、老人医療の方は社会保障制度審議会では審議中でありまして、しかし児童手当の方は意見書が出たから、あとは政府が態度を決めればいんだという段階でしょうかということなんです。

○国務大臣(園田直君) 私もそのように解釈いたしております。

○小平芳平君 大蔵省もそういうふうに解釈なさつておられますか。

○政府委員(矢崎新二君) お答え申し上げます。

現行の児童手当制度につきましては、その意義でありますとか給付と負担のあり方、あるいは社会保障政策全体の中での優先度の問題といったようないろいろな面で検討すべき点があるように思つておるわけでございまして、そこで制度のあり方につきましまして、政府部内で基本的な見直しを進めようというふうに私もは考へておるわけでございまして。中央児童福祉審議会の答申につきましましては、児童手当制度の長期的な姿についての一つの考へ方を示したものであろうかと思ひますけれども、まあ御意見が発表されました後の各界の受けとめ方などを拝見いたしてみましたが、いま言つたようないろいろ検討すべき問題が多いという御指摘もあるように思つておるわけでございまして。私もどなたも思つたように、そういういろいろな各方面の御意見も踏まえて、五十六年度予算編成の過程でいろいろと検討をさせていただきます。こう思つておる次第でございます。

○小平芳平君 現行制度ですね、現行制度をそのままいまましても、所得制限が五十二年以来据え置かれていたために、六人家族で四百九十七万という所得制限がそのまま据え置かれていたために、該当人員は減りつつあるわけですね、給料が上がり、所得が上がりつつあるのに、そこからただですら該当人員が減りつつあるのに、そういう現状において中央児童福祉審議会の意見書は、少なくとも現行制度を廃止とか大幅に縮小しろというふうには受け取っておりませんが、大蔵省もそういうふうには受け取られますか。

○政府委員(矢崎新二君) 先ほどもお答え申し上げましたように、中央児童福祉審議会の御意見は、児童手当制度の長期的な姿についての一つの考え方を示したものであろうかと思っております。この児童手当制度につきましては、いろいろ問題が各方面から指摘をされておるわけでございます。たとえば、児童の養育についての考え方がヨーロッパの場合とわが国の場合ではかなり違いがある。ヨーロッパ諸国に比べて、親子の家庭における結びつきが強いという点から、広く社会的に負担するというヨーロッパ諸国のような考え方は日本の場合にはなかなかとりにくいのではないかと、いろいろな問題と、それからまた賃金の関係では、わが国の場合はヨーロッパ諸国と違っていて家族手当を含む年功序列型になっておるわけでございます。生活給としての色彩を有しておるといったような違いもあるようでございまして、また、そのほか健全育成という見地からは児童福祉施策であるとか、あるいは教育施策であるとか、いろいろな施策が総合的にその支えになるものではないであらうかといったようなこと、あるいは費用負担のあり方、所得制限のあり方、いろいろ問題はあろうかと思っております。ございまして、私どもとしてはそういったような問題点を全体として十分に検討をしていきたいと、こう思っております。

○小平芳平君 いや、そういう御指摘のような問題点があることは承知しておりますが、私が尋ねていることは、こうした労働力人口が減少する、国力、民族の活力が衰微していく、そういうことになり、日本の将来はどうなるかということになります。ですから、厚生大臣がおっしゃったように、児童福祉というものは将来のために考えなくちゃならないことなんだということです。そういう点で、大蔵省としていまの制度、いまのままで減りつつある、少なくともそれを、いまの制度を前提にして考えた場合に、全然廃止すること、あるいは大幅に削ってしまうとか、そういうことになるんではないかと、ならないんですか。

○政府委員(矢崎新二君) わが国の将来の問題として考えてみます場合、私どもが非常に頭を痛めておりますのは、今後の社会保障制度の姿がどうなっていくであろうかということがまず一番大きな枠組みとして問題になるわけでございます。御承知のように、医療、年金を初め、いろいろな諸給付があるわけでありますが、これを現行水準に据え置いたとしたとしても、人口の高齢化であるとか、制度の成熟化によりまして費用負担が大幅に増大していくということが確実に見込まれるわけでございます。そういうようなことになりまして、将来の世代に現在よりもさらに多くの負担をかける。つまり、われわれの子供たちの世代にそういった負担を求めないといけないというようにならざるを得ないというわけでございまして、したがって、そういう将来の世代の負担というのが、世代間の公平という見地から過大なものにならないというためには、やはり社会保障制度全般についての見直しをしていく必要があるのではないかと、そういうふうに思っております。ございまして、児童手当制度もそういう広い社会保障制度の一環といたしまして、やはり制度の見直しの対象にはせざるを得ないのではないかと、こういうふうにご考えておる次第でございます。

○小平芳平君 どうも、同じことを繰り返していても時間が過ぎてしまいますから。こういう覚書というふうな例がないわけですよ。前例のない覚書を交わして、そうしてねらい撃ちするということは、どうも納得できませんが、いかがですか。

○政府委員(矢崎新二君) これは、ねらい撃ちにするとはいえないことではございませんで、やはり先ほど申し上げましたように、社会保障の今後の長期的な見直しというのを考えてみます場合、給付と負担のバランスの問題というのがわが国の将来にとりまして非常に大きな問題であるというところは、これは否定できない事実かと思っております。そういったような問題意識がありまして、御指摘のような覚書が作成されたのではないかと、そういうふうには考えておる次第でございます。

○小平芳平君 その児童手当は将来のためということをよく大蔵省も考えておいてください。

それからスモンの問題につきまして、先ほど大臣からお話があったんですが、いまの問題点は投票証明のない方の問題が、大臣も他の委員会でその一点がいまの問題点だというふうに御答弁なさっておられました。それで私も緊急の最重要の課題であるというふうに思っています。大臣としまして、先ほど会社の方へお伝えしようというところをおっしゃったわけですが、それは三十日に大阪で集会が持たれる、この三十日の大阪の集会に製薬会社の責任のある社長さんに出席してお話し合いをするように、大臣から特に取り計らっていただきたいということを申し上げたいわけですが、先ほど会社の方へお伝えしようということですが、昨年の確認書のときも社長さんがいなくて、代表権のない人が出てこられますから、いざというときには社長さんが出てこられませんか、代表権が自分にはありませんからと言って逃げられませんか、とにかく、社長さんは一度も出たことがないわけですよ。ですから、三十日と言えば、大臣の御発言でも今月いっぱいには解決しよう

というふうな御発言から見ますと、ぎりぎりの段階ですから、三十日には社長さんがみずから出て話し合いをするような、そういうことをお取り計らい願いたいということですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(園田直君) 御発言の趣旨は十分理解いたしましたし、詳細にわかりましたから、その点も含めて会社側にお伝えをいたします。

○小平芳平君 大臣の積極的な姿勢に感謝いたしますが、厚生省の当局にお尋ねしたいことは、投票証明のない方の該当者は何人くらいいらっしゃるか、そしてなぜ会社側が、これほど国会でも議論されて、これほどニュースでも報道されておきながら、なぜ会社がいまだにこの勧告を受け付けないかというところをお尋ねしたい、その二点について。

○政府委員(山崎圭君) まず第一点の、投票証明書のない患者の数の問題でございますが、現在提訴患者、患者の数がいたしまして五千六百七十九名でございます。そのうち四百二十一名の方々と和解が終了しております。したがって、和解が済んでいない未和解者が千五百五十八名というところに相なります。私どもなりにいろいろ状況を聞きだしておるわけでありますが、このうちの大多数は、提訴患者の方々の提訴の状況もだんだんにふえていくというふうな事情もありまして、提訴されてからまだ時間が、日が余りたっていないと、こういうような理由によりまして鑑定手続がまだ終わっていない、したがってまして和解手続に至っていないという方々でございます。そういう方々を除きまして私どもはキノホルムスモンであることが立証されました、なお服用キノホルム剤の特定が不十分であると、こういうことで会社側が和解を留保している事例といものは、約全国的に見まして現在三百例くらいではないかと推測しております。この中で、さらに東京地方裁判所の言っておりますように、投票証明書の無いという、こういう患者がさらにどのくらいいるかということにつきまして、これはまあ東

京地方裁判所の所見においても述べられておりますように、投薬証明書のない患者というのは、裁判所が必要と認める立証を尽くしきりしきりでもなお服用キノホルム剤の刑名を特定するに至らなかった者をいうと、こういうふうにはつきり言っておりませんように、裁判所における証拠調べの結果明らかにする数でございまして、はつきりした数はございませんが、私どもの推測では、ただいま申しました和解留保事例約三百のうち、一割から一割ちょっと超えた三十例から四十例ぐらいではないかと、こういうふうに推定しているわけでございます。

それから、第二点のお尋ねの、会社側がなぜ、これほど東京地方裁判所で考え方が示され、さらにまた札幌高等裁判所では勧告という形で出ておるにもかかわらずこれを改つておるのかと、こういう問題でございますが、これはまあ会社側の言い分でございますから、何といいますが、確実に会社側がそれであるとはつきり言ったものではなかなかないわけでございますが、一つには、確かに東京地方裁判所なり札幌高等裁判所の考え方は明白に出ておりますが、同時に地方裁判所の段階におきましては、たとえばキノホルム剤の刑名がはつきりしない者については会社側に対する請求が棄却されて、国だけがいわば敗訴したと、こういう事例も片方にごさいます。いわば司法部の見解が必ずしも一致したところはないのではないかと、こういうような考え方も一部にあるやに考えておるわけでございます。まあそれだけでは足りないかもしれませんが、そういう点は十分推察するに足りると、こういうことでございます。

○小平芳平君 さしあたり会社が勧告に従いますというのを言って取り組んでも、そう大ぜいの数ではないわけですね、いま局長の説明だと。にもかかわらず決っている意味がわからないわけですね。とにかく、全然関係のない企業に、おたくは製薬会社だからといって救済に入りなさいと言っても無理でしょうけれども、キノホルム剤を製造したところは限られておるわけですから、また裁判所にも判断をはつきり示しているわけですから、ですから、大臣、もう一度ですね、厚生省へは社長さんが来るわけでしょう、厚生大臣が呼びになる。厚生省には来ながら、その辺が理解できない、そういう製薬会社の態度が理解できない。そういう態度をとっていらつしやるならば、ますますもって被害者団体の前に出て、もし理由があるなら述べてもらいたいし、また、さしたる理由がないならば早く解決をしてほしいと、こう思いますかね、いかがですか。

○国務大臣(園田直君) そのように努力をいたします。

○小平芳平君 それから、鑑定がおくれているとはいはしなないかということ、それで、鑑定に出してしまっても結論がなかなか出ない人もあり得るわけですが、その辺の事情はどうなっておりますか。また、一部に、その鑑定が引き延ばし作戦に遇っているというふうなこともうわさされますが、いかがですか。

○政府委員(山崎圭君) お答え申し上げます。

先ほども申しましたように、現在提訴患者が五千六百七十九名でございますが、そのうち鑑定が終わっておりますのが四千三百四十二名でございます。で、その残りの千三百余名が未鑑定者ということになるわけでございますが、ただ、この中で若干の人は、昔の時代に鑑定がなくてといいますが、地方裁判所段階でいわゆるいまの鑑定団による鑑定がなくて判決を受けられて、高等裁判所に係属している方々もあります。で、そういう方々を除きますと、正確に言いますと未鑑定者が千二百二十四名ということに相なっております。

それで、まあこのうち過半数の人は、先ほども申しましたが、提訴してから時日の経過がまだ日有余りたつていない、あるいは、その鑑定の事情等の理由によりまして、裁判所からまだ鑑定人団に對しましてその鑑定資料が送付されていない、まだ裁判所であるという調査をしていると、こういう段階の方々が過半数ではないかと思っております。

で、その余の方々は、その鑑定団でいろいろ議論をされまして、鑑定をするに当たりまして十分な資料が整っていないといいますが、こういう部分の資料を欲しいといつて鑑定人団から裁判所に対して追加資料の提出といいますが、それを求めている事例が多い、こういうふう聞いておるわけでございます。そういうことで、いままでずっとこの鑑定人団の御作業を拜見してありますと、まあまあ、私もそれはそれなりに順調に推移しているのではないかと感じておりますが、追加資料等の提出が早く行われますならば、一層この鑑定の進捗は図られる、こういうふうに期待しております。

一方、最後に御指摘の、時間かせぎといいますが、何か引き延ばしのようなためにいろいろ会社側が言っているんじゃないかという趣旨のお尋ねがありましたが、確かに、製薬会社が各地の裁判所に対して鑑定資料の送付の際に、いろいろ裁判所としても十分に資料を整備した上で鑑定人団に送付してくれという趣旨の上申書を出していることは聞いております。ただ、これはあくまで、この鑑定の問題は裁判所が医学的な事項、専門的な事項につきまして、つまりスモンであるかどうかという判断を下す際に専門家に對して意見を求める、こういう性質のものでありまして、そういう、つまり個々具体的な事例につきまして裁判所が御判断をし、そして鑑定を委託する、こういうことであると思っております。そういう意味では、裁判所が、仮にいろいろと会社側からの意見上申があつたといはしめても、公正に判断して決定されていく、こういうことだろうと思っております。

○小平芳平君 次に、恒久対策としまして、はきゅう、マッサージの無料化、これなどは五十五年度予算はほとんど余つてしまふんじゃないか、実際問題、八百円という額の少ないことやいふような事情があつて、ほとんど使われないで済んでしまふではないかというふうに言われておりますが、いかがですか。

○政府委員(山崎圭君) 使い残しがあるんじゃないかというお尋ねでございますが、結局いろいろ御意見のあるところは、このはきゅう、マッサージにつきましては、たとえばいま御指摘のように単価が八百円というふうな安い単価ではないか、あるいは請求手続等にもいろいろ複雑な面もあるんじゃないかというふうな声もございします。そういう面ではいろいろ知恵をしぼつてまいりました。が、はきゅう、マッサージの治療研究事業と申しておりますが、この単価は施術師団体と打ち合わせをいたしまして、この単価で引き受けていただく、こういう了解を得た上で実施を図つたものでございまして、そういうことで実施がいつています。また一方、請求手続の面につきましても、できるだけ不必要な負担を関係者にかけないよう、に、施術者についても患者さんについてももちろんでございますが、できるだけ簡便な方法をとるよう工夫をしましてまいりましたが、今後ともそういう方向でさらに努力を重ねてまいりたい、こういうふうに思っております。

○小平芳平君 まだほかにも質問したいことがありますが、大臣、いまのはきゅう、マッサージに見られるように、せつかく国が予算を組んで恒久対策の一環として実施することになっているわけですが、しかし、どこに隘路があるか、また実態が必ずしも厚生省は現段階で明確になつたとも言い切れないでしょうけれども、生かされてないんです。そういうことはまことに残念であると思ふんです。ですから、制度が隘路があればそれを打開するように、また今後の見通し、来年度予算においても、はきゅう、マッサージの問題、あるいは介護手当の問題、こういうことが差し迫つての問題としてなつてきますが、どういうふうにお考えでしょう。

○国務大臣(園田直君) スモン患者の今後の福祉の推進については御指摘のとおりでありまして、患者の実態に即して円滑にこれが実施されるよう

対策を講じたいと考えております。

○小平芳平君 少なくとも五十五年度の施策が切り下がることのないようにお願いしたいと思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(園田直君) そのとおりにやるつもりであります。

○小平芳平君 次に、富士見病院について質問いたします。

これも、けさはどうも来ずいぶん質問がありましたので、ダブッてはお尋ねしませんが、まず警察庁にお尋ねしますが、病院に摘出した臓器が保管されていたと思うんですが、その臓器は、けさの新聞では臓器は警察が全部押収したからないというふうに出ているし、また警察としては臓器は全部押収したわけですか。要するに、どこかへ隠してしまつたとか、そういうことは考えられないのですか。

○政府委員(谷口守正君) 富士見病院につきましては、数回にわたりまして搜索をしたわけでございますけれども、その結果、関係資料多数を押収しております。で、搜索押収の事由としまして、医師法違反容疑ということでございます。本件捜査に關連いたします証拠品、その中には臓器も含まれるわけでございますけれども、必要のあるものにつきましては押収しておるということでございます。

○小平芳平君 したがって、証拠隠滅のために臓器をどこか埋めてしまつたというふうなうわさもあるんですが、そういうことは考えられないと理解してよろしいですか。

○政府委員(谷口守正君) 第一回の押収搜索は九月十日、理事長北野早苗の逮捕と同時に進めたものでございまして、そのようなことは私どもは聞いておりません。

○小平芳平君 それから、これは警察にお尋ねするが、あるいは厚生省にお尋ねすべきことかと思ひますが、超音波検査というのは、それ自体が診療行為になるのかならないのか、それはいかがでしょう。

○政府委員(田中明夫君) 診療行為になると思ひます。

○小平芳平君 超音波検査それ自体が診療行為になりますと、北野千賀子院長の話としまして、現在、特に資格は必要ないと、超音波装置は、特に資格は必要ない。診療行為にならないみたいに行つてゐるんですが、いかがですか。

○政府委員(田中明夫君) 超音波診断装置を用いての検査というのは、現在、医師みずからあるいは臨床検査技師が医師の指示のもとに行つたことになっておまして、それ以外の者が行つた場合には当然法律違反になると考えられます。

○小平芳平君 そうすると、北野早苗氏は資格がないのに全く長年にわたつて数多くの違反を犯してゐたわけですね。

○政府委員(田中明夫君) そのとおりでございます。

なお、先ほど私医師の指示のもとに臨床検査技師と申しましたが、看護婦も医師の指示のもとには操作することが許されております。

○小平芳平君 それから同じように院長の話ですが、うちの診断結果を他の病院が否定したという例ですね。それはそういう例は幾つもあるように新聞には報道されてゐるんですが、うちの診断結果を他の病院が否定したという場合には、解剖しなければわからないんだというふうに話しておりますが、そうすると、警察庁の方では、こういうふうには富士見病院で診断を受けた、しかしそれはこつちの方では間違つてゐるというふうになつた場合に、その臓器は警察で押収してゐると思ひますね。と、それは解剖しなければわからないんだというのに対して返事もできるよになつておりますですね。警察として臓器を押収したと。そうすると今度はその臓器を解剖して、とにかくほかの機関で臓器をあれこれしなくては診断が間違つてゐたとは言えないと言つてゐるわけですか。ですから、それに十分答えられるような体制になつておりますか。

○政府委員(谷口守正君) 本件捜査、御案内のとおり医師法違反ということをやつておるわけでございまして、それとともに、二回にわたる傷害罪の告訴を受けて、現在その関係の捜査も急いでおるわけでございまして、傷害罪の告訴事実を見きわめるという意味におきまして、摘出した臓器、これが非常に重要な意味を持つてくるわけでございまして、この関係につきましては、やはり専門家の御協力をいただかなければならぬということでございます。鑑定の方の手配をすで行つておるということでございまして。

○小平芳平君 先ほどの御答弁で、北野早苗の医師法違反はこれははっきりしたところ、ところが傷害罪が成り立つかどうか、いまお話のですね。それはまだわからないというふうにおっしゃつておられますが、あるいは院長初めお医者さんの違反についてまだはっきりしないというふうにおっしゃつてゐたように伺ひましたが、そうなんではないか。

○政府委員(谷口守正君) 傷害罪の告訴を受けて、現在捜査をしておるということでございまして、具体的に申し上げますと、二回にわたつたので、告訴でございまして、合計三十二名の患者の方々、手術を受けられた方々でございまして、北野早苗と五医師、六名が共謀の上手術を行つて、そして傷害を与えたという告訴内容でございます。それにつきまして、当面告訴をされたこれら三十二名の方々につきまして事情をお聞きしてゐる、その他の所要の捜査を開始してゐるということでございまして。

○小平芳平君 どうももう少しその辺が、はっきりしてゐるんじゃないかというふうに印象として受けるわけです。傷害罪でも、非常に健康な人がいろいろな説明を聞かされて手術を受けてしまつたというふうなことはいかにも常識に反するわけですね。それで、そういう人が何十人というふうになつてゐることは、傷害罪がいかにもはっきりしてゐるんじゃないかというふうな印象を受けますが、いかがですか。

○政府委員(谷口守正君) 本件事案につきましては改めて申し上げるまでもないと思ひんでございまして、けれども、資格のない者が医療行為をしたということは、医師法違反の中でもやはり人の生命、健康に直接かかわる事犯である、悪質な事犯であるということでございまして、それを受けまして、埼玉県警察では事実関係を究明し、刑事責任ある場合には厳しく追及してまいりたい、こう思つておるわけでございまして、その医師法違反捜査の過程におきまして傷害罪の告訴がなされたわけでございますけれども、その関係につきましても、埼玉県警察は強力に捜査を展開するということでございます。

○小平芳平君 それから厚生大臣、免許取り消しその他の行政処分についても、いかにもはっきりしてゐることが長年放置されてきたんだということをお印象として強く受けるわけですが、それですまたそういう行政処分の結論も早く決まらないのかなどということを思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(園田直君) 関係法に従つて許された範囲で、厳正なる処分をなるべく速やかにやるよう、県の方にも指導してやつてゐるところでございます。

○小平芳平君 被害者の方から伺つてみますと、卵巣を全部摘出された人が後遺症に悩んでゐるというところ、そういうことは私はお医者さんでないからわかりませんが、したがつて、全部摘出するということとはめつたにないことなんだというふうにお聞きしましたが、いかがですか。

○政府委員(田中明夫君) 病気の種類によりましては、やむを得ず卵巣も全摘という適応があるわけでございまして、卵巣を全摘いたしましたものと、ホルモンが出なくなつてそのための障害というところが当然考えられるわけでございまして、一般の医学的常識といたしましては、取らないで済むならなるべく残すというのが普通のあり方ではないかと思つております。

○小平芳平君 それが大変な後遺症に大ぜいの方が悩んでゐるわけですね。

うのはどういふわけですか。

○政府委員(大和田潔君) おっしゃいますように、第五次の経時変動調査、五十四年の十月から十一月に行つたわけですが、その後若干時間がたちまして最近の物価等の社会経済情勢の変動、こういう動向にかんがみまして、やはり市場価格をさらに適正に把握しなきゃならぬという判断がございまして、現在の第六次の経時変動調査を実施するという事に相なつたわけでございます。現在それを取りまとめ中でございます。

○渡部通子君 第一次、第二次、第三次、四次、五次、六次とやりますと、実勢価格と薬価の基準との差額は、乖離は大きくなるばかりですが、いかがなんでしょうか。

○政府委員(大和田潔君) まだ第五次につきましても具体的な個々の薬価の算定まで入っておりませんで、実態調査、算定作業の前段階で第六次という事に入つてまいっておりますので、具体的にそれぞれの薬価の額が乖離しておるかどうかにつきましては、実はまだここで御報告できないわけでございます。

○渡部通子君 どうにもその辺は納得がいけないわけですが、これは薬価改定をやらなければならないために、何度何度も調査を重ねているとは思えないわけですね。と申しますのも、本来ならば本調査をやつた段階ですでに改定が行われていいはずなんです。その後時間がたつたからと言って経時の調査をなさる、そのうちぐずぐずしてまだまとまりませんと言っているうちに第二次を、また物価が変わつてきたからと言っておやりになる。そういうのを永遠に続けて、一体いつになったらやるのかと、いままで一番長くかかったときが昭和五十三年のときでございまして、この改定のとくに理由として、銘柄別収載方式に改めたからという理由がありまして十九カ月です。今日はもう二十七月でございまして、こういうことを見てもありますと、何と厚生行政というのはひどく放置しておくんだらう。これはどの程度の矛盾を放置しておいて、そして今回プロジェクトチームをお組み

になったといふけれども、国民に対しては申し開きのしようもないではないかと私は思います。これちょっと物価対策、財政対策からも一言申し上げておきますけれども、この薬価基準が改定されないがゆえに、どれほどの薬剤費の軽減がもたらされているかといふことですね。私は、これは物価の委員会が物価対策の面から発言した覚えもございまして、今回の薬価改定が仮に一〇％引き下げ、こういうことになれば年間三千九百二十億、月にいたしまして三百二十六億、これだけ薬剤費が省けるわけですね。まして一五％引き下げ云々されておられますから、一五％引き下げられるとなれば年間五千八百八十億、月に約五百億、毎月毎月三百億から五百億のよけいな薬剤費が出ていふと、こういうことを思っただけでもうたいたないなあという気がするわけでございますね。これは本当に矛盾がそのまゝ温存をされている。これにちょっと手を入れるだけでもかなりの物価対策、財政対策から助かるのではないかと判断せざるを得ません。その辺の御所見いかがですか、御感想いかがですか。

○政府委員(大和田潔君) 繰り返し申し上げますが、現在、第六次の経時変動調査の実施中の段階でございますので、これを実施いたしますには先ほど申しましたような各品目の補正等、こういうかなりやつかない作業がございまして、これを済ますにはかなりの時間がかかるかと、こういうことでございます。

○政府委員(大和田潔君) 先生のおっしゃるとおりでございますので、私も第六次のこの経時変動調査の結果が出次第改定作業にかかりたいと、かように思っております。

○渡部通子君 それでは、第六次の経時変動調査はいつごろ集計がまとまるのか、その見通し。それから品目数や概況など、もしおわかりでしたら御説明ください。

○政府委員(大和田潔君) いつ完了するかということにつきましては、実はいま具体的に御報告いたすまでには至っておりません。と申しますのは、具体的な薬価調査が行われました後で、御承知のようにバルク品目につきましてはそれぞれ基準包装とか九〇バルクラインを確認いたしまして補正の作業を行う、あるいは非バルク品目につきましては指数決定を行う等の、現在二千ばかりのバルク品目、それから一万五千ばかりの薬価基準収載の薬品がございまして、これは全部というわけでは

ございせんけれども、ただいま申しましたような作業といふものがございまして、かなりの期間がかかります。したがって、いまいつ終つてというところにつきましては、ちょっと現段階におきましては申し上げられる段階ではないわけでございます。

○渡部通子君 かなりのこととございまして、けれども、言つてみれば第五次の変動調査の結果で改定を行つてつちとも構わないわけですね。それをまだ第六次までをやつてその結果がいつ出るかわからないというのとは、結局は何と先へ延ばしたいという、こういう言いかえだと思ふんですけれどもね、ネックになつていふのは何ですか。

○政府委員(大和田潔君) 繰り返し申し上げますが、現在、第六次の経時変動調査の実施中の段階でございますので、これを実施いたしますには先ほど申しましたような各品目の補正等、こういうかなりやつかない作業がございまして、これを済ますにはかなりの時間がかかるかと、こういうことでございます。

○渡部通子君 あくまでも第六次が作業中であるからできないといういま御答弁でございすけれども、それならば本調査の結果でも、第五次の結果でも一向に差し支へはないわけですが、何度も申しますけれども、だからほかに困りの点がたつさんおありでしょうと聞いているわけですが。

○政府委員(大和田潔君) 実は社会、経済情勢の変動といふものをとらえながら実は数次の経時変動調査を行つてまいりまして、その過程におきましては、やはりその経時変動調査の結果といふものを見なければいふことではないわけでございますが、先ほど申しましたように、今回、第五次が終了いたしました段階でも社会情勢の変動といふものをとらえまして、もう一度やらなければ正確な数値が出ないといふことで第六次にかつた、こういうようなこととございまして。

○渡部通子君 そのおっしゃるところはよくわかりますけれども、厚生省がそんな配慮をしてもいなくても、もうすでに医師会の方では訴訟を起こしても医療報酬を上げると、このくらい強い態度でいるわけです。ですから、そんなに御遠慮なさなくても、そこはたて分けてこの薬価に対する矛盾は矛盾で正すと。また、それは別系統で、診療報酬という問題は私たちがいまの診療報酬体系が決していいとは思っておりません。結局は薬でかさがなきゃならない医療のあり方というものは一番まずいわけでございますから、診療報酬は診療報酬で検討すると、薬価の矛盾はできるところから正すと、そういう毅然たる姿勢があらってしかるべきだと思いますが、いかがでございますか。

○国務大臣(岡田直喜) 第六次の調査ができておりますのは、私の政治的配慮からおこなわれているわけではございませんので、早急に急いでおります。特にまた、薬価基準の改定は消費者物価に影響するといふ御意見も全くそのとおりでございますから、急いで努力をいたします。

○渡部通子君 これ以上の御答弁は出ないようでございますから、この辺でとめますけれども、私は本当にこの薬に対するいまの国民の不信というものが、それから医療のあり方の矛盾というものは、もうこれは大変なものだと思います。そんなむずかしいことは言わなくても、薬でもうけていたというこのあり方に対して、これはやりやうな行政として手を入れなけりやならないことが、二年たつても二年三ヶ月を経過しても手がつけられないという、こういうところには国民の医療行政に対する一つの不信というものが如実にあらわれていると思うし、私はこれほどの怠慢というものが許されていいだろうか、素朴にそう思わざるを得ないわけです。この改定一つできないような厚生省の實力であったならば、いまのこの複雑な医療行政にどこから一体メスを入れることができるんだらうかと。こういう手のつけられるところからでも周辺を整理していくべきだと私はいま申

し上げましたけれども、それに対して診療報酬がすぐに火を吹くからという、そういう本音の御心配があることはよくわかっております。しかしながら、それはそれとしてやると。だけれども、これほど怠慢行政が言われている薬価に対しては、それなりに急ぐと、こういう姿勢をあくまでもはつきりしていただきたい。本委員会においていつという答弁はもう幾ら言っても出さうもありませんから言いませんけれども、そこに私は医療に対する国民の不信が集まる一点があるんだと、これだけを強く申し上げさせていたきたいし、第六次を、この結果をまたなげや何もできないということではなくして、本調査がすでにきちっともうできてあるわけですから、それに対して第六次がまた第七次に延びる可能性というものがいまの御答弁からは出てくる危険性といふあるわけですよ。そういう点で、どうか大臣の積極的な姿勢は買いますから、なるべく早くこれについては国民の納得いくような結論を出していただきたい、重ねて御要望を申し上げます。

○国務大臣(岡田直喜) もっともなおしかりでございますが、第六次がさらに延びるようなことは、それは絶対にいたしません。御趣旨を奉じてなるべく早く改定ができるよう作業を進めてまいります。

○香脱タケ子君 限られた時間でございますので、前置きなしに端的にお伺いをしたいと思ひます。

同僚委員からまずすでにお話ございましたが、スモンの問題でございます。スモンが世界に類例を見ない被害であり、患者さんばかりではなくて家族にも肉体的、精神的、経済的に与えた長期にわたる打撃というのをはきわめて大きいのは、もう周知のことでございます。チバ、武田、田辺の製薬三社がいまだに投薬証明のない患者さんの救済——救済とも言えないです、最低の義務すら拒否しておるといふことについては、私も本当に腹の底から怒りを感じるようなことでございませう。こういう態度というものは、少なくとも加害者

のとるべき態度だと思われないわけです。こういう事態が続くということになれば、これは国会にも三社の社長さんたちにもおいでをいただかなければならないということになるんじゃないかと思ひます。すでに午前中から同僚委員のお話もございまして、すでに昨年の九月十五日の確證書で確認をされて、年内に解決をするということになっていったのが、すでに一年以上たってきております。何とかして今国会中に勧告を受諾させるように、やはり全力を挙げていただきたいと思ひます。御答弁はそれなりにお伺いはして思ひますけれども、重ねて御要望申し上げます。

特に二十二日、あすですね。あす、すべての患者団体の代表の方々が統一して大臣にお目にかかれるということになっておりまして、患者さんの団体の方々、大変大きく期待をしておりますが、こういう患者さんたちの本当に骨身を削るような長期にわたる運動と闘いの結果やつとこまできた、最後のところだといふところへきていたわけでございますから、要望をよく聞いていただけてぜひ実現のために御努力をいただきたい。

午前中にもお話が出ておりましたけれども、私も少なくとも今国会中には必ず解決をさせていただきたいといふことを強く要請をしたいんですが、大臣の御決意を重ねてお伺いをしておきたいと思ひます。

○国務大臣(岡田直喜) 三社との交渉の経過は御承知でございますから省略いたします。

ただいまの御意見のように、強い姿勢と決意をもって三社が裁判所の勧告を受諾するように、なお二十二日には患者の方ともお会いいたしますから、御説のごとくよく要望も聞き、その立場も承りまして、少なくとも今国会中には三社がこれを受諾するところまではこぎつけたといふ努力をいたします。

○香脱タケ子君 大変心強いお答えをいただいておりますので、引き続き、先ほども出しましたが、

三十日にすべてのスモン患者の方々が一緒になつて製薬三社のトップ交渉をやりたいということでお申し入れをされておりますが、私は加害者の立場にお立ちになるなら、部分的にいろいろ御意見があらうとも、これは当然加害責任を持つ三社の社長が患者さんにお会いになるといふ誠意を示すところのことはあたりまえだと思ひます。ところが、いままでなかなかそれが実現できない。私どももたびたび大阪でございまして、参加をしておりましたけれども、実に冷たい態度です。見ちゃおれないですよ。ですから、いよいよ最後の大詰めです、これは大臣からもぜひ力を尽くしていただいて、最後の段階なんだから、どうしてもやつぱりきちんとお会いになつて加害者の立場としての誠意を示すようにというのを強く要請し、必ず実現ができるように努力をとっていただきたいことをお願いしたいわけですが、いかがでございますか。

○国務大臣(岡田直喜) 各委員からの具体的な強い御要望でございますから、患者の側に立つて会社にこの意を伝えます。

○香脱タケ子君 それじゃ、ぜひよろしくお願ひをしたいと思います。

次に、生活保護の級地の是正の問題についてお伺いをしたいんですが、これはいつも問題になるんですが、生活保護の級地の是正問題というものが、特に低いところでは常に問題になっております。すでに検討中であるといふことをお聞きをいたしておりますが、たとえば私どものおります大阪では貝塚とか泉佐野市だとか泉南市だとか田尻町だとか河内長野市あるいは富田林市、羽曳野市、柏原市など二級地なんです、こういうところ、たとえば貝塚のようなところは一級地の岸和田と比べてもこれは生活費その他生活状況から言いますと、むしろ貝塚の方が高いというデータなども出ています。そういうふうなデータは当然だと思われまますが、厚生省はここの三月の本委員会では秋ごろに是正をなさるといふお話

でございしたが、いつからこれは指定変更をなさるのかとお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(山下眞臣君) 御承知のとおり、生活保護につきましては五十年から三十九年計画で四級地解消というのをいたしたわけでございす。おおむねそのほかにも二、三年に一回程度で級地の指定変更をいたしてきております。この春申し上げましたとおり、現在鋭意検討いたしてあります。三千三百の市町村から資料をいただきまして、その作業ももうほぼ大詰めに近いところでありますので、できるだけ早くということ、できれば年内にも実施ができるように努力をいたしたい、かようなことでございます。

○香脱タケ子君 年内に実施ができるということとして承つてよろしくございすか。

○政府委員(山下眞臣君) そのようなつもりで努力をさせていただきます。

○香脱タケ子君 ぜひ実現をさせていただきたいということを重ねてお願いをさせていただきます。

次に、障害者対策の問題ですが、これは非常に障害者対策の問題というのには課題が多々ございすし、きょう限られた時間で私でございと思つてゐるわけで、これは先ほども同僚委員からも御提言があつたようでございすが、国際障害者年に向けまして本委員会でも十分議論を必要とすると思ひますので、そういう適切な時期をつくつていただきたいということを、あらかじめ委員長にもお願いを申し上げておきたいと思ひます。

きょうは前後の事情がありますので、一問だけお伺いしておきたいんですが、これは昨日も衆議院でお話が出たようでございすが、重ねてこれは確認をしておきたいのでお尋ねをしたい。

というのは、いわゆる法律用語の中に非常にぐあいの悪い、不快用語というふうに新聞では報道されておりましたが、不具疾者などという用語がいまだに残っております。で、この法律というのは十一もありまして、施行令、政令等を含めまして八つですか、それから地方条例がそれに基つ

いてあるというふうなことでございす。しかも、それだけではない、これは厚生省関係の法律の中でも欠格事項では「未成年者、禁治産者、華禁治産者、つんば、おし又は盲の者」という表現がこれはずうとあります。で、新しいところは改正をしておりますから、こういう点は障害者年でもなくともこれは当然改善しなければならぬわけですね、少なくとも障害者年を迎えるに当たつて全法律を見直して、そして国際障害者年特別委員会にお諮りいただいて、このような不快あるいは差別的用語というのは、法律から一掃するような措置をぜひおとりいただきたいというのを強くお願いをしたいと思います。大臣一言お願いをいたします。

○国務大臣(岡田直君) 不適當な用語、不快な印象を与える用語、これが各省全般の法律にあるわけでありまして、特に私の厚生省の中の省令にその点が多いわけでございす。これは当然変更すべきことでありますので、できれば内閣全般としてまとめて、これは用語の変更であり、各党にも御異存のないところでありますから手続は簡単でありますから、早急にまとめてやるべきだ、もしそれができなければ厚生省だけでも考えておりましたら、これは総理から、内閣としてこれをまとめてやろうと、こういうことになりましたので、どこでやるか、多分総理府だと思ひますけれども、ただいま御発言のとおり仕事を進めていくようになっております。

○香脱タケ子君 それでは、ぜひそれは実現方を早期にお願いをしたいということを申し上げておきます。

次に、富士見病院の問題でございすが、富士見病院事件というのは、全く反人道的、反社会的、まさにショッキングな事件でございす。しかも、その訴えたというんですか、保健所に訴えて出た被害者の方が千人以上に及ぶというんですね。そのうちの九百六十九人がME機器で検査を受けている。七百二十六人が手術室に送られてい

る。しかも、正常な子宮や卵巣まで摘出をしたという今回の事件というのは、恐らく世界にも類例を見ないまさに人道上許すことのできないような事件だと思つたのでございす。したがって、私も考えますのは、当然のこととして、この富士見病院に對しましては厳正な態度をとるということ、これは当然のことだと思ひますし、すでに同僚委員からも御意見が出され、また衆議院でもわが党の浦井委員等からいろいろ具体的に申し上げております。そのことを私ここで繰り返そうと思つておりません。

確かに理事長の北野早苗という人の逮捕だけにどまつてはならない。当然北野千賀子院長ですか、院長を初め五人の医師の犯罪行為の調査、これはもうあたりまえのことだと思つたのです。そして、病院の閉鎖あるいは医師の資格の取り消し等、調査の上でこれは当然やらなければならぬ、これはもうできるだけ厳しく追及をするべきだという立場でございすし、このことはすでに衆議院でも述べられておるとおりです。同時に、再発防止のために、これは大臣もお認めをいただけてやつていただける運びになつてゐると思ひますが、各県の苦情処理委員会——名前はどうか、各県の苦情処理委員会——名前はどうか、各県の医療に対する苦情を受けていくという問題、同時にまたME機器の適正配置等々、これらの問題については、これはすでに論議がなされておりますし、わが党の同僚議員も衆議院でもすでに提起をしておりますので、これは私繰返すつもりはございせん。しかし、今日この医師、医療機関と国民との間の信頼を取り戻すということが、何よりも大事だと思つたのでございす。そういう中で、富士見病院問題が起きて以後、医師のモラルの向上あるいは医療団体、医師団体等の自浄能力の強化等をみずから自発的に訴えを挙げてきておりますし、私はこのことを実現をさせていくということが非常に大事だと思つたんですが、しかし、今日の深刻なまでにしております医療危機、この医療危機の進む中で、医師や医療団体

だけがそう考えても本当にうまくいくんだろうかという点がやはり一つ心配になります。といひますのは、きょう時間がありませんから端的にお伺いをしていきたいと思つたんですが、たとえばこういうことがあるんですね、病院が倒産するといふような出来事があります。以前には病院の倒産などというものは聞いたことがありません。ところが、最近急増しております。昭和五十二年には九件、負債が十八億円で、五十三年度は十八件、負債が十八億円で、五十四年度は十八件、負債が十八億円で、五十五年度は九月末現在でも負債が七十四億を上回るといふほど倒産件数が出てきてゐるわけですね。これはやはり医療の世界という点では異常な事態だと思つたのです。やはり、こういう異常な事態だと思つたのです。きてゐるのかという点に深くメスを入れるということには、これは本当に目先の手当てでは国民の信頼を取り戻し、医療を本当に国民の手に取り戻していくということができないのではないかという点が非常に大きな課題だと思つたので

たとえば、どんどん倒産が出てきてゐるという背景というのを考えてみますと、たとえばわが国の歴史的な医療制度というものがあろうと思つたわけですね。わが国の医療というものは、民間医療機関が中心になつて発展してきたというのが、御承知のとおり日本の医療制度の特徴でございす。したがって、勢い官公立病院が少なく、民間医療機関が非常に多いという結果が出てゐるわけですね。ですから、そういうことになつてゐる状況を見ますと、たとえば日本では、開業してうまくいくとまずベッドを持つて有床診療所にする。さらに、それでやつていけるといふ病院にしていくなつたというふうな発展をされてきてゐる。これが大体わが国における個人病院のパターンなんですね、これは。そういう中で、今日十兆を越すと言われている膨大な医療費に対して、やはり大資本からの攻勢というのは、いろんな形でかかつてきてゐます。

その一つは、薬づけというふうに言われておりますことに代表されます製薬資本ですね。製薬企業が十兆円を超す医療費に対して、黙って指をくわえているはずはないわけです。ですから、製薬関係では三兆円を超すという生産を上げ、御承知のように各業界と比べましても、経常利益等はすば抜けて高い。ずっと続いているという状況になつてきておりますが、そういう結果が国民の中では薬づけなどと言われるような状況を生んできているわけですね。最近、特に顕著になつてきておりますのは、もう一つの医療産業が、やっぱり国民医療というのを一つの重要な市場としてねらいを定めてきているという点があると思うわけです。

その一つは、問題になつておりますMEを中心といたします医療機器産業ですね。それからもう一つは、最近顕著になつてきておりますことは、銀行資本などの直接参加による、こういう直接参加型の大病院の建設ですね。こういう結果が、ごく大ざっぱに見ても個人病院に対してはどういうふうな影響を及ぼして行くかといふと、片方ではME機器による重装備をやらなければ競争に勝てない。だから装備をせざるを得ない、上手に売り込んでいく。こういう関係があるわけですね。片や大資本、特に銀行資本などの直接参加する大病院に競争を吹かけられるという形になるわけですから、そういう両方の攻撃の中で生き延びていくためにというか、生き残るための競争というものが医療機関の中で猛烈に起つてくるわけです。これはもう私も十年前にはちょっとと考えられなかったことですが、昨今急激にそういう事態が起つてきています。そういう結果が、やはり医療の原点であります医は仁術といわれるこの理念を吹き飛ばして、やっぱり利潤追求、経営中心主義的なところに走りざるを得ない、生き残るためにはやらざるを得ないというところまで追い込まれてきているという状況が出てきています。生き残れない、競争に負けた分はばたばたと倒産をしてきている。だから、かつては

聞きもしなかった病院の倒産というのがほとんどふえてきている、こういう状況でございます。

したがって、この富士見病院事件が、先ほど大臣、氷山の一角だと思つたとおっしゃつておられましたけれども、そういう氷山の一角としての御心配を本当に拭きをしていこうと思つたならば、背景にこういう状況があるんだという御認識をお持ちかどうか。ここにメスを入れなければ、本当に国民の信頼の得られるような医療機関というのは確立できないのではないかと、その点、大臣、そういうわけでございますが、その点、大臣、そういう背景が流れとしてあるんだというふうな御認識をお持ちになるかどうか、その点どうですか。

○国務大臣(園田直君) ただいまの御意見は、さすがに査脱委員はお医者さんでございまして、非常に的確に私に把握することができました。ただいまの御意見によつて根本的な問題がはつきり認識することができました。

○査脱タケ子君 私はここにそういう流れ、傾向というんですか、日本の現在の社会情勢、そういうことと無関係には起つていないというところに、この認識にお立ちをいただいて、ここにメスを入れる必要があると思つたのです。

先ほど同僚議員から薬師基盤の問題等の御指摘もありましたけれども、私もこの点についてはこの辺だつてもっとはつきり、こういう立場でメスをお入れになるべきだと思つたんです。原価をやはり明らかにしていく。そうすればあんな薬のさやかせを医者にさせるような医療体系は検討すればいいんですから、原価を明らかにして、必要なマージンをちゃんと乗せるということにすれば、こんなに国会でもう、やいやい言われても煮え切らない回答しかできないようなことは解決できると思つたのです。そこにやっぱりメスを入れていくということが同質の問題だと思つたわけでございます。

私は、そういった点で国民との信頼を回復していくためにはどうしても医療政策、医療行政に国民が参加をするということを、ひとつ考えなきゃ

ならぬと思つたんですね。同僚議員の御質問の中で大臣がおっしゃつておられたように、恐らく富士見病院というのは氷山の一角だから、だから何とかして厚生省あるいは警察、あるいは大蔵省の持つ権限を十分に發揮してやっていきたいとお話、あるいは苦情処理委員会をつくらなければならないというお話がございました。私は、さしあたりその点は、富士見病院の追及に当たつてそのことを進められることは非常に大事だと思つたんです。同時に、医療というのはいくらも専門的、技術的な分野でございまして、関係者だけの協議では国民の皆さん方は少しも安心できないという関係にあると思つたわけです。で、苦情処理委員会といえども、これは苦情があつてから持ち出すという段階でございまして、もうその医療機関に信頼が十分持ち切れないという国民の状況に対応する状況にはならないと思つたわけですね。

そういう点で、国民が医療機関を信頼し、医療機関との相互信頼が確立できるような状況というものをどうしてもつくらなきゃならないし、そのことが医師やあるいは医療団体の、いわゆる自浄能力を何とかして發揮したい、相互チェックもやつていこうと、いろいろな心を悩まし、矛盾に悩まされていくという医療関係者に大いに力を發揮する道になりはしないかと思つたわけです。そういう点で、私は、苦情処理委員会は恒常的に当然設置していただくというのにはありがたいことだと思つたんです。同時に、厚生省の中で検討委員会をお持ちになつて御検討いただいていると言いますので、少なくとも、医療の分野について国民が参加のできるという原則を確立することが大事ではないかと思つたんです。

というのは、どういふことかと言いますと、たとえば、府県なりあるいは市町村なりに、医師、医療機関はもちろんのこと、歯科医師団体も薬剤師団体の団体も、あるいは看護婦さんや保健婦団体も、医療関係のすべての団体の皆さん方を網羅し、同時に住民の代表、住民団体の代表あるいは

労働組合の代表等も参画をして、そして、当然保健所等がお入りになつて、今日の荒廃した医療を国民の手に安心して取り戻せる医療に改善をさせていくということをお互いの努力と信頼関係でディスカッションをしながら發展をさせていくという立場で、たとえば、そういう住民参加を原則とする医療対策委員会のようなものをぜひつくりたい、国民の皆さん方が医療機関について、みずからの知識と、みずからの見解で信頼関係を確立できるようになつて、機関をぜひつくる必要があるんじゃないかと考えるわけであり

ます。そういう点で、私は厚生省の中につくつておられる検討委員会でもぜひ御検討の対象にお取り上げをいただきたいと思つたのですが、いかがでしょう。

○国務大臣(園田直君) まず最初の富士見病院関連で、病院、それから逮捕されておる北野医師、これに至る処分は許される範囲で最大限の厳正な処分をしてやる決意に変わりはございません。

二番目の問題であります、いま当面こういうことでありますから、とりあえず、ただいまやるべきことは不正の摘発、監視、監査、こういうことを強化することだと思つておりますが、しかし、医療行政の最後の目的は、失礼でございますが、独断かも知れませんが、医療についてはお医者さんや医療機関が主人公ではなくて、地域住民が主人公である、国民が主人公であるという基本を確立することが、医療行政の最大の課題であると考えております。したがって委員各位のお知恵を拝借して、とりあえず検討委員会に、具体的に各県に苦情処理機関みたいなものをつくつて、そしてこれを厚生省の中で受けとめる機関をつくれ、具体的に仕事を始めるように命じておりますが、これは恒久的なものではなくて、期限は切れませんが暫定的なものとして私はやりたい。そしてやっていると悪いところは直し、さらに充足をし、将来は苦情処理機関ではなくて、いまおっしゃつた地域住民が医療に参加できるよう

なものにつくり変えていきたい、こう思っているところでございます。

○省脱タケ子君 いま国民が主人公の国民医療、医療体制というものを考えていただくということなので、御信頼申し上げておりますから、ぜひ御検討をいただきたいと思っております。

私は細かいことをいろいろお聞きをしたいと思つてはいたんですが、余り時間がありませんで、ひとつだけお聞きをしたいと思うのですが、ちょっと不思議でならぬなと思うのは、たとえば、富士見病院五十六床でしょう。その中で昭和五十三年に五百五十例、五十四年に六百二例が分娩、出産の関係の手術以外に婦人科だけの手術が、それだけ開腹手術があったということ、私どもの常識から言うと、これはもうちょっと考えられない数なんです。医者が五人、院長含めてですか、一般の産婦人科病院だったら分娩手術を含めて大抵年間三十例から五十例くらいですよ、普通の病院なら、国立医療センターという新宿のあのこの例を聞いてみますと、ここの産婦人科は医者さんが九人ないし十人と言います。ベッド数四十八床というのだから、ほぼ一緒ですが、お産の帝王切開、いわゆるお産のときの手術を除いて、こういう帝王切開とか子宮外妊娠の手術を除いて、全く婦人科的な手術の数を考えると一週間に四例ないし五例だと言います。一週間に四例ないし五例と言いますと、一年に二百例、三百例以内ですね、二百例余り。こんなにばかに多い、ちょっとだれが考えても驚くほどの数ですが、これが保健診療の請求明細書というものが毎回毎回出されているわけですから、ちょっと多いんじゃないかというのをすぐお気づきになってしかるべきだと思つて、チェックできなかったんですかね、ちょっと不思議なんです。

○政府委員(大和田潔君) 実は支払基金におきましては、おっしゃいましたように、レセプトによりまして審査をするわけでございますが、まず一つは、レセプトにおいてこの病気ではこの手術はおかしいというはつきりしたことでありますれば

チェックできるわけでございます。ところがなかなか支払基金からの報告によりますと、やはりこの病気であればこの手術はやむを得ないといったようなレセプトが出てきておつたというふうなことでございます。

それからもう一つはちょっといまおっしゃいました例数が確認できないんですが、最近の八月のレセプトなどを見ますと、ほかの医療機関と比べましてそれほど多い手術が行われているという、そういう例はないというふうなことで、基金からの報告によりますとチェックが、そういう意味で不当な中身の診療であつたというチェックができなかつたというふうな報告が来ておるわけでございます。

○省脱タケ子君 いや一枚一枚は筋が通つていても、それは一年に五百も六百例も手術例が出てくるといふことになつたらやっぱりおかしいじゃないかという疑いが、だれでも起こるんじゃないかというところ。結果的にわからなかつたわけだけれども、報道によりますと、不正請求の疑いもあるというので立ち入り調査などをなさつておられるようですが、これは当然不正請求になれば保険者に金額は返金させるんでしょ、返還を。同時にその場合に、こんな異常な例で一部負担で払っている人もあるでしょう、キャッシュで。これも一緒に払わせますか。

○政府委員(大和田潔君) ただいま先生おっしゃいましたように、一部負担を取つております、そういうことがはつきりした場合、不正請求であるということがはつきりいたしました場合には、その患者に対しては不当に徴収した一部負担ということになるわけでございますので、これは返還するように措置をいたす所存でございます。

○省脱タケ子君 それから、この富士見病院問題というのは、政治献金絡みなんです、特に医療の倫理の確立と言われていると同時に、政治倫理の確立も大変大事なんです。端的に申し上げますが、園田厚生大臣御就任のときにも非常にはつきりおっしゃつておられるんですが、実は、日本医

師連盟から園田大臣の御関係になる政治団体への寄付というのが、五十一年には晃山会三百万、それから第三政経研究会三百万、計六百万ですが、五十二年は晃山会三百万、それから五十四年が厚生会が三百万というように、日本医師連盟から献金をお受けになっておるようでございますが、これは総理が予算委員会でもお述べになつておられましたけれども、大臣も自分の所管団体や法人からの政治献金を受けるのは自粛しなければいかぬとおっしゃつておられました、園田大臣はどうなさいます、これは。

○国務大臣(園田直君) いま言われました日本医師連盟からの献金は、数字は覚えておりませんが、事実であると思ひます。力むわけではありませんが、私は、この際でありますから、まず私に対する国民の方から疑惑を持たれることはとうてい行政は進めてまいりません。したがって、そういう意味で私の所管内からの献金は一切重にいたさつて、就任と同時に断りをすでにしたところでございます。

○省脱タケ子君 その辺は随分始めよと言われているんですから、ぜひその点は厳守していただきたいと思ひます。

最後に、たくさん申し上げて大変なんです、公衆浴場問題についてお聞きをしたいんです。国民の保健衛生の維持向上のために非常に重視しなきゃならないというのは公衆浴場でございます。ところがこのごろ転廃業が大変続いております。数日前の新聞でも、東京の中央区の「入舟湯」という百年も続いたという銭湯が物価高でついに廃業をした、廃業を惜しんで長年のお客さんにお別れパーティーを開いてくれたなんというのが新聞の記事に出ておりました。大臣御承知かと思ひますが、それで、時間が少ないので端的にお聞きをしたいんですが、この公衆浴場組合から税制改正と、それから資金融資の条件改善に関する要望が出されていると思ひますが、厚生省といったしまして、来年度はこの問題に対してどのように対処しようとしていらっしゃるのか。主なところ

だけでよろしゅうございますので、簡潔にお願いをしたいと思ひます。

○政府委員(神孝悌君) お答えいたします。お示しのように、公衆浴場の経営が非常に悪くなつてきているということで、従来から厚生省としては環境衛生金融公庫によりまします融資制度の充実を図りまして、施設の近代化とか、そういう営業コストの低減ということである努力をいたしておるわけでございます。

今後の問題でございますけれども、五十六年度の予算要求というものに当たりまして、いま申し上げました環境衛生金融公庫によりまします融資の改善、貸付限度額の引き上げ、それからさらに、今年研究をしておりますが、ソーラーシステムについての、そういうものの設置についての特例措置というふうなものも要求しておりますところでございます。そういう形で、できるだけ公衆浴場の経営の安定化というふうなものに努めていきたい、こういうふうな思つております。

○省脱タケ子君 それでおふろ屋さんに聞きますとね、こう言うんですよ。五千万、八千万といつて貸していただいても、利息が高いからとてもじゃないけれども将来展望が十分持てない。これ、借りても展望を持つて返していくめんどいもの、持てない、何とか利息を補助してもらえないかというふうな御意見というのが強うございまして、大阪では関連施設についての制度融資という制度がございまして、そこでは四％の利率を越した部分は利子補給しているんですね。地方自治体でもそれくらい苦労しているんだから、政府の方でもぜひこれはひとつこういうことを考えてもらえないだろうかというふうな意見。

あるいはもう一つは、おふろ屋さんというのが建物の所有者とそれから営業者が別々に、いわゆる貸しぶろを借りて営業しているという、こういう形態というのがあつたんですね。その場合に、融資の対象は建物の方にはできないことになつてくるんですね。営業している方にしか出せないことになつてくるらしいですけれども、実際

に貸し借りをしている間ではどうなっているかという、建物の所有者と経営者の間の契約は、十万円以下の修理については経営者がやると、それ以上の分については建物の所有者がやると、そういう契約に基づいてやっていると、多いんだけれども、大修理になってお金が必要で借りられないというところになってくると、もうしょうがないから、結局廃業に追い込まれる。こういう問題があるのでこれらの点は考えられないだろうかということですが、そういう点は何かとできないものだろうかという点がある。

もう時間があるからと、もう一つは、廃業の原因というものはもう厚生省所管です。御承知だと思えます。けれども、その一つは自家ぶろの普及ですね。これはまあある意味では、生活水準の向上も含めていい側面もあるかと思うんですが、もう一つの大きな要因といえるのは、重油の値上がり。コストアップなんです。たまたま大阪の資料を見ても、もらってびっくりしたんですけれども、去年とことしとの比較で、これは大阪の浴場組合連合会の重油の共同購入事業実施の販売価格なんです。昨年、五十四年三月三十一日には一キロリットル当たりが二万七千三百円、それがことしの四月十日、五十五年四月十日には七万三千五百円、二倍半。二倍半を超すんですね、この共同購入に入っていない人は八万五千円超しているというんですね。だから、一倍半から三倍になっている。これが一番、重油等のコストアップが一番大きな問題なんだけれども、こう言うんですよ、おふろ屋さんの人たち。これ何とかならぬだろうか。石油会社の皆さんが大変お困りになっているというんならやむを得ないけれども、ずいぶん出光さんのように七十二倍も経営利益を上げておられるというふうなことであるのに、片方では二倍半も三倍も上げられて、それじゃあふる代がどれだけ上がったかといったら十円か十五円です。ふる代ほとんど上げたらお客は減るわけだから。そういう状況なんで、何とかしてこの重油の量的にもま

たコストの上でも、安定供給を政府として考えてもらえないだろうかというのが、非常に切なる要求でございます。

こういった点について、いま三点申し上げましたが、お答えをいただいて私は終わりたいと思います。

○政府委員(柳孝悌君) ただいまのお尋ねでございますが、まず第一点の問題でございますが、これは貸付利率の問題でございます。この環境公庫により貸付利率につきましては、御承知のとおり、公衆浴場については特に他の業種に比べますと一応有利な条件をつくっておるわけでございます。それから、さらに償還期限につきましても一般の業種につきましても十年でございますが、公衆浴場につきましては二十年、そういうことで私どもとしてはこれは環境衛生営業の中いろいろな各種の営業があるわけでございますが、そういった中でできるだけの努力は払っておるつもりでございます。しかし、この公衆浴場の問題解決のために、さらにそういった貸し付け条件についてはできるだけの努力は払っていききたい、こういうふうに思っております。各都道府県あるいは市町村等ではいろいろといった助成策を講じておることも承知いたしております。それは、それそれやはり地域住民の保健衛生の維持のために必要施設というところでいろいろお考えいただいております。そういう意味での努力は払っていききたいというふうに思っております。

それから次に貸しぶろの問題でございますが、これは実は現在法律上いろいろ問題がございますが、いま私どもとしてもこの辺やはり何かいい方法はないだろうかということで検討をしておる段階でございます。

それから第三点の燃料の問題でございますが、これはやはり年々燃料の高騰といったことで、これが経営の上で非常に大きな問題要素になっておるわけでございまして、お話ししましたような安定供給の問題につきましても、関係省庁に対し

て私どもの方からも要請をしておるところでございます。

それから、さらにお話の中にありましたような共同重油施設といいますが、そういったものによって相当なりコストの上では一般の価格よりは安く供給できるということもございまして、この辺も環境衛生金融公庫の融資対象という形で、少しでも安い燃料が供給できるようにというふうなことも考えております。

それから、さらに先ほど申しあげたんですが、ソーラーシステムを何か導入できないかというところで五十五年度予算で調査研究をいたしておる段階でございますが、この成果を見まして、公衆浴場にどういふものが適当かどうかというふうなことで、将来はこの融資措置についても実現していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○柄谷道一君 埼玉県所沢市の富士見産婦人科病院のためたため診療、医療行為は医療以前の犯罪行為であり人道上の問題であると思えます。しかし、この問題につきましてもすでに多くの委員が取り上げてきたところでございまして、私はあえてその重複は本日は避けたいと思えます。そしてその徹底の追及と再発防止のために、本委員会が大臣の示された積極的な姿勢を評価いたしますとともに、実効ある施策が一日も早く確立されることを強く希望いたしておきたいと思っております。

過日、厚生省は調査をいたしました。昨年度だけで史上最高の十億三千八百万円もの医療費の架空請求や水増し請求があり返還を求めた、このように驚くべき事実が公表されております。これは私は富士見病院の度を越えた診療というものが医療界の例外的現象ではなくて、医療界に広くそして深く巣くっているという事実の一端を示すものではないかと思えます。また同じく厚生省が昨年六月に政管健保のレセプトを対象に調査をいたしておりますが、対前年比平均均坪一・五%と対比いたしました検査量は一八・六%増、投薬量は

六・六%増となつておると公表されております。

これは検査づけ、薬づけの傾向が強まっております。この中には過剰検査や過剰投薬が相当あるのではないかと、このことを推定させるものであらうと思えます。多くの委員から指摘されておりますように、私は医療は本来、医師に対する患者の信頼感の上に成り立つものである。そして医師はその信頼にこたえる責務がある。双方の信頼関係により成り立つものであると思っております。富士見病院の事件はその信頼性を根底から覆したものでございまして、医療費の不当請求や過剰検査、過剰投薬もまた同類ではないか、こう思います。悪質は良貨を駆逐する、こういうことわざがございまして、こうした事態を放置すれば私は良医の医療行為、請求事務にまで悪影響を及ぼし、これが医療界全体の崩壊にすらつながっていくおそれがあるのではないかと。そしていわれる医療費の増高となつて不当に国民の負担を増大させることは明らかであらうと思えます。こうした問題に対処する大臣のまず基本的な御見解をお伺いしたいと思っております。

○国務大臣(園田直君) 架空請求、水増し請求等の不正請求の防止及び是正、これを図るため従来からも監査、指導等やってきましたところでありまして、今度の事件にかんがみ、特にこれを厳正にしていくよう一層の努力をする所存でございます。かつまた、いま私にしばしば全国のまじめな医者さんから手紙が来ておりますが、そのお医者さんからの手紙は、自分たちまじめな医師の立場を守るためにもこういうものをどんどん正していただく、こういう非常にありがたいお手紙をいただいております。

○柄谷道一君 私は、いま大臣がおっしゃいましたように医療を正常化し、正当な医療費と適正な国民負担を確保するためには、もちろん医師自身の手でその浄化を行い、医の倫理を確立することが前提であらうと思えます。しかし、これとあわせて医療のシステムと医療行政を適正かつ厳正に

するといふことが必要なことは、多言を要しないと思つてございます。すでにたびたび社会保障制度審議会、社会保険審議会はこの医療保険をめぐる前提条件について数多くの提言、答申を行つております。医療教育体制の問題、医療供給体制の整備の問題、診療報酬体系の是正問題、現実に即した医薬分業の推進問題、さらに進んで医と検査の分業など制度的な改革が急がなければならない。私は、公的審議会の答申というものが出ながら今日まで率直に言つて、失礼かもしれませんが、保険財政対策にのみ追われ、これに終始して来たといふことは、私は政府の怠慢ではないかとすら思ふてございます。これらの問題につきましては、健康保険法の改正法案も審議される時期でございますので、私はその際改めて徹底的に御質問をいたしたい。

本日は医療費請求に関する行政指導と監査体制、診療報酬の審査体制の強化に重点を置いて御質問をいたしたいと思つてます。多くを語るまでもなく、私は医療に関する指導、監査、審査体制はより一層改善し、強化すべきである、これが国民大の方の声であり、今日の世論であらうと思ふてございますが、大臣いかがでございますか。

○国務大臣(園田直君) 御指摘のとおりでありまして、適正な健康診療を確保するためには保険医療機関に対する指導、監査はきつめて重要であります。その厳正な実施についてさきに事務次官通達をもつて各県知事に通達したところであります。が、なお早い時期に各県の衛生担当、保健所等を集めて、大臣みずからいろいろ懇談をして指導、監査の強化を図りたい。なお、御指摘のその体制の強化についても十分検討し、努力をする所存でございます。

○柄谷道一君 医療専門官ですね。定員百七名に對し、現在七十六人しかいないと報道されております。私は、いま大臣がおっしゃったわけでございますけれども、この医療の不正に対する厳正な取り締まりの行政姿勢に積極性を欠いていたといふ、これは一例ではないかと思つてます。大臣の今

後の医療専門官の充実に關する御所見をお伺ひいたしたい。

○国務大臣(園田直君) これはしばしば指摘されているところであります。当事者のわれわれ自体が一番痛切に感じてるところであります。この地方、中央における専門官の充実、体制の強化、こういうことには、厳しい状況ではあります。が、全力を挙げて努力をする所存でございます。

○柄谷道一君 それとあわせて審査体制でございます。大臣御承知のように、支払基金は昭和二十三年九月一日支払基金法によって創設されております。今日では国保を除く全健保と公費医療の審査支払い業務を担当して、請求支払い事務の一元化、審査を通じての診療報酬の適正化、診療報酬支払いの安定化の役割を果たしてあることは御承知のとおりでございます。特に、支払基金は他の特殊法人と異なりまして、その労働組合の主力となつておりますのは支払基金労働組合でございます。全職員の九八%を占めております。その支払基金労働組合が責任組合として公的使命感のために今日まで努力を続けておるわけでございます。大臣は、この支払基金の現状をどのように評価されていらつしやいますか。

○国務大臣(園田直君) 支払基金について御努力は平素から感謝してるところでございます。この審査について、医療保険制度における重要性から言へばこれが一番大事でございますので、この充実を図らなければならぬと考えておりますが、具体的なことについては局長から答弁をいたします。

○政府委員(大和田潔君) ただいま大臣の答弁のとおりでございますが、私どもも審査の充実ということにつきましては非常に力を入れてまいりたいと思つてます。特に審査委員の充実ということをしていまして審査委員を増員する中でも専任審査委員について増員を図つてまいり、審査の充実を図つてまいりたい。さらに支払基金におきまして、業務につきましてもそれを充実いたしまして、たとえば医療機関ごとの診療傾向の把握をするこ

とができるような、そういう体制をつくるということ、あるいは審査委員、職員等の研修を充実するというところで審査の重視を図つていきたい、こういうふうな考えておるわけでございます。

○柄谷道一君 その具体的内容は追つて御質問いたします。

そこで大臣ですね、今日行政改革の一環として特殊法人の一部整理統合が検討の俎上に上つております。大臣は、審査業務は今後ますます充実をしなければならぬと、こゝいま御答弁になりました。私は、現在の支払基金は他の特殊法人と異なる幾つかの面を持つていふと思つてございまして。

その一つは、各種医療保険とともに公費医療にまで取り扱ふ業務が拡大をし、取り扱い件数、そして診療報酬の額も歴年増加を続けておる、これが一つの現実でございます。

第二には、他の特殊法人は政府から相当多額の交付金、補助金、資本金等の援助を受けておりますけれども、支払基金は設立当初の基本金として政府は四十万円の拠出を行つておるのみで、事業運営は保険者負担により賄われております。そして予算の執行は会計検査院の対象となつておりません。

第三は、支払基金に類似する特殊法人は他に存在いたしておりません。そして他の特殊法人を見ますと、そのトップマネージメントは大体管理、監督者が全職員の四〇%前後あるというところが多いのでございまして、支払基金の場合、常勤役員はわずか三名、管理、監督者も全職員の一〇%程度である。このように一概に特殊法人という位置づけをされておられますけれども、非常に異なつておる面があり、かつ今後ますますその充実が要望されておる。私はこゝういふ現実を見ますと、当然この支払基金というものは、俗に言う特殊法人の整理統合の対象の外にあるべきものであり、むしろ特殊法人という位置づけをしておるそのこと事態に問題があるのではないかと、こゝ思ふてござい

ますが、いかがでございますか。

○国務大臣(園田直君) 支払基金については御指摘のとおりでありまして、今日社会保険診療報酬の適切な審査、支払いを行うことを通じて、医療保険制度の円滑な運営のためにきつめて重要であつて、行な整理の対象になるべきものではないと私も考えております。

○柄谷道一君 そこで、その支払基金制度については昭和四十六年九月十三日社会保険制度審議会は医療保険制度の改革に関する答申の中で、「支払基金における審査制度の位置づけ及び審査の仕方」、「事務費単価決定についての基準の確立」、「事務費に対する国庫負担、政府出資の導入等について」専門委員会を設置して検討する必要がある旨の答申を行つております。また四十六年十月八日、社会保険審議会も支払基金について、その組織、機能、運営の全般にわたる検討を行い、支払基金法等の改正その他所要の措置を速やかに行ふ必要がある。これまた全会一致で答申を行つております。

さらに、厚生省は支払基金に指示いたしました。その指示に基づき四者構成の特別委員会が基金内に設けられ、あらゆる問題を検討した結果、四十九年十月十八日厚生大臣に對し「社会保険診療報酬支払基金の組織及び業務運営に関する改善について(要望)」これを提出しております。このような経過がありながら、厚生省は五十二年六月五日に基金法の一部改正は実施をしたものの、その抜本的制度問題については何ら触れられることなく今日に推移しておるわけでございます。

大臣、局長がいまお述べになりましたように、今後ますます審査業務の適正化、充実というものが急がなければならぬ大きな課題であらう、こゝう思ふてございまして、いかがですか。

○政府委員(大和田潔君) 先生おっしゃいますように、各審議会並びに診療報酬支払基金の方から具体的な改善項目並びに要望等が出ております。それに基づきまして、私どもも支払基金との間で

打合会を数回開いておりまして、その結果、先生先ほどおっしゃいましたように五十二年六月に基金法の改正、これによりまして審査委員定数を実情に合わせるというふうなことであるとか、あるいは公費負担医療関係の業務の引き受けについての法的な根拠というものを、支払基金法で設置いたしたわけでございます。それ以外に審査委員の増員であるとか、その他の項目につきましては前向きに取り組んでおるわけでございますが、先生おっしゃいますように、まだそのほかいろいろな具体的な改善をしなければならぬ事項がございますので、今後とも引き続きまして支払基金との打ち合わせを行いつつ、前向きに検討してまいりたいと、かように存じております。

○柄谷道一君 私は当時社保審の委員でもあり、この答申をつくった一人、参加した一人でもありますけれども、当時この両公的審議会が大臣に具申したのは、小手先の改正をやればよいという趣旨じゃないんですね、これ。抜本的にこの際見詰めてみなさいという答申でございます。

それから十年近く日時が経過いたしておるわけですが、これは大臣、局長、御承知のように、支払基金が発足した当時はその法的性格というものは、政府管掌を初め各保険者の審査、支払いの機能をその委託のもとに代行するという、いわば保険者の共同事務処理機構というものがこの立法の精神であったと私は理解するのでございます。ところが、時代は変わりました昭和三十年後半から国民皆保険の施策が急速に進められました。公費医療を中心とする医療保障の諸施策が実施されて、その審査、支払い業務をすべて基金の業務とされてきたわけでございます。私は、現在の基金の性格は、国及びすべての地方公共団体の行政事務の一部を処理する機構というものに、その性格を本質的に変えていっているのではないかとすら思うのでございます。しかも、審査、支払い業務は国の厳しい諸法令、諸施策の規則のもとに置かれております。実態的には国の業務そのものの性格にきわめて近い、いわば公共機関の性格を持っています。

と言つても私は過言でない。この前、厚生省が発表になりましたあのレポート点検も全部支払基金から資料出ているわけでしょう。厚生業務の一部も代行しているわけですよ。そうだとすれば私は、基金をいわゆる公社の立場として認知をして、保険者に対して業務委託及び所要経費の費用の納入を義務づける、そういう立場でその位置づけそのものにメスを入れ、改革をすべきではないかと、こう思うのでございます。いかがですか。

○政府委員(大和田澤君) なかなかその点につきましてはいろいろ意見が実はあるところでございまして、先生のような御意見はもちろん傾聴すべき御意見でございますけれども、保険者に対して診療報酬の審査支払いを支払基金に委託するよう義務づけるという、こういう形の制度改正になつてくるわけでございます。現在御承知のように委託は任意である。しかし、保険者の任意であるというたてまえでありながら、国鉄を除きまして被用者につきまして実質的には全部委託が行われておる。保険者が、本来保険者の有するところの審査権限というものをこれは健康保険法上委託するわけでございます。これを支払基金に委託するといふ、そういう制度的なたてまえ、これは自体は私はそのようなたてまえでもって円滑にこれは推移しておるのではないかと、こういう考えをしておるわけではございません、そうなたてまいますと、いまのような前提、先ほど来お話ございましたような問題はあらうかと思ひますけれども、いまのようなたてまえで進んでいくことが、円滑に進む一つのやり方ではなからうかというふうに思ふわけではございません、政府機関といひますか、公社、公団というものに変えていくことによつて必ずしもいまよりも順調にいくかどうかという問題の検討はやはり必要である。私も今は、現在のたてまえでもって順調にいかせていくのがいいんではないかと、こういうふうにかえておるわけではございません。

○柄谷道一君 いま局長の御答弁に何か私の意見が一部の意見であるかのような御答弁であつたん

でございますけれども、一度向審議会の議論いたしました審査の議事録一通御熱読いただきたいと思ふんです。それは明らかに性格が大きく異なつてきたんだから、その発足当時の制度そのものをもう一度洗い直して、その位置づけというものを明確にせよというところから議論が発し、そして富士見病院のこの乱診、乱療問題を契機として、また違った視点からの強化が望まれていた。私はそういう視点に立ちますと、これは、これだけやつておつたんじゃないや時間が過ぎてしまひますから議論は追つてまた別の機会にいたしたいと思ひますけれども、ただ、現行のこのシステムをそのまま踏襲して、運用上改善を加えていくことがよりベターだというたてまえの局長の答弁にはどうして承服いたしかねるわけでございます。これは追つて時間をかけてひとつ、委員会でもなくもいいんですから議論し合ひましょう。

私は具体的にそれじゃお伺ひします。まず、審査運営の強化の問題でございます。これが必要なことは大臣も原則的に同意されました。しかし私は、現在の審査というものが一カ月を単位としております。しかも書面審査を基準をいたしております。しかも一カ月ごとの作業日程の関係もありまして、審査日数と時間はおのずから制限されております。一方、診療報酬の明細は医学、医術の進歩に伴ひまして複雑、多様化し、逐年取り扱ひ件数は増加いたしておるわけでございます。したがつて、このような審査体制の現状下で幾ら職員が死にもの狂ひになつてがんばつても、富士見病院のごとき傾向を事前に把握することすらむずかしいという審査の現状である、こう私は思ふのでございます。そこで、この問題についていろいろ改革すべき要点があると思ふんです。時間の関係で六つばかり言つてみます。

一つは、審査委員会の委員の選任基準をより明確にする必要があるということでございます。去年まで医療担当者代表として出ておつた委員が、翌年は今度は学術経験者として同じ人がたまた資格

を変えて出てきておる、こういうことも散見されます。適正な審査を行うために、この審査委員の選任基準がいかにあるべきか、もっと明確にすべきだらう。

第二には、いま申し上げましたような審査の実態でございますから、私はこの支払基金が医療機関の診療傾向を把握するための統計的資料とその活用を行い得る、そして高額明細書または傾向的に非常に、さきの委員も指摘されましたけれども、常識的に見ていかかと思ふものの動向を把握して重点審査を図るという道を開くこと。

第三には、私調べましたら、審査に関する諸法令、これだけあるんですね。膨大なものです。これをやはり短時間に処理しようと思へば、さらに合理的に簡素化し、重点的なものに改めていく必要がある。

第四には、審査委員会が行う処置について幹事長の権限を強化いたしまして、医療担当者の出頭及び説明を求めることは都道府県知事に代えて幹事長の承認を必要とする。幹事長みずからこれらの出頭を求め得る体制に切りかえていく必要がある。さらに、現在の基金法には職員の義務は明確にされておりますけれども、その権限というものは一行も見当たりません。私は、審査委員会に対して職員の助言、医療機関等に対する指導ということもこの法令上明らかにすべきではないか。

さらに第六番目としては、審査委員の増員と適正な処遇の確立という問題があると思ふのでございます。

このような一連のただ現行の審査制度に満足することなく、根本的に洗い直してその審査のあり方を確立するというのが私は出来高い制度の現状下において、より確実かつ適正な審査を行うことにつながつていくんではないか、こう思ふんです。一項一項は時間がございませぬから、そういう問題を真剣に前向きに検討していこうというひとつ大臣の姿勢をお示しいただきたいと思ひます。

○国務大臣(岡田直君) 先ほどの御意見で、支払基金が特殊法人であるのはその印象、性格から不適当な時期に来ておる。義務づけし、これを何か公的なものに替えたらどうか、こういう御意見であります。これは公社に変わるという事は大変なことでありまして、これは慎重にやうていきたいと思います。

なお、現行制度でいくならこういう点に注意したかどうかという数々の御注意がありました。これについては事務局からお答えをいたさせます。

○政府委員(大和田澤君) これを全部お答え申しますと時間がかかりますので、適宜お答えを申し上げますが、先ほど先生おっしゃいましたような統計資料の整備、医療機関の傾向の把握ということはきわめて重要なことであるし、これにつきましては、私もその方向でやうてまいりたい。傾向的な把握というものをやうてまいりまして、審査の充実を図るという方向でやうてまいりたいと思います。

それから、審査委員の増員につきましては、先ほど申しましたように、これにつきましては十分私ども積極的に審査委員の増員を図うていくということをお願いしたい。ただ、事務職員につきましては、この権限は特に法制化する必要はないんではなからうかと、事務職員につきましては、これは、審査の補助、協力ということにつきましては、十分事務職員の方々にやうていただいておりますのでございまして、特に権限の法制化については、私も必ずしも必要ではないというふうに考えるわけでございます。

それから、幹事長の権限でございますが、これはやはり審査委員会において医師の呼び出しというふうなことになるかと思ひますけれども、その場合には、やはり幹事長の権限というよりも、知事、現在やうておるような知事にその介在をさせると。知事の許可を受けて医師の呼び出しというふうなことを行わせるのがいいんではなからうか。ただ、幹事長とそれから審査委員と、こ

の両者は十分に協力体制をしくように私も指導をしております。またその意味で、審査会におきましては幹事長がそこへ出席して、意思の疎通を図るという形で運営の円滑化を図うてまいりたいと、このように思ひておるわけでござい

○柄谷道一君 これもまあ議論しておれば時間がかかりますけれども、その医療機関、高額医療の動向的な統計整備をやうて把握をするといううんすね。それをやるのは職員です。審査の方々のうちのは大体お医者さん中心でございまして、だから私は、職員がそういう統計把握をし、日常業務をやうておるわけですから、この項目について、こうこうこういう重点審査をお願いしたいとか、すべきではないか、そういう助言を、職員がみずから管理する中から感じたことを、審査委員に対して補助をし助言をする、これは当然私はあうてしかるべきことであるし、それがなければ、ただぼんと書類が膨大に積まれて出されて、審査委員会だけで、実務に当たっている人の意見も助言も受けないで適正な審査ができるはずは私はないと、こう思ひます。そこは余りかたくなにならないうで、ひとつ私は提言をしておるわけですから、そのことに對してはより前向きに姿勢を示してまいりたいと思ひます。

○政府委員(大和田澤君) いま先生のおっしゃうておられます助言、提言、これはもう当然やうていただくというところで、いま現在でもやうていただいておりますのでございまして。

○柄谷道一君 現在やうておるんだから、法律にうたつたうて一向構わぬことではなからう、これは。まあ次へ進めましよう。

次は、財務運営についてもいろいろ問題があるんすね。大臣御承知だと思ひますけれども、これ、風吹けばおけ屋もうかるなんすよ。政府は四十万しか出してないんでしやう。民間が六十万です。いま基本金百万円です。そして請求件数に變動があったときは、この厚生大臣の許可を得てこれを調整し。いまの膨大な扱っている量から

見て、百万円の基本金でその調整が図れるわけではないと思ひます。結局、病人がふえ、請求件数がふえなければ基金の運営すらできないという事態が出てくるわけですね。ことしの冬は寒いと、かぜ引きがふえるんではないかと、そんなことを期待しなければならぬこの財務運営のシステムというものは、私は根本的に大きく間違っていると思ひます。とすれば、この基本金を大幅にふやすとか、もしそれができなければ、私は、保険者負担の基本金をふやす、もしくは変動準備積立金制度、そして一年間一定の予算の単価でやりまうすね、余剰金が出まうすね、それを翌年度単価で調整するといふんではなくて、やはり基金業務の安定的運用のためにそれを準備金として積み立てて万が一に備え、そして、ことしは病人が少なかったと、請求件数が少なかったと、そういうことを本心に心から喜べるような私は財務運営の方式といふものに変えていく必要があるんじゃないか。いかがです。

○政府委員(大和田澤君) 現在、先生おっしゃいますように、診療報酬件数を基準にいたしまして手数料を決めておるわけでございますが、先生おっしゃうておられますように、安定的な財政運営という見地からいたしまして、何か件数だけ、件数をベースにした手数料だけでなくて、若干その安定的な運営が図れるような方法を講ずべきであるといううてございまして、十分私も理解をしておるわけでございます。その点は先生のおっしゃるような方向で努力をまいりたいと、かように思ひております。

○柄谷道一君 まあ時間がありませんので、その他、組織、機構の問題につきましても、いま常勤役員三人です。全部厚生省から、まあ天下りという言葉、私は余り好きじゃありませんけれども、全部厚生省からおりられた方がその三名を占めておるわけですね。基金で多年努力して職員をみがいでも理事にはなれない。非常勤では四者構成になっていきますけれども、保険者の代表も理事にはなれない。私はそういう、やはり常勤役員体

制というものについてもメスを入れる必要がある。さらに、都道府県の中では広域な地域もあるわけですから、現在の基金法の中では一県一事務所といふことですけれども、地域によっては、従たる事務所を設けなければならぬ地域もあるであらう。まあこれは、他の特殊法人ないしその他の公法人は、大体現在の理事会的なものは諮問機関なんすね。常勤役員の体制があうて、そして多くの参加を求めるという意味であるんすけれども、基金の場合には非常に特殊に、常勤は三人で、後は四者構成の非常勤理事をもつて構成する、これが果たして適切かどうかという意見もござい

で、大臣、私は時間の関係で本当に問題点の指摘にだけとどまうてございすけれども、多くのまだ問題点が残つておるわけですね。冒頭大臣は、審査業務の充実強化は必要である、こう述べられました。とすれば、その視点に立つて、また両審議会の答申にこたえるという意味でも、この法改正、抜本改正に對してより積極的に取り組んでいきたいという前向きの姿勢は、少なくとも大臣からこの席上明らかに願ひたい。その内容をどうするかは、私だけの意見ではないけれども、いろいろな識者の御意見を聞いて、その法改正内容をひとつ組み立てていく、これはもう当然でございすけれども、姿勢としていかがですか。

○国務大臣(岡田直君) いま、数々の御提言があうたわけでありまして、じつと承うておると、きわめて適切な提言も非常に多かつたわけでありまして、さらに事務局から先生のところにお伺ひして、具体的にいろいろ教えを受け、現行制度の中においてでもできるものは、これを早目に取り上げて実施をする、なお、その現行制度の中の改革は抜本改革への足がかりとして、前向きに努力をまいりたいと存じます。

○柄谷道一君 許された時間があと三分しかございませんで、通告はしてございませんでしたけれども、意見の形で私は最後に児童手当制度につ

て一言申し上げて、質問を終りたいと思います。

児童手当制度につきましては、昭和五十四年十二月二十八日、自民党の、いわゆる六者覚書で検討することとされております。しかし、この児童手当の所得制限は、昭和五十二年からその金額がいられておりません。そのために今日までに十三万人もの受給者が対象外に外れております。ただでさえこのような状況下にある上に、さらに所得制限を強化するということになりますと、ますます脱落者がふえるという結果になります。しかも、クロヨン税制、トーゴーサン税制と言われておりますように、勤労者と、商工業者の所得の把握はまだ十分に行われていないわけですから、同一金額で所得制限を強化するということになりますと、明らかに勤労者に不利な結果になることは避けられません。同時に、サラリーマン受給者の多くが事業主が七割も拠出をしておるわけでございます。私の計算では、仮に児童手当の非受給者になりますと実質的には五千円の賃金カットということになるというふうに計算をいたしておるわけでございます。

私は、こうした問題を安易に、ただ財政上の理由だけというところで、税制の現実や経営者負担の現実や賃金に及ぼす影響というものを度外視して進めることについては大きな異論を持つものでございます。

この問題につきましては重要な問題でございますので、私は改めて本委員会もしくは決算委員会でも十分に資料を挙げて御質問をいたしたいと考えておりますけれども、大臣として十分にこの実態を御承知おき願いたい。このことを特に申し上げておきたいと思っております。

○国務大臣(園田直君) 衆議院の委員会でも発言をいたしました。所得制限を強化することが勤労者の実質賃金のカットであるということは私も同様の意見を持っております。

六者覚書がありますが、先ほど小委員の御質問にお答えしたとおり、私は、あれは将来、児童の育成というきわめて国家百年のために大事なこ

とであるから、これには抜本的な改革を加えよう

と。これは審議会の答申も出ております。一挙にこれができないにしても、その改革の足がかりとして現行制度を維持し、足りないところを充実すべきだと、こう考えておることにいささかの変わりもございせん。幸い、衆議院の委員会でも、これは存続するということをはっきり総理が言っておるわけでありまして、その存続を前提としておるわけにこれを充足していくか。苦しい国家財政の中でどのように適切にやっていくようにやるか。今後の問題であると考えておりますが、少なくとも所得制限の強化などは断じてやるべきではない、こう考えております。

○柄谷道一君 時間が参りましたので終わります。

○前島英三郎君 私が最後でございますので、もうしばらくおつき合いをいただきたいと思っております。

国際障害者年に対する取り組みにつきましては、本部長は総理大臣、厚生大臣並びに総理府総務長官が副本部長ということでございまして、基本姿勢は予算委員会でお伺いしたわけなんです。が、ひとつ、総理府内に担当室ができて半、国際障害者年を迎えるまであと七十日、非常に時間も迫っているわけなんですけれども、この半年間を振り返って、主な経過とそれから今後の状況、さらに担当室として今後のひとつ抱負など、心構えなどを伺いたいと思っております。

○国務大臣(園田直君) 来年度来る年を迎えて、御承知のごとく総理府内にこれに対する推進の検討会をつくり、各特別部会をつくって出すべきことを検討しているわけでありまして、個々の問題はもう御承知でありますから申し上げませんけれども、要は、「完全参加と平等」と、こういう一語に尽きると存じます。その中で、こういう行事というか、障害者の年だということでも単に標語やお祭りに終わらぬように、具体的にそれぞれ別個に特別部会で検討しているところでございます。

なお、私が一番重点を置いておりますのは、特別部会の中で、これを単年度に終わらずして、長期的にどのように身体障害者が完全に社会に参加し、ハンディキャップをみんなの力で埋め合わせして平等に社会づくりに参加するかという長期の計画をする部会に、特に重点を置いておるわけでありまして。なおまた、先般言われましたようにさらに大事なことは、失礼ではありますけれども、この障害者ができないような環境の整備をすることも非常に大事なところであります。

なお、私まだ総務長官とは相談しておりませんが、ぜひお願いしたいと思っております。いまの推進検討会を、これを一年度のものにしないうで、やはり、障害者の問題は私の所管でありますけれども、この対策は単に厚生大臣だけでできることではなくて、文部、運輸、一切の各省に關係すること広いわけでありまして、この総理府に設けた推進検討会をこれを契機に恒久的なものとして、心身障害者のための対応策を講ずる総合的な役割を果たすというふうに、これをつないでいきたいと考えておるところでございます。

○説明員(花輪隆昭君) ただいま厚生大臣から具体的なお答えがあったわけでございますが、総理府といたしまして今後各省庁とさらに御協力をいたしまして、また特に、中央心身協力を預かっております厚生省と私ども一体となりまして今後さらに努力をしてまいりたい、かように存じております。

○前島英三郎君 五十七年の三月で担当室は消滅というふうなことが伝えられていたわけでありまして、いま厚生大臣の方から非常に——これは国連でも十年計画、長期計画ということを決定すべきだ、こういう提案もあるということで、単年度で終わらせることなく、継続してこの担当室を一つの窓口として、関係省庁と心身障害者の施策を進めるといふ大変力強い言葉をいただきましたので、実は私もこの担当室がつくられるときのかかり合いを持つ一人として、大変喜んでおるところでございます。

そこで、また厚生大臣にお伺いするんですが、政府は国際障害者年事業の推進方針を中央心身協の提言に即しまして八月十九日付で決定をされているわけなんです。が、障害者対策についてはもう解決されるべき問題が山積しているわけなんです。そこで特に、対策室ができたからといって厚生行政がそっぽを向かれては困るわけで、むしろアンテナは、厚生省に厳然と心身障害児者対策では大きなアンテナはそびえ立つてもらわなければならぬわけなんです。が、厚生行政としてどのような課題が残されているか、認識しておるかという点をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(園田直君) この対策に総合的なものができたから厚生省は手を緩めるな、こういうこととありますが、厚生省が推進力になって、しかもこの対策は経済、文化全般にわたって問題があるわけでありまして、そういう意味で厚生省が推進力になって、こういう総合的な検討会ができたということに勇気づけられて努力をさらに続けていきたいと考えております。

いろいろありますけれども、具体的に申し上げますと、第一は生活安定のための諸施策の推進、二番目は障害者の働く場の確保及び生きがいある生活の場の充実、三番目には生活環境の整備、四番目は障害の種類、程度に応じた適切な福祉施策の充実、五番目には障害の早期発見、早期治療の推進六番目には障害の除去、軽減のためのリハビリテーションの充実などから今後取り組むべき課題がたくさんあると考えておりますが、障害者問題の解決の前提となるものは、一般の市民の障害者に対する正しい理解と協力、ただ善意の見物人であってはならぬと、こういうことが一番大事だと考えておりますので、この正しい理解と協力のための啓発活動、啓蒙活動等も重視してまいりたいと思っております。これで足りない点があればお教えを受けて、さらに追加をして検討いたします。

○前島英三郎君 そういう意味で、不快な言葉が法令、政令、あるいは条例の中に出てきておる、

そういうものを見直す、点検をするという一つの啓蒙活動のこれも一端だろうと思うんですが、私はこれは単なる、ただそういう言葉を削除するだけであって、はならないと思うんですね。実はその言葉の裏づけされている部分で非常な障害者が社会参加を阻むものも規制があるわけでありまして、それから、そういうせつかく総点検するのならその辺までやはり見直す、参加を妨げている条項を見直すというところまでやっばり踏み込んでもらいたいと思うんですが、いかがでございましょうか。

○国務大臣(園田直君) 言葉は心から出るものでありまして、心をかえることによって言葉をかえる、これが順番であることは御指摘のとおりであります。

なおまた、身体障害者の方と一般の方とのハンディキャップをどうやって埋めていくか、こういうことがわれわれの仕事であるにもかかわらず、各種の法律その他については身体障害者の方々と一般の方との差別があるわけでありまして、特に私の所管する医療法の関係では、はり、きゅう、あんまは別であります。一般の医療に従事する方の資格というものを物の言えない方、目の見えない方というものは制限をしてある、こういう点もあるわけでありまして、これは慎重に検討していきたいと考えております。

○前島英三郎君 笑い話ですけれども、辞典に実は障害者という言葉がある。障害者というのは体の不自由な人、不具者、かたわ者とも言う、こう書いてあるんですね。うちの子供が見まして、二つ車があるのかたわというのはお父さんおかしいねと、笑い話で笑った経緯もあるわけでありまして、そういう意味ではいろんな歴史的な形の中で差別されている不愉快な表現というものも大変多いわけです。それに伴ってまた著しく社会参加を妨げられているというケースがありますんで、そういう言葉の除去だけではない、心の差別の除去までひとつ厚生大臣にがんばっていただきたいということをお願いしたいと思うんです。

それと中央身協の提言の中で、先ほど厚生大

臣がおっしゃった中に、「心身障害児及び精神薄弱者対策」における「早期発見」という部分がちよっと気になるのでございまして、けれども、「早期発見」とはいかなる内容を指すのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(金田一郎君) 心身障害者につきましては早期に発見し、その態様に応じて早期療育を行うことによりましてかなり症状を軽減することができまして、厚生省といたしましては、従来から新生児に対する先天性代謝異常検査、あるいは市町村が行っております一歳六か月健診、保健所が行っております三歳児健診等を実施いたしているところでございます。

○前島英三郎君 実は胎児までも優生保護に照らししてというような踏み込んだ形になる危惧が実は先般の週刊誌にも新聞にも、これは渡部さんという学者さんが、そういう子供を産むのは罪悪である。したがって、そういう子供はけしからぬというような、大変何といひますか、ショッキングな発言をしている。さらにまた国際障害者年の中で推進されている早期発見というのと絡み合っている部分を感じまして、非常に危惧を覚えるわけでございますが、その辺はこの報道に対してどうお感じになっていらっしゃるでしょうか。ちょっとお伺いできればと思いますけれども。

○政府委員(金田一郎君) 実は、私も児童家庭局におきましては、優生保護法のうち、家族計画を担当いたしております。人工妊娠中絶、優生手術等が公衆衛生局でございまして、ただいま公衆衛生局長おられますので、私から一応お答え申し上げたいと思います。

先生ただいまおっしゃいました渡部さんの意見でございますが、私も新聞を先ほど拝見しただけでございまして、もし劣悪遺伝子を持つ者が子を産むなといったようなことでございまして、遺伝学的にも問題がございまして、また障害者の人権を無視するということにもなりますので、私どもといたしましては賛成しがたいと考えているところでございます。

○前島英三郎君 早期発見の問題は大変深いものがあると思っております。これは日を改めてまたお伺いしたいと思うんですが、時間が大変限られておりますので、そこで提言の中で、「生活安定のための諸施策の推進」とあるのは、中央身協の提言に至る論議の経過を踏まえれば、当然障害者年金、福祉手当の増額等を指すものと理解するわけなんですけれども、厚生省としてはこれはどのように実現する一つの方策があるか、お考えを持っていられるか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(山下眞臣君) 「生活安定のための諸施策の推進」というのは、お話しのとおり御指摘の部分も含めまして、障害者のためのいわば自立助長の政策一般を指すものだと考えておるわけでございます。私もといたしましては、国民生活あるいは社会経済の諸情勢の変化を踏まえまして国際障害者年特別委員会、こういったものを初めいま現在、身体障害者福祉審議会等の審議も鋭意行っております。こういった御意見もいただきたがら、こういった施策の前進に努力をいたしたいと考えております。

の充実といったようなことについても努力をいたしてまいりたいと考えております。

○前島英三郎君 そういふ意味では、介護ができなくなれば療養施設へというのはいやばり非常に悲しいことなんです。私は施設は要らない、むしろいままでの施設傾向からやっぱ人間として地域の中で住む、そういうまた人間の社会こそノーマルな社会ではないか、いわゆるノーマライゼーション、こういうことを訴えているところですね。でも、なかなか介護につきましてもそれだけの都道府県単位では足りない、老人介護の一つの延長制度みたいなところも必要、あるいは本当に二十四時間介護が必要という人たちが、大変重度障害者の中にも多くなっている。そういう中で、平均週大体二回、一日二時間程度というふうな形になって、文句言うなら施設へ入れというふうな形であってはならないと思うんですね。だから、そういう意味では二十四時間介護というところまでは踏み込まなくとも、せめて八時間、あるいはもっと地域の中で住めるような介護事業というものをやはり検討してほしい、そう思うんですが、その辺はいかがででしょうか。

○前島英三郎君 それから重度身体障害者の介護事業の充実強化についてはどのような方策を考えておられますか。

○政府委員(山下眞臣君) 二つ大きく分けまして、まず在宅の障害者の方の福祉政策といたしましては、もう先生よく御承知のとおり福祉手当の支給、この改善には引き続き努力をさせていただきます。あと家庭奉仕員あるいは介護人の派遣事業というものの充実、それからいわゆるショートステイというふうな申ししておりますが、緊急保護事業の拡充、それから補装具でありますとか、日常生活用具といったものの給付というふうな各種の施策をいたしておりますので、その充実に努力させていただきますと思っております。

なお、在宅で生活が不可能というふうな方につきましては、最近大変ふえてきておりますが、身体障害者療養施設といったものの整備、その内容

○前島英三郎君 厚生大臣も、そういう意味ではやはり施設収容主義から在宅へというお気持ちですが、これがすなわち「完全参加と平等」だと思っておりますが、この辺はひとつ積極的に取り組んでいただければどうか。

○国務大臣(園田直君) 御意見のとおりであります。私は、身体障害者の方は学校なども特殊学校ではなくてなるべく一般の学校に入って、小さいときから自立の精神を持ち、また子供が小さいときから助け合うんだということを訓練すべきであ

○前島英三郎君　そこで、ことしの二月に身体障害者の実態調査が行われました。数字はそれぞれ報道されたとおりでありますけれど、この調査の結果、十年ぶりというところでございまして、どのような問題点をつかみ、また何を学びとったのか、それからまた、この結果を今後どう施策に反映していくか。単なる調査のための調査であつてはこれは困るわけでありますし、当時も盛んに社団法人の方でも、次なる一つの発展的なステップのための調査なんだということは力説しておられたので、その結果についての問題点、何を学び、その結果これからどうそのニーズにこたえていくのか、伺いたいと思います。

○政府委員(山下鐵臣君) 数字をもう細かく申し上げますと時間がかりますのでポイントだけ申し上げさせていただきますが、まず一つは、十年ぶりの調査でございましたが、やはり障害者の増加と申しますか、総数がふえてきておるといふのが第一の特徴でございます。第二番目は、やはり一級から一応六級までの身体障害者福祉法の等級で調査しているわけでございますが、一級、二級というような重度のところの方が割合が多くなっておりますというのが第二の特徴かと思えます。それから第三の特徴といたしましては、やはり障害者の方につきましては一般と同様、高齢化ということが大変進展をしておりますというふうなことに理解をいたしております。それから、特に先ほどお話がございました重度の障害者の方につきましては介護ということについての御要望、必要件というものが大変高まってきておる。それから、やはりこれももう先生の御指摘のとおりでございますが、家庭や地域で生活したい、そういう障害者の希望というのが大変強いということを実感いたしております。また、障害の原因でございまして種類でございしますとか、こういつたのが大変多様化し複雑化してきておるといふようなこと

これは数字を省略して特徴だけ申し上げさせて
いただいたわけでございますが、こういった事
情を踏まえまして、数的な問題は各種の予算の基
礎になるものでございますから、現時その実態調
査をもとにしましてふやすべきものはふやしてい
くという努力をいたしますと同時に、施策の大き
な方向といたしましては、御指摘ございましたよ
うに在宅対策の充実という方向を指向しなかな
らぬ。それから同時に、高齢障害者の問題とい
うのをやはりこれからは意識をしまして、従来以
上に考えていかなきゃならない。それから重度障
害者の介護の問題、その充実。それから、いろん
な意味で障害の態様が多様化し複雑化しており
ますから、非常にニーズが多様化してきておりま
すので、そういう意味ではきめ細かな対応という
ものは考えていかなきゃならぬ。そういったこと
を基本的な考え方に持っておるわけでございま
す。簡単にございますが。

す 簡単でございすすか

○前島英三郎君　そういう意味では、障害者対策は私は最大公約数であってはならないので、最小公倍数だというような気持ちさえ最近するんですね。それはもういろんな障害者がいて、いろんなそのそれぞれの、同じ一級でも同じ二級でも全く十人十色というケースなんです。それが一つの基準をばつと線引きされて、最大公約数で、この辺でいいだろうというようなものじゃないと思うんですね。だからやっぱりその最小公倍数的福祉策ということを最近思うようになってきたわけですけれども、その実態調査の結果でも、障害者の就業率というのは昭和四十五年の四四・一％から今回は三二・三％と大きく落ち込んでいる。いま局長おっしゃったように、これは障害者の重度化と高齢化、いわゆる老齢化の傾向だということをお感じになられているようですが、私は必ずしもそうとばかりは言えないと思うんですね。で、こうした実態というのは障害者の所得保障対策の重要性を裏打ちしているのではないか。働きたくても働けなない、自立したくてもいろんな意味での制約が社会

○政府委員(山下眞臣君) 非常に多数でございますが、ポイントだけ申し上げますと、主なものといひましては、年金制度の改善につきまして、障害福祉年金の増額、それから、生まれながらの障害者に対して現在拠出制の障害年金の道がございますませんが、その制度の検討、それから福祉手当につきましては、やはりその額の増額、生活保護につきましても、その基準の引き上げ等の諸問題が大体所得保障関係では中心的な御要望になっていると思っております。

でいると思っております

○前島英三郎君 いわゆる所得保障というのは障害福祉年金がある、まあこれもこれだけではとうてい生活はできない、なら生活保護ということとの絡みの中で出されておりますし、重度の人たちにはそこにまたする部分が多いんですが、そもそも生活保護というのはこれは一過性のものですから、なかなかそういう意味では非常に物ごいな感覚にならざるを得ない。そこで、自分が好んで障害を負って社会に出てきているわけじゃないんだし、さらにまた、その障害が重いからといって社会の中では全く自立の道を閉ざされている人の人たちにとっては、やはり私は所得保障というもの、を、生活保護と合体した何らかの形の、拠出したくてもできないそういう人たちに對する一つの経済保障というものを考えるべきだと思ふし検討すべきだと思ふんですが、きのう、きょうと寧ろ「全国青い芝の会」が厚生省に訴え続けておりまして、百人を超える重い脳性麻痺の人が全国から集まっているわけですが、この全国から集まっている百人は健全者の数でいきますと恐らく私は十万人以上というような大変な動員だし、それだけけた追いつめられている現状というものに、な

○政府委員(山下眞臣君) 障害者の方の生活安定、所得保障という問題、これは年金制度、生活保護制度というものが中心になってきておるわけですが、当然、大臣のお話にもございましたように就労の場、働く場の確保、あるいは家庭や地域での各種条件の整備ということと並行いたしました、こういった制度の充実も考えていかなきゃならぬと思っております。先生御指摘のような、年金制度からも、かつまた生活保護制度からもある意味で独立して、切り離して、新たな一つの制度を包括的に実施するということの御意見でございます。大変貴重な、大変失礼でございますが傾聴に値する御意見の一つだと私は考えるわけでございます。いずれにしても、ただ、事はやはり社会保障制度の仕組みの基本にもかかわってくるというような問題でございます。なかなか簡単に解決するのはむずかしい要素も多々あると思うのでございます。社会局といたしましては、勉強はいたしたいと思っております。

一、社会生活。

と考へております。

○前島英三郎君 各種公的年金が充實をしており
ますし、またそうした人たちに、加入している一
般労働者が、勤労者が障害者になつた場合には相
当額の所得保障給付というのが受けられるわけ
ですね。ところが、抛出したくてもできない。しか
も非常に生活保護との連動でどうしても親すがり
福祉の中で、たとえば生活を余儀なくされてい
る、生き急ぎをしている、生かされているとい
う、こういう現実があるわけですね。障害福祉年
金の受給者のほとんどは二十歳未満で障害児者
になつた人であり、さらにまた、そのうち相当数の人
々が脳性麻痺の人たちなんです。これらの人々
は抛出制の年金に加入する機会もない、いまおつ

しゃつとおりですね。それから自立するといつてもなかなか自立できない。一つの拠出的なものに加にしても六十五歳まではそういう水準の中で低い障害年金しか受給はできない。老後の設計はといつても、六十五歳まではとうてい生きられないといつても、六十五歳まではとうてい生きられないという立場があるわけですから、私はそういういろいろな兼ね合いあるいは拠出制の年金に対しての兼ね合いというものもあるかもしれないけれども、そういう意味で、私は何らかの形の一つの経済保障的なものを、生活保護とは切り離して、やはりやるべきではないか。しかも特別児童手当と二十過ぎたそうした人たちの福祉年金手当が全く同額で、それじゃおれたちは餓鬼かというような言葉も聞かれるわけですね。

そういう兼ね合いを考えていきますと、本当に大人ですから、やっぱりそういう意味で社会の中で自立したいという意欲があるならば、そういう人たちに対する思いやりのある施策というものがいまこそ望まれるときだと思うんですが、厚生大臣いかがでございましょうかね。こういう本当に重度な人たちが年金にすぎなければ、生活保護というものにすぎなければ世帯分離もできないし、自立もできないし、非常に取り残されている人たちがいるわけなんです。それに対する新たな一つの所得保障制度、あるいは経済保障というようなものを厚生省としても考えていただきたいと思うんですが。

○國務大臣(園田直君) これは親の立場からいっても、ただいまのお言葉は非常に痛切な御意見だと思ひます。かつまた、身体障害者で一つの落ち込みがありまして、子供から大人になった場合に、そこに施設や制度の庇護の空間があるのではなからうかと私は心配をしております。そういうものもろの意味を含めて御指摘の点はよく勉強することになります。

○前島英三郎君　そこで、生活保護の在宅患者加算の認定でちょっと問題があるんですが、本年四月一日付で判断指針を厚生省で出しましたです

な、これは厚生省社会局保護課長さんが各都道府県指定都市民生主管部へ出された「在宅患者加算の認定にあたっての参考とされたい。」というところで。実は医学的診断の必要上血液検査するのはやむを得ないとしても、生活保護を打ち切るかどうかということで、実はこれがちょっと使われているんです。そういう、また声が寄せられているんですね。マスコミでも報じられましたけれども。それによつて在宅患者加算が打ち切られた例などがどのくらいあるものか、これが四月一日に出されました。どれくらいあるんですか。

○政府委員(山下眞臣君) ただいまの通知、在宅患者加算―結核患者を沿革的には中心にして行われてきておったわけでございますが、三カ月以上の上の入院を要するような重度な方につきまして、必要な場合には加算をつけるということでございますが、これが実は地域、お医者さんによりますが、非常にばらばらでございましたものでありますから、一つの指針を示すということで御指摘のような通知を発しまして、この四月から実施をいたしてきているわけでございますが、まだ実施をいたしました後の状況を、統計的に数字で現在把握をしておるといふ状態になっておりませんので、数字は現在のところちょっと申し上げかねる状態でございます。

○前島英三郎君　ですから、現実には実は血液検査をしまして、何だかしらないけれども、血液検査をしろというから血液検査をした、その結果を待っていたら、血液検査の結果、あなたは生活保護の患者加算は外れますということで本人びっくりした、こういうケースが現実にあるんですね。

この通達の中で「在宅患者加算の認定更新は、少なくとも三カ月をこえない期間ごとにその要否を判断すること。」「ですから、いろんな形で三カ月ごとに血液検査をされて、はい、あなたは血液を診た結果それはもう加算に値する、いや、加算は打ちどめだというふうなことになるたら、これは富士見病院の問題もさることながら、ここまでყოうした形で医療が介入してきたら、これは正直言

ってやっぱり問題点も多いだろう、こう思うんですね、いかがですか、それは。

○政府委員(山下廣臣君) 患者の方で相当長い期間の医療を受けておられる、そういう場合におきましては、通常の検査の中で血液検査を受けておられるデータがあれば、それも参考にしなさいというところでございますが、この在宅患者加算の要否を決めるのに血液検査をしてもらいたい、血液をとっていただくということは、私どもは全く考えておらぬわけでございます、この中におきまして、総合的な医師の判断で在宅患者加算が必要であるというふうな場合には、血液検査がなくても、当然加算をつけて差し支えないわけでございます、この在宅患者加算の要否の判定のためにのみ血液をとって判定をするというふうなことは、毛頭私どもの考えるところではございません。

○前島英三郎君　そういう例はあることを、ひとつ局長さん御承知おきいただきたいと思うんです。

○政府委員(山下眞臣君) 私が申し上げました趣旨に従ひましてその範圍を逸脱して、何といひますか、やはり福祉に携わる者でございますから、そういう気持ちでやることのないように十分注意もし、指導もいたしてまいりたいと思つております。

○前島英三郎君　時間がありませんので、きょうは富士見病院事件のいろんな意見のやりとりがございましてんですが、医療が患者を障害者にする、これはしかも故意にしているという例だと思ふんですね。この事件はまた富士見病院だけ患者にすればすむ問題ではまたないと思ふんです。それを許してしまつた全体の状況が大変問題だと思ふんですけれども、どうでしょうね、医療法人の理事長の資格要件というのはどのようになっているんでしょうか。

○政府委員(田中明夫君) 医療法上、医療法人の理事長の資格要件というのは特に定められてはおられませんけれども、当然その地位、職務にふさわ

しい人格識見の持ち主であることが望ましいといふことは申すまでもないと思います。

○前島英三郎君 その理事長の資格要件はそういうことですが、私は医療というのは人命に非常に結びつくだけに、この富士見病院の事件をきつかけに、たとえば医師の免許のない者は理事長になる資格がないぐらいのばくは大なたをふるうべきだと思ふんです。現実いわゆる北野早苗のような、そういう理事長というのは医療法人の中でどのくらいいるんですか。

○政府委員(田中明夫君) これは全国的な調査ではございませんが、私どもが九県について調査いたしましたところ、全体の約九割は医師が理事長になっております。残りの一割が非医師というところでございます。

○前島英三郎君　そういう意味では一割という数字ですと、これも大変なもので、富士見病院がまさに氷山の一角という気がするわけですが、そういう意味で、どうしても理事長は経営という株式会社の社長的な立場で事を運ぶようになってしまいますんで、ああいう形、検査づけ、しかも人道を無視した乱診乱療ということにいつながっていくだろうと思うんで、その辺はどうなんでしょうね。これやっぱ理事長の資格という問題ではそこまで踏み込むことはなかなかむずかしい面があるでしょうか、大臣。

○國務大臣(園田直君) 私、素人でございますが、この事件を聞いた瞬間に北野早苗がお医者さんであつたらこのようなひどいことはできたかどうかということを一に考えました。病院の認可についてはこの点は十分考えて将来認可すべきものだと思つておられます。

なお、この際おくれましたけれども、先ほど局長から答えました障害児の早期発見という言葉で、誤解があったらいけませんのではっきりしておきますが、早期発見とは、生まれた後の子供をなるべく早く検診をして障害の箇所を早く発見し、治療したいという意味でありまして、お母さんのおなかの中にあるときからこれが発見される

て、おなかの中で治療するように医療技術が進めば別でありますが、胎児にチェックをして、そして障害児は産まないとか中絶するとか、こういうことは私は絶対反対であります。障害者に対する問題は慈悲や哀れみでもなくて、重度の心身障害児であるといえども、この世に生まれたからには完全なる人権を持つておる。その人権はいかなる場合でもわれわれは守るべきである、こういうわけで、胎児のときにチェックをしてこれを中絶するとか、あるいは障害児を産まなくてもいいとか、こういう意見には反対であることをはっきりしておきます。

○前島英三郎君　そういう意味では、いよいよ来年は国際障害者年ということで、これをきつかけに障害者も人間として社会の中で参加させていただき、そしてまたなるべく自立をするような道づくりをしていただき、それには一度というように単年度の総理府の担当室であつてはならない。そこは厚生大臣がこの担当室をさらに対策室のようにひとつ育て上げていただきまして、しかも担当室はまだにわか産声を上げたばかりでありますから、厚生大臣副部長でありますけれども、大きなアンテナのつてべんに立っていただくようなお気持ちでひとつ来年の国際障害者年を突きのあつていただくことを重ねて最後にお願いいたしまして私の質問を終わります。ありがとうございます。

○委員長(片山基市君)　本調査に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(片山基市君)　次に、こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。園田厚生大臣。

○園田厚生大臣(園田直君)　ただいま議題となりましたこどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

こどもの国は、皇太子殿下御成婚記念事業の一ツとして、東京都と神奈川県にまたがる九十九万平方メートルの規模を有する児童の健全育成のための総合的な施設であります。昭和四十一年十一月に特殊法人こどもの国協会の設立し、これに土地などの国有財産を出資して事業の運営に当たらせてまいりましたが、このたび特殊法人の整理合理化を図るため、こどもの国協会の廃止、事業の運営を民間の公益的な法人に行わせることといたしました。

以下、この法律案の内容について、その要旨を御説明申し上げます。

第一に、特殊法人こどもの国協会は、この法律の施行のときにおいて解散することとしております。

第二に、協会が経営するこどもの国の事業は、厚生大臣が指定する社会福祉法人が引き継ぐこととし、このため、協会が現に有する土地などは、一たん国に帰属させた上当該社会福祉法人に無償貸し付けできることとしております。

また、土地などの所有権以外の協会の一切の権利義務は、当該社会福祉法人に承継させることとしております。

第三に、こどもの国の事業を引き継ぐ社会福祉法人について、事業の種類、土地などの無償貸し付けに伴う厚生大臣の監督権限及び貸し付けを受けた土地などを指定用途以外に使用した場合の貸付契約の解除など所要の規定を設けることとしております。

第四に、この法律は、公布の日から一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。ただし、厚生大臣は、公布の日以後は、こどもの国の事業を引き継ぐ社会福祉法人を指定することができることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あ

らんことをお願い申し上げます。
○委員長(片山基市君)　以上をもって趣旨説明の聴取は終わりました。
本案に対する事後の審査は後日に譲ります。

○委員長(片山基市君)　次に、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。園田厚生大臣。

○園田厚生大臣(園田直君)　ただいま議題となりました厚生年金保険法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

わが国は、諸外国に例を見ない急激な速度で高齢化社会に移行しつつあり、老後の生活の支えとなる年金制度に対する国民の関心と期待は、年金受給者の急速な増加と相まって、かつてない高まりを示しております。昭和五十一年度には、厚生年金及び国民年金を中心に財政再計算の実施とあわせて給付水準の引き上げなどの制度改善が行われたところでありましたが、その後における社会経済情勢の変動に対応し、これらの制度について所要の改善を行う必要が生じております。

このよう趣旨にかんがみ、厚生年金、国民年金等について、財政再計算を一年繰り上げて昭和五十五年度に実施し、年金水準の引き上げ、遺族年金及び母子年金その他の給付の改善を行うほか、福祉年金の額の引き上げなどを行うことにより、年金制度の実質的な改善充実を図るとともに、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び福祉手当についても額の引き上げを図ることを内容とする厚生年金保険法等の一部を改正する法律案を本年二月、第九十一回国会に提出し、御審議を煩わしたのでございますが、成立を見るに至りませんでした。

しかしながら、年金制度の改正に対する国民の要望にはきわめて強いものがあることから、ここに再度この法律案を提案し、御審議を願うこととした次第であります。

以下、改正案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

まず、厚生年金保険法の一部改正について申し上げます。

第一に、年金額の引き上げにつきましては、本年六月から新たに老齢年金を受ける者の標準的な年金額を月額約十三万六千円に引き上げることとし、定額部分については単価の引き上げ、報酬比例部分については過去の標準報酬の再評価を行うこととしております。また、加給年金額につきましては、単身世帯よりも夫婦世帯に手厚い改善を図る観点から、配偶者の加給年金額を月額六千円から一万五千円に引き上げるなど大幅な改善を図ることとしております。そのほか、障害年金及び遺族年金の最低保障額を引き上げることとしております。

第二に、在職老齢年金について、受給者の実態を勘案し、本年六月から六十歳以上六十五歳未満の在職者に支給される老齢年金の支給対象を標準報酬月額十五万五千円までの者に拡大するなどの改善を図ることとしております。

第三に、遺族年金につきましては、受給者の生活実態等を勘案し、年金による生活保障の必要性が高いと思われる有子の寡婦及び高齢の寡婦に重点を置いた改善を図ることとし、寡婦加算額を本年八月から子供二人以上の寡婦の場合月額七千円から一万七千五百円に引き上げるなど大幅な改善を図ることとしております。

一方、遺族の範囲につきましては、年齢等を勘案して見直すこととし、子のない四十歳未満の妻につきましては、年金の支給対象としないこととしております。

第四に、標準報酬額につきましては、最近における賃金の実態に即して、本年十月から、四万五千円から四十一万円の三十五等級に改めることとしております。

第五に、保険料率につきましては、給付改善及び将来の受給者の増加に対応して、長期的に財政の健全性を確保する観点から段階的に引き上げる

必要があります。今回の引き上げ幅につきましては、千分の十八にとどめることとし、本年十月から引き上げることとしております。なお、女子につきましても、本年十月から千分の十九引き上げるとともに、昭和五十六年以後毎年六月から千分の一ずつ引き上げ、保険料率の男女差の解消を図ることとしております。

次に、船員保険法の一部改正についてであります。船員保険法の一部改正に準じた改正を行ふこととしております。

次に、国民年金法の一部改正について申し上げます。

提出制国民年金につきましては、まず年金額の引き上げを図ることとし、本年七月から二十五年加入の場合の年金額を月額四万二千円とし、現実には支給されている十年年金の額を月額二万六千五百五十円に、五年年金の額を月額二万六千六百円に、それぞれ引き上げることとしております。そのほか、障害年金の最低保障額及び母子年金等の額を引き上げることとしております。

第二に、母子年金及び準母子年金について、本年八月から母子加算及び準母子加算制度を創設し、夫などの死亡により他制度の遺族年金の支給を受けることができない者には、月額一万五千円を母子年金等の額に加算することとしております。

第三に、保険料の額につきましては、財政の健全性を確保する見地から、昭和五十六年四月より月額四千五百円に改定することとし、以後段階的に引き上げることとしております。

福祉年金につきましては、十年年金の引き上げ率を勘案して、老齢福祉年金の額を月額二万円から二万五千五百円に引き上げるなど所要の改善を行うこととしております。

次に、児童扶養手当及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正について申し上げます。

児童扶養手当及び特別児童扶養手当の額につきましては、福祉年金に準じて、本年八月から児童

扶養手当の額を児童一人の場合月額二万八千円に引き上げるなど所要の改善を図るとともに、福祉手当につきましても引き上げを行うこととしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。衆議院において厚生年金及び船員保険の年金について、遺族年金の支給範囲、保険料率及び老齢年金の受給資格年齢に関する訓示規定に關し、また国民年金などについて老齢福祉年金、児童扶養手当などの額に關し、それぞれ修正が行われたところであり、それぞれ御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(片山基市君) 次に、本案につきましては衆議院において修正議決されておりますので、この際、本案の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員今井勇君から説明を聴取いたします。今井君。

○衆議院議員(今井勇君) 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案に対する衆議院の修正部分について、その内容を御説明申し上げます。

修正の要旨は、厚生年金保険法に關しては、第一に、十八歳未満の子または一級もしくは二級の廃疾の状態にある子を有しない四十歳未満の妻(一級または二級の廃疾の状態にある妻を除く)については、遺族年金を支給しないこととする改正規定を削除すること。

第二に、保険料率をそれぞれ千分の三引き下げること。

第三に、老齢年金の受給資格年齢については、この法律の施行後に初めて行われる財政再計算の時期に、所要の改定措置が講ぜられるべきものとする改正規定を削除すること。

船員保険法に關しては、厚生年金保険法に準じた修正を行うこと。

国民年金法に關しては、第一に、老齢福祉年金の額を二十五万八千円から二十七万七千円に引き上げること。

第二に、障害福祉年金の額を一級障害について

三十八万七千六百円から四十万五千六百円に、二級障害について二十五万八千円から二十七万七千円に、それぞれ引き上げること。

第三に、母子福祉年金及び準母子福祉年金の額を三十三万六千円から三十五万六千六百円に引き上げること。

第四に、五年年金の額は昭和五十五年八月分から二十五万九千二百円から二十七万七千二百円に引き上げること。

児童扶養手当法に關しては、児童扶養手当の額を児童一人の場合月額二万八千円から二万九千三百円に、児童二人の場合月額三万三千円から三万四千三百円に、それぞれ引き上げること。

特別児童扶養手当等の支給に關する法律に關しては、第一に、特別児童扶養手当の額を障害児一人につき月額二万五千五百円から二万二千五百円に、重度障害児一人につき月額三万二千三百円から三万三千八百円に、それぞれ引き上げること。

第二に、福祉手当の額を月額八千七百五十円から九千二百五十円に引き上げること。

以上であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(片山基市君) 以上で説明の聴取は終わりました。

本案の自後の審査は後日に譲ります。

○委員長(片山基市君) 次に、優生保護法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提出者衆議院社会労働委員長山下徳夫君から趣旨説明を聴取いたします。山下君。

○衆議院議員(山下徳夫君) ただいま議題となりました優生保護法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

本案は、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者が、受胎調節のために必要な医薬品を販売することが出来る期間を、昭和六十七年七月三十一日まで延長しようとするものであります。

以上が本案の提案理由及び内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(片山基市君) 以上をもって趣旨説明の聴取は終わりました。

本案の自後の審査は後日に譲ります。本日はこれにて散会いたします。

午後五時十一分散会

十月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願(第二四号)(第二五号)(第二六号)(第二七号)(第二八号)(第二九号)(第三〇号)(第三一号)(第三二号)(第三三号)(第三四号)(第三五号)(第三六号)(第三七号)(第三八号)(第三九号)(第四〇号)(第四一号)(第四二号)(第四三号)(第四四号)(第四五号)(第四六号)(第四七号)(第四八号)(第四九号)(第五〇号)(第五一号)(第五二号)(第五三号)(第五四号)(第五五号)

一、保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願(第一六号)

一、個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願(第一九号)

一、国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願(第二四号)(第二五号)(第二六号)(第二七号)(第二八号)(第二九号)(第三〇号)(第三一号)(第三二号)(第三三号)(第三四号)(第三五号)(第三六号)(第三七号)(第三八号)(第三九号)(第四〇号)(第四一号)(第四二号)(第四三号)(第四四号)(第四五号)(第四六号)(第四七号)(第四八号)(第四九号)(第五〇号)(第五一号)(第五二号)(第五三号)(第五四号)(第五五号)

一、保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願(第五七号)

一、医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関する請願(第六〇号)(第六一号)

一、医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関する請願(第六〇号)(第六一号)

一、保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願（第六二二号）

一、国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願（第六四号）

一、個室付浴場（トルコ風呂）をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願（第六五号）

一、医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関する請願（第六六号）（第六七号）（第六八号）

一、保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願（第六九号）（第七〇号）

一、指庄師法制定に関する請願（第七五号）

一、国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願（第八〇号）（第八一号）（第八二号）（第八三号）（第八四号）（第八五号）（第八六号）（第八七号）（第八八号）

第一号 昭和五十五年九月二十九日受理
国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願

請願者 名古屋市中区栄四ノ一四ノ二一愛旅連レジャーセンタービル内名古屋屋食品国民健康保険組合内服部 部長

紹介議員 井上 計君

近年、医療費はますます増高の傾向にあり、国民健康保険組合の財政も一層困難となり憂慮すべき状況にあるので、速やかに国民健康保険組合の財政安定と拡充強化のため次の措置を講ぜられたい。

一、療養給付費補助金の定率補助の増率を図るとともに特に定率の低い保険者に対し増率を図ること。

二、臨時調整補助金を大幅に増額するとともに高額療養者に対し二分の一の完全補助を実施すること。

三、医療保険制度改正にあたっては国民健康保険組合の拡充強化を図ること。

第八号 昭和五十五年九月三十日受理
国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願

請願者 東京都中央区銀座六ノ一四ノ二環衛合同ビル内東京料理飲食環境衛生業国民健康保険組合理事長 嘉賀厚三

紹介議員 石本 茂君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九号 昭和五十五年九月三十日受理
国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願

請願者 東京都千代田区東神田一ノ一〇ノ二東京浴場国民健康保険組合理事 長 小美濃勝男

紹介議員 坂垣 正君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一〇号 昭和五十五年九月三十日受理
国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願

請願者 東京都渋谷区神宮前二ノ六ノ一東京食品販売国民健康保険組合理事 長 三田政吉

紹介議員 大鷹 淑子君 鳩山威一郎君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一一号 昭和五十五年九月三十日受理
国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願

請願者 東京都新宿区市谷田町二ノ二六東京建設職能国民健康保険組合理事 長 福田民吉

紹介議員 斎藤栄三郎君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一二号 昭和五十五年九月三十日受理
国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋本町四ノ六東京都医師国民健康保険組合理事長 渡辺真言

紹介議員 丸茂 重貞君 原文兵衛君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一三三号 昭和五十五年九月三十日受理
個室付浴場（トルコ風呂）をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 茨城県勝田市中根三、一二四ノ六小田部貞二外十四名

紹介議員 粕谷 照美君
一、個室付浴場（トルコ風呂）が公認売春業化している現状を打破するため、個室付浴場の営業の法令上の根拠である公衆浴場法を改正して新規営業を禁止すること。

一、既存のトルコ風呂は経過措置として法施行一年後に営業をやめさせること。

理由
昭和三十一年五月に成立した売春防止法に、国家による売春否定宣言であり、公認売春との絶縁を意志する画期的な文化立法である。にもかかわらずトルコ風呂が、公衆浴場法にその存在の基礎をおき、風俗営業等取締法で地域制限を受けながらその存在を黙認されたことは、売春業を公認し集娼地域の形成という結果を生じ、現在のような紅燈のちまたを再現させた。密室の個室浴場で異性の役務を提供する業態を法的に認めたことは、行政上、保証されたことを意味し、トルコ風呂はまさに「現代の公娼制度」の様相を示している。

第一四号 昭和五十五年九月三十日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関する請願

請願者 東京都新宿区西落合一ノ八ノ六松井勇松外二十三名

紹介議員 粕谷 照美君
一、国保組合を、将来にわたって国民健康保険

の管理・運営の主体の一つにすること。

二、建設労働者・職人の実態を考慮し、本人十割給付を確保すること。

三、建設国保組合等の管理・運営をより充実させるために傷病手当金、医療給付金等の附加給付を存続させること。

四、建設国保組合に対する国庫補助金は、定率四十パーセントを安定させるとともに、臨時調整補助金を年次計画によつて十パーセントまで引き上げること。

五、事務費は、全額国庫負担とすること。当面、公営国保と同じにすること。

理由
現在の健康保険制度の危機を打開し、抜本的な改正を行うためには、「医療費の増高原因の分析とその対策」「薬価基準の実勢価格に合わせた適正化」「審査支払機関の拡大強化」「診断報酬の合理的な改正」「医療供給体制の整備と充実」「医薬品の安全性と価格に対する監督と規制の強化」「公費負担医療の範囲の拡大」「健康管理・疾病予防対策などの整備・確立」「差額ベッド料・付添料等の保険外負担の解消」等の問題について、法律改正・行政上の運営・措置をその実施年次計画を明確にしなから、具体的に取組むこととともに、老人医療の有料化、財政調整等の改悪計画を取りやめ、国庫負担による老人保健医療制度を確立することが、不可欠である。

第一五号 昭和五十五年九月三十日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関する請願

請願者 東京都世田谷区北島山六ノ二六ノ一四 矢部保子外十七名

紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一六号 昭和五十五年九月三十日受理
保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願

請願者 東京都杉並区高円寺北三ノ九ノ一

○吉田勝彦外百八十九名
紹介議員 安恒 良一君

すべての子どもたちの生活と権利が守られるよう、また、父母が安心して、子どもを生み、育て、働けるよう、保育・福祉予算の大幅な増額と次の施策の改善を図られたい。

- 一、保育所の建設と施設運営の改善のために希望するすべての子どもが入れるよう保育所の建設を進めること。
- 二、保育所建設の国庫補助基準を大幅に引き上げ、補助対象を広げること。
- 三、無(未)認可保育所の子どもに国庫助成を行うこと。
- 四、へき地、季節保育所の国庫補助基準を認可保育所並みに引き上げること。
- 五、病院内保育施設への助成制度を実情に見合つて改善すること。
- 二、保育内容の向上のために
- 一、保育所入所の三歳以上児にも完全給食を実施すること。
- 二、給食費・教材費・暖房費など運営費を大幅に増額すること。
- 三、働く父母の実態に見合つた、保育時間の保障・産休明けからの保育・障害児保育・病児保育などの保育体制を確立すること。また、入院患児保育(入院児童の保育)の確立を図ること。
- 四、乳児保育特別対策を全階層に広げること。
- 五、保育所職員の増配置、労働基準法違反の解消、職業病の予防と補償、賃金引上げなど保育所に働く者の条件を改善すること。
- 三、父母負担の軽減のために
- 一、保育料徴収基準を父母の生活実態に見合つたものに改善し、第二子以降の保育料減免を全階層に適用すること。
- 四、学童保育、児童厚生施設の充実のために
- 一、学童保育制度の確立を図り、当面「都市児童健全育成事業」については実態に即し

て改善及び拡充すること。

- 2 児童館・児童センター・児童遊園等児童厚生施設の増設・充実を図ること。
- 五、児童手当制度の充実のために
- 1 児童手当の廃止を行わないこと。
- 2 児童手当をすべての児童に支給し、手当額を引き上げること。

理由

大企業の「減量経営」や中小企業の倒産などで起る失業率の増大と雇用不安、野菜の高値や灯油値上げ・公共料金引上げなどによる物価高、賃上げ抑制や所得税減税見送りによる実質賃金の低下など、どれをとつても国民生活に大きな打撃を与えるものばかりである。なかでも、それらは婦人と子どもに多大な影響をもたらしている。生活苦による親子心中・一家離散、引き続き多発する子どもの交通事故、ゆるがせにできない子ども、の心と体の発達阻害のゆがみ等々、一刻も猶予することのできないものばかりで、国民の保育や福祉に対する要求は切実で多様にならざるを得ない現状である。ところが、国の保育・福祉予算は極めて不十分であり、国民の要求に見合つたものになつていない。国の低い基準と不十分な予算を、住民の要求にこたへ独自の施策で補つてきた地方自治体も、財政危機のもとで、保育・福祉施策の後退を余儀なくされている。国民の生活を守り、子どもたちの豊かな発達を保障するために、今こそ、国の保育政策・福祉政策の抜本的な改善が強く求められている。

第一九号 昭和五十五年十月一日受理

個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 三重県伊勢市大世古二ノ六ノ一二

取島いし乃外十四名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第二四号 昭和五十五年十月一日受理

国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願

請願者 札幌市豊平区平岸一条八丁目北海
道栗利師国民健康保険組合理事長
山田昭雄

紹介議員 中村 啓一君 岩本 政光君
高木 正明君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二五号 昭和五十五年十月一日受理

国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願

請願者 山形市十日町二ノ四ノ三五山形県
歯科医師国民健康保険組合理事長
矢口省三

紹介議員 安孫子藤吉君 降矢 敬義君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二六号 昭和五十五年十月一日受理

国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願

請願者 秋田市中通三ノ二ノ八秋田県医師
国民健康保険組合理事長 神馬恒
成

紹介議員 佐々木 満君 野呂田芳成君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二七号 昭和五十五年十月一日受理

国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願

請願者 宮城県仙台市大手町一ノ五宮城県
医師国民健康保険組合理事長 氏
家哲郎

紹介議員 遠藤 要君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二八号 昭和五十五年十月一日受理

国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願

請願者 群馬県前橋市千代田町一ノ七ノ四
群馬県医師国民健康保険組合理事
長 鶴谷孔明

紹介議員 丸茂 重貞君 福田 宏一君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二九号 昭和五十五年十月一日受理

国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市戸祭元町三七四栃
木県医師国民健康保険組合理事長
大西幸雄

紹介議員 森山 眞弓君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三〇号 昭和五十五年十月一日受理

国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願

請願者 茨城県水戸市見和二ノ二九茨城
県歯科医師国民健康保険組合理事
長 小野弘

紹介議員 郡 祐一君 岩上 二郎君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三一号 昭和五十五年十月一日受理

国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願

請願者 埼玉県浦和市高砂三ノ一三ノ三衛
生会館内埼玉県歯科医師国民健康
保険組合理事長 関口恵造

紹介議員 土屋 義彦君 福島 茂夫君
名尾 良孝君 井上 裕君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三二号 昭和五十五年十月一日受理

国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願

請願者 埼玉県浦和市高砂三ノ一三ノ三衛
生会館内埼玉県歯科医師国民健康

保険組合内 新井喜作

紹介議員 関口 恵造君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三三三号 昭和五十五年十月一日受理

国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願(三通)

請願者 横浜市中区住吉町六ノ六八神奈川

長 加藤増夫
県南科医師国民健康保険組合理事

紹介議員 秦野 章君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三四四号 昭和五十五年十月一日受理

国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願

請願者 富山市総曲輪二ノ八富山県医師国民健康保険組合理事長 本多幸男

紹介議員 吉田 実君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三五五号 昭和五十五年十月一日受理

国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願

請願者 富山県総曲輪二ノ八富山県医師国民健康保険組合内 山本巖

紹介議員 高平 公友君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三六六号 昭和五十五年十月一日受理

国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願

請願者 長野市岡田町九六長野県歯科医師国民健康保険組合理事長 山浦安夫

紹介議員 夏目 忠雄君 下条進一郎君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三七七号 昭和五十五年十月一日受理

国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願

請願者 山梨県甲府市丸の内二ノ三二一

一山梨県医師会館内山梨県医師国民健康保険組合理事長 升居茂樹

紹介議員 中村 太郎君 降矢 敬雄君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三八八号 昭和五十五年十月一日受理

国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願(九通)

請願者 静岡市東草深町三ノ二七社団法人静岡市医師会会長 石井洋治外八名

紹介議員 戸塚 進也君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三九九号 昭和五十五年十月一日受理

国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願

請願者 名古屋市中区赤塚町二五愛知県医師国民健康保険組合内 斎藤定三

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四〇〇号 昭和五十五年十月一日受理

国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願(三通)

請願者 名古屋市中区丸の内三ノ五ノ一八愛知県歯科医師国民健康保険組合理事長 加藤清外二名

紹介議員 大木 浩君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四一〇号 昭和五十五年十月一日受理

国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願

請願者 岐阜市藪田一〇ノ三〇ノ一岐阜県医師国民健康保険組合内 河合達雄

紹介議員 浅野 弘君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四二二号 昭和五十五年十月一日受理

国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願

請願者 三重県津市中央一五ノ九三重県医師国民健康保険組合理事長 川原田圭一

紹介議員 斎藤 十郎君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四三三号 昭和五十五年十月一日受理

国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願(四十四通)

請願者 京都市下京区仏光寺通鉄屋町西入南入京都府寿可環境衛生同業組合理事長 荒木信次外四十三名

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四四四号 昭和五十五年十月一日受理

国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願(四十六通)

請願者 京都市下京区下珠数屋町東洞院西入 浅井条三外四十五名

紹介議員 上田 稔君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四五五号 昭和五十五年十月一日受理

国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願(八十一通)

請願者 大阪府南区千代町一八 合田蔵子外八十名

紹介議員 森下 泰君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四六六号 昭和五十五年十月一日受理

請願者 奈良県橿原市内膳町五ノ八ノ一奈良県医師会メデイカルセンター内奈良県医師国民健康保険組合理事長 長 岡田憲介

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四七七号 昭和五十五年十月一日受理

国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願(三通)

請願者 和歌山市新通七ノ七 宇治田正外二名

紹介議員 前田 勲男君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四八八号 昭和五十五年十月一日受理

国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願

請願者 岡山市古京町一ノ一〇ノ六〇二岡山県医師国民健康保険組合理事長 笹本泰夫

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四九九号 昭和五十五年十月一日受理

国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願

請願者 広島市観音本町一ノ一〇一広島県医師国民健康保険組合理事長 大内五良

紹介議員 藤田 正明君 永野 殿雄君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第五〇〇号 昭和五十五年十月一日受理

国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願

請願者 島根県松江市袖師町一ノ三一島根県医師国民健康保険組合理事長

川上儀三郎
紹介議員 亀井 久興君 成相 善十君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第五一号 昭和五十五年十月一日受理
国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願
請願者 香川県高松市番町五ノ四ノ一五香川県医師国民健康保険組合理事長
久米川久夫

紹介議員 平井 卓志君 真鍋 賢二君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第五二号 昭和五十五年十月一日受理
国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願
請願者 佐賀市西田代二ノ五ノ二四佐賀県歯科医師国民健康保険組合理事長
西村操

紹介議員 鍋島 直紹君 福岡日出磨君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第五三号 昭和五十五年十月一日受理
国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願
請願者 大分市王子新町四組大分県歯科医師国民健康保険組合理事長 伊東 空

紹介議員 後藤 正夫君 衛藤征士郎君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第五四号 昭和五十五年十月一日受理
国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願
請願者 宮崎市清水一ノ一二ノ二宮崎県歯科医師国民健康保険組合理事長
山崎弘

紹介議員 上條 勝久君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第五五号 昭和五十五年十月一日受理
国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願
請願者 宮崎市清水一ノ一二ノ二宮崎県歯科医師国民健康保険組合内 佐藤 正人

紹介議員 坂元 親男君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第五七号 昭和五十五年十月一日受理
保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願
請願者 群馬県前橋市上小出町七〇二〇〇
々頼紀雄外二百十九名

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第六〇号 昭和五十五年十月二日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関する請願
請願者 東京都大田区大森東五ノ二三ノ一
〇 田中喜代子外二十二名

紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六一号 昭和五十五年十月二日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関する請願
請願者 東京都稲城市矢野口二、八二二
熊谷力外十七名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六二号 昭和五十五年十月二日受理
保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願
請願者 東京都品川区荏原一ノ一〇
矢沢武次郎外二百五十八名

第六四号 昭和五十五年十月二日受理
国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願
請願者 長野県諏訪市岡村 河西悦雄外五
名

紹介議員 村田 秀三君
国鉄の仲裁裁定と日本国有鉄道経営再建促進特別措置法案を分離し、仲裁裁定を即時完全実施されたい。

理由
政府は、昭和五十五年七月十五日の閣議決定に従い、我々国鉄労働者に対する仲裁裁定を公共企業体等労働関係法第十六条を発動し、議決案件として第九十二回特別国会に提出した。いうまでもなく、仲裁裁定は公共企業体等労働関係法第三十五条に基づき、労・使を拘束するものであり、政府はその完全実施の努力義務が課せられているにもかかわらず、政府が議決案件と決定したのは、この法の精神に反する行為であるといわざるを得ない。政府があえてこのような態度決定をしたことは、先の常会で議案となつた日本国有鉄道経営再建促進特別措置法案を強行成立させるため、仲裁裁定を人質にとつたものであり、断じて容認することができない。今日、賃金は相次ぐ物価の上昇に追いつけず、実質賃金は低下し続けている現状のなかで、仲裁裁定を実施するのは政府の当然の義務である。また、日本国有鉄道経営再建促進特別措置法案は、国民生活にとつて極めて重要であるので、慎重に審議すべきである。

第六五号 昭和五十五年十月二日受理
個室付浴場業（トルコ風呂）をなくするため公衆浴場法の一部改正に関する請願
請願者 三重県伊勢市岩淵三ノ五ノ三 伊藤 藤富夫外十四名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第六六号 昭和五十五年十月二日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関する請願
請願者 東京都品川区小山五ノ七ノ一〇
岡田哲外二十四名

紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六七号 昭和五十五年十月二日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関する請願
請願者 東京都中野区本町一ノ一九ノ六
清水宗二外十四名

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六八号 昭和五十五年十月二日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関する請願
請願者 東京都秋川市野辺六八八 安田信子外十五名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六九号 昭和五十五年十月二日受理
保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願
請願者 大阪府和泉市府中町四六六ノ一
中島珠榮外百九十二名

紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第七〇号 昭和五十五年十月二日受理
保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願
請願者 群馬県佐波郡境町小此木四五ノ一
一 橋本菊枝外百九十九名

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第七五号 昭和五十五年十月二日受理
指圧師法制定に関する請願
請願者 東京都千代田区一番町一五ノ六

石原雪江外五百名

紹介議員 植木 光教君
指圧師のために「指圧師法」を制定されたい。

理由

あん摩と、マッサージと、指圧は、名称の違ひごとく、その発達過程も、施術方法も異なり、それぞれ独自性を持つものである。この異なる手法三法を混同して「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」と呼称した法律名のため、それぞれの独自性を失い、一般大衆はその選択に混乱し、指圧師の養成にも大きな支障を来している。現行法では、指圧を業として志す者にも、指圧に必要な、あん摩マッサージを無理に習得せしめ、免許も、「あん摩マッサージ指圧師免許」が交付されているのである。指圧師を希望する者には、指圧師に必要な科目だけを習得せしめ、免許も「指圧師免許」を交付すべきである。このことは、指圧師の身分を確立するのみではなく、国民大衆の健康保護に大きな影響を及ぼすものである。

第八〇号 昭和五十五年十月二日受理
国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願

請願者 札幌市中央区大通西七ノ二北海道
齒科医師国民健康保険組合理事長
藤田典雄

紹介議員 中村 啓一君 岩本 政光君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八一号 昭和五十五年十月二日受理
国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願

請願者 山形市香澄町二ノ九ノ一九山形県
医師国民健康保険組合理事長 渡
辺一男

紹介議員 安孫子藤吉君 降矢 敬義君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八二号 昭和五十五年十月二日受理
国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願

請願者 茨城市水戸市笠原町上組四八九茨
城県メデイカルセンター内茨城県
医師国民健康保険組合理事長 大
森正吉

紹介議員 岩上 二郎君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八三号 昭和五十五年十月二日受理
国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願

請願者 埼玉県浦和市高砂三ノ一三ノ三埼
玉県医師国民健康保険組合理事長
福島茂夫

紹介議員 土屋 義彦君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八四号 昭和五十五年十月二日受理
国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願

請願者 埼玉県浦和市高砂三ノ一三ノ三埼
玉県医師国民健康保険組合内 門
倉好文

紹介議員 福島 茂夫君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八五号 昭和五十五年十月二日受理
国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願

請願者 千葉市千葉港五ノ二五千葉県医療
センター内千葉県薬剤師国民健康
保険組合理事長 山中正一外二名

紹介議員 菅野 儀作君 井上 裕君
関口 恵造君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八六号 昭和五十五年十月二日受理
国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願

請願者

長野市若里一、五七〇ノ一長野県
医師会館内長野県医師国民健康保
険組合理事長 花岡堅而

紹介議員 夏目 忠雄君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八七号 昭和五十五年十月二日受理
国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願

請願者 佐賀市与賀一ノ九佐賀県医師国民
健康保険組合理事長 宮崎七郎
鍋島 直紹君 福岡日出鷹君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八八号 昭和五十五年十月二日受理
国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願

請願者 大分市荷揚町六ノ二三大分県医師
国民健康保険組合理事長 杉村進
後藤 正夫君 衛藤征士郎君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

十月十四日本委員会に左の案件が付託された。
一、こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律案
こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律案
こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律案

（こどもの国協会の解散等）
第一条 こどもの国協会（以下「協会」という。）は、この法律の施行の時にいて解散する。
2 協会の解散の際現に協会の有する土地及びその定着物（建物及び工作物を除く。以下「土地等」という。）は、協会の解散の時にいて、国が承継し、一般会計に帰属する。

3 前項に規定する土地等の所有権以外の協会の一切の権利義務は、協会の解散の時にいて、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十条に規定する児童厚生施設を営営する事業のうち次に掲げるものを専ら行うことを目的とする社会福祉法人であつて厚生大臣が指定するもの（以下「指定法人」という。）が承継する。
一 児童のための遊戯施設、教養施設、生活訓練施設その他児童の健康を増進し、又はその情操を豊かにするための諸施設が総合的に整備された集団施設を設置し、及び運営すること。
二 前号に規定する集団施設の設置及び運営に附帯する事業
4 協会の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、その解散の日から起算して二月を経過する日とする。
5 第一項の規定により協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
（国有財産の無償貸付け）
第二条 政府は、指定法人に対し、指定法人が行う前条第三項各号に掲げる事業の用に供させるため、同条第二項の規定により一般会計に帰属した土地等を無償で貸し付けることができる。
2 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十二條第二項及び第三項の規定は、前項の規定により土地等を無償で貸し付ける場合について準用する。
（指定法人の事業の制限）
第三条 指定法人は、第一条第三項各号に掲げる事業以外の事業を行つてはならない。
（監督等）
第四条 指定法人は、第二条第一項の規定による貸付けを受けたときは、毎会計年度、予算及び事業計画書を作成し、当該会計年度開始前に、厚生大臣の認可を受けなければならない。これ

に重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 厚生大臣は、第二項第一項の規定による無償貸付けの目的が有効に達せられることを確保するため、同項の規定による貸付けを受けた指定法人の役員が法令、法令に基づいて行行政庁の処分又は定款に違反した場合において、当該指定法人に対し、その役員を解職すべき旨を勧告することができる。

3 厚生大臣は、第二項第一項の規定による貸付けを受けた指定法人が次に掲げる場合に該当するときは、同項の規定により貸し付けた土地等の所管大臣（次条において「貸付財産の所管大臣」という。）にその旨を通知しなければならない。

一 第二項第一項の規定により貸付けを受けた土地等を第一項第三項各号に掲げる事業以外の事業の用に供したとき。

二 第二項の認可を受けなかつたとき。

三 前項の規定による役員解職の勧告に従わなかつたとき。

四 児童福祉法第四十六条第二項又は第三項の規定による命令に従わなかつたとき。

五 児童福祉法第五十八条第一項の規定により同法第三十五条第三項の認可を取り消されたとき。

六 社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第五十四条第二項の規定による解散の命令を受けたとき。

七 その他法令、法令に基づく行政庁の処分若しくは定款に違反した場合、法令に基づく行政庁の監督に従わなかつた場合又は当該指定法人の事業が適正に行われない場合であつて、厚生大臣が第二項第一項の規定による無償貸付けの目的が有効に達せられないものと認めるとき。

（契約の解除）
第五条 貸付財産の所管大臣は、前条第三項の通知を受けたときは、厚生大臣の意見を聴いて、

第二項第一項の規定による貸付けの契約を解除することができる。

（指定の取消し及び再指定）

第六条 厚生大臣は、指定法人に対する第二項第一項の規定による貸付けの契約が解除されたときは、当該指定法人に係る指定を取り消すことができる。

2 前項の規定による指定の取消しが行われた場合には、厚生大臣は、第一項第三項に規定する要件に該当する社会福祉法人を新たに指定することができる。当該新たに指定された社会福祉法人に係る指定が次項において準用する前項の規定により取り消された場合も、同様とする。

3 第二項から前条まで及び第一項の規定は、前項の規定により新たに指定された社会福祉法人について準用する。この場合において、第二項から第四項までの規定及び第一項中「指定法人」とあるのは、「第六條第二項の規定により新たに指定された社会福祉法人」と読み替へるものとする。

（政令への委任）

第七条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 第一項第三項の規定による厚生大臣の指定は、この法律の施行前において行うことができる。

（こどもの国協会法の廃止）

3 こどもの国協会法（昭和四十一年法律第百三十一号）は、廃止する。

（こどもの国協会法の廃止に伴う経過措置）

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（厚生省設置法の一部改正）

5 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第五十六号の四を削り、第五十六号の五を第五十六号の四とし、第五十六号の六を第五十六号の五とする。

第五十三条第九号の四を削る。

（地方税法の一部改正）

6 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「こどもの国協会」を削る。

第七十三条の四第一項第十一号の二を削る。

第三百四十八条第二項第十八号の二を削り、第十八号の三を第十八号の二とする。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

7 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「こどもの国協会」を削る。

（所得税法の一部改正）

8 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表こどもの国協会の項を削る。

（法人税法の一部改正）

9 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表こどもの国協会の項を削る。

（印紙税法の一部改正）

10 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の表こどもの国協会の項を削る。

（登録免許税法の一部改正）

11 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二の表こどもの国協会の項を削る。

十月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

（厚生年金保険法の一部改正）

第一条 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第二十條の表を次のように改める。

標準報酬等級	標準報酬月額	報 酬 月 額
第一級	四五、〇〇〇円	四六、五〇〇円未満
第二級	四八、〇〇〇円	四六、五〇〇円以上 五〇、〇〇〇円未満
第三級	五二、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円以上 五四、〇〇〇円未満
第四級	五六、〇〇〇円	五四、〇〇〇円以上 五八、〇〇〇円未満
第五級	六〇、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上 六二、〇〇〇円未満
第六級	六四、〇〇〇円	六二、〇〇〇円以上 六六、〇〇〇円未満
第七級	六八、〇〇〇円	六六、〇〇〇円以上 七〇、〇〇〇円未満
第八級	七二、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円以上 七四、〇〇〇円未満

第九級	七六、〇〇〇円	七四、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円未満
第一〇級	八〇、〇〇〇円	七八、〇〇〇円以上	八三、〇〇〇円未満
第一級	八六、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上	八九、〇〇〇円未満
第一二級	九二、〇〇〇円	八九、〇〇〇円以上	九五、〇〇〇円未満
第一三級	九八、〇〇〇円	九五、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満
第一四級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満
第一五級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満
第一六級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上	一二一、〇〇〇円未満
第一七級	一二六、〇〇〇円	一二一、〇〇〇円以上	一二三、〇〇〇円未満
第一八級	一三四、〇〇〇円	一二三、〇〇〇円以上	一三八、〇〇〇円未満
第一九級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円未満
第二〇級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満
第二一級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満
第二二級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満
第二三級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第二四級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第二五級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上	二二〇、〇〇〇円未満
第二六級	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円以上	二二三、〇〇〇円未満
第二七級	二四〇、〇〇〇円	二二三、〇〇〇円以上	二五〇、〇〇〇円未満
第二八級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満
第二九級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満
第三〇級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上	三二〇、〇〇〇円未満
第三一級	三二〇、〇〇〇円	三二〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満
第三二級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円未満
第三三級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満
第三四級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満
第三五級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上	

第三十四条第一項第一号中「千六百五十円」を「二千五百円」に改め、同条第五項中「七万二千円」を「十八万円」に、「四千八百円」を「二万四千円」に、「二万四千円」を「六万円」に改める。
第三十八条第二項中「及び第六十二条の二の規定により加算する額」を削る。

第四十二条第一項第四号中「前各号」を「前三号」に改め、同項に次の一号を加える。
五 第一号から第三号までのいずれかに規定する被保険者期間を満たしている被保険者が、六十歳以上六十五歳未満である間において、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級に該当するに至つたと

き、又は六十歳以上六十五歳未満である被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものが、第一号から第三号までのいずれかに規定する被保険者期間を満たすに至つたとす。

第四十二条第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

第四十三条第五項中「七十歳に達した後に」を「六十歳に達したとき」に、「その者の請求により、七十歳を」を「六十五歳に」に、「その請求をした日の属する」を「六十五歳に達した」に改め、同条第六項を次のように改める。
6 被保険者である受給権者が七十歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、七十歳に達した月前における被保険者であつた期間を基本年金額の計算の基礎とするものとし、七十歳に達した月の翌月から、年金の額を改定する。

第四十五条中「又は被保険者の資格を取得したとき（六十五歳に達した日以後において被保険者の資格を取得したときを除く。）」を削る。

第四十六条第一項を次のように改める。
老齢年金は、受給権者である被保険者が六

十五歳に達するまでの間は、その支給を停止する。ただし、受給権者である被保険者が六十歳以上六十五歳未満である間において、その者の標準報酬等級が第一級から第十二級までの等級である期間、第十三級から第十七級までの等級である期間又は第十八級から第二十級までの等級である期間があるときは、それぞれ、その期間については、老齢年金の額（加給年金額を除く。）の百分の二十、百分の五十又は百分の八十に相当する部分に限り支給を停止する。

第四十六条第三項を削り、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
2 老齢年金は、六十五歳以上の受給権者が被保険者である間は、その額（加給年金額を除く。）の百分の二十に相当する部分の支給を停止する。ただし、六十五歳以上の被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものに支給する老齢年金については、この限りでない。

第四十六条に次の二項を加える。
4 老齢年金は、その受給権者の配偶者が当該老齢年金の加給年金額の計算の基礎となつていない場合であつて、当該配偶者が老齢年金又は障害年金（その全額につき支給を停止されている老齢年金又は障害年金を除く。）の支給を受けることができるときは、その間、当該配偶者について計算する加給年金額に相当する部分の支給を停止する。

5 老齢年金は、その受給権者の配偶者が当該老齢年金の加給年金額の計算の基礎となつていない場合であつて、当該配偶者が他の公的年金各法に基づく年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は廃疾を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの（その全額につき支給を停止されている給付を除く。）の支給を受けることができるときは、その間、当該配偶者について計算する加給年金額に相当する部分の支給を停止する。

第四十六条第一項を次のように改める。
老齢年金は、受給権者である被保険者が六

第四十六條の三第一項に次の一号を加える。

四 第一号イからニまでのいずれかに該当する被保険者が、六十歳以上六十五歳未満である間において、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級に該当するに至つたとき、又は六十歳以上六十五歳未満である被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものが、同号イからニまでのいずれかに該当するに至つたとき。

第四十六條の三第二項及び第三項を削る。

第四十六條の六を次のように改める。

(失権)

第四十六條の六 通算老齢年金の受給権は、受給権者が死亡したとき又は老齢年金の受給権を取得したときは、消滅する。

第四十六條の七第一項及び第二項を次のように改める。

通算老齢年金は、受給権者である被保険者が六十歳に達するまでの間は、その支給を停止する。ただし、受給権者である被保険者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級である期間、第十三級から第十七級までの等級である期間又は第十八級から第二十級までの等級である期間があるときは、それぞれ、その期間については、通算老齢年金の額の百分の二十、百分の五十又は百分の八十に相当する部分に限り支給を停止する。

2 通算老齢年金は、六十五歳以上の受給権者が被保険者である間は、その額の百分の二十に相当する部分の支給を停止する。ただし、六十五歳以上の被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものに支給する通算老齢年金については、この限りでない。

第五十條第一項第三号中「三十九万六千円」を「五十万六千円」に改める。

第五十四條に次の一項を加える。

3 第四十六條第四項及び第五項の規定は、障

害年金について準用する。

第五十九條第一項中「維持したものとする」を「維持し、かつ、次に掲げる要件に該当したものとす」に改め、同項ただし書各号列記以外の部分を削り、同項第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 妻については、次のいずれかに該当すること。

イ 四十歳以上であること。

ロ 被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、かつ、第三号の要件に該当した子と生計を同じくすること。

ハ 別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にあること。

第五十九條第三項中「子とみなす」を「子とみなし、妻は、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その子と生計を同じくしていたものとみなす」に改める。

第六十條第二項中「三十九万六千円」を「五十万六千円」に改める。

第六十二條の二第一項第一号中「六万六千円」を「十二万六千円」に改め、同項第二号中「四万八千円」を「十二万六千円」に改める。

第六十三條第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 妻の有する遺族年金の受給権は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

一 第五十九條第一項第一号ロに規定する子であつて、引き続き妻と生計を同じくし、かつ、遺族年金の受給権を有するものがなくなつたとき。ただし、妻が四十歳以上であるとき、及び妻が受給権を取得した時から引き続き別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にあるときを除く。

二 別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にある妻について、その事情がやんだとき。ただし、妻が四十歳以上であるとき、及び当該遺族年金の加給年金額の計算の基礎となつてゐる子があるときを除く。

第六十五條の次に次の一条を加える。

第六十五條の二 遺族年金は、その受給権者である妻が第六十二條の二第一項各号のいずれかに該当する場合（同項ただし書に該当する場合を除く）であつて、他の公的年金各法に基づき年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は廃疾を支給事由とする給付であつて法令で定めるもの（その全額に付き支給を停止されている給付を除く）の支給を受けることができるときは、その間、同条の規定により加算する額に相当する部分の支給を停止する。

第六十八條の三 第四十六條の三第一項第一号イからニまでを「第四十六條の三第一号イからニまで」に改める。

第八十一條第五項第一号中「千分の九十二」を「千分の九十一」に改め、同項第二号中「千分の七十七」を「千分の九十二」に改め、同項第三号中「千分の六十三」に改め、同項第四号中「千分の七十七」に改め、同項第五号中「千分の九十一」を「千分の九十二」に改める。

第三百三十一條第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号ただし書中「及び加入員の資格を取得した月にその資格を喪失した者が老齢年金又は通算老齢年金の受給権を取得したとき」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 老齢年金又は通算老齢年金の受給権者である当該受給権者取得した月以後の月に加入員の資格を取得したものであつて、その年金の額が、第四十三條第四項から第六項までのいずれかの規定により改定されたとき。

ただし、加入員の資格を取得した月又はその翌月から改定されたときを除く。

第三百三十一條第二項中「第四十六條の六第三号に掲げる理由」を「通算老齢年金の受給権者が老齢年金の受給権を取得したとき」に改める。

第三百三十三條中「第四十六條第一項又は第四十六條の七第一項」を「第四十六條第一項若しくは第二項又は第四十六條の七第一項若しくは第二項」に、「これを」を「超える」に改める。

附則第十二條第三項を次のように改める。

3 継続した十五年間における旧法による第三種被保険者であつた期間に基づく被保険者期間又は継続した十五年間における旧法による第三種被保険者であつた期間とこの法律による第三種被保険者であつた期間とに基づき被保険者期間が十六年以上である被保険者が六十歳以上六十五歳未満である間において、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級に該当するに至つたときも、第一項と同様とする。

附則第十二條第四項を削り、第五項を第四項とする。

附則第十六條第二項中「及び第六十二條の二に定める」を「第六十二條の二及び第六十五條の二に定める」に改め、「及び第六十二條の二の規定により加算する額を削り、「七万二千円」を「九万八千四百円」に改める。

附則第二十八條の三第一項に次の一号を加える。

四 第一号イ若しくはロのいずれかに該当する被保険者が、六十歳以上六十五歳未満である間において、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級に該当するに至つたとき、又は六十歳以上六十五歳未満である被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものが、同号イ若しくはロのいずれかに該当するに至つたとき。

附則第二十八條の三第二項及び第三項を削

り、第四項を第二項とし、第五項を第三項とし、第六項を第四項とし、同条第七項中「第四十六條の六第一号から第三号までの規定に該当したとき、又は」を「死亡したとき、又は老齢年金若しくは」に改め、同項を同条第五項とする。

(厚生年金保険法の一部を改正する法律の一部改正)
第二条 厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

改正する。
附則第十六條第一項中「この法律による改正後の」を削り、同条第二項中「この法律による改正後の厚生年金保険法第六十三條第一項を」を「厚生年金保険法第六十三條第一項及び第二項」に改める。
(船員保険法の一部改正)
第三条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項の表を次のように改める。

等 級	標 準 報 酬		報 酬 月 額
	月 額	日 額	
第一級	四五、〇〇〇円	一、五〇〇円	四六、五〇〇円未満
第二級	四八、〇〇〇円	一、六〇〇円	四六、五〇〇円以上 五〇、〇〇〇円未満
第三級	五二、〇〇〇円	一、七三〇円	五〇、〇〇〇円以上 五四、〇〇〇円未満
第四級	五六、〇〇〇円	一、八七〇円	五四、〇〇〇円以上 五八、〇〇〇円未満
第五級	六〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上 六二、〇〇〇円未満
第六級	六四、〇〇〇円	二、一三〇円	六二、〇〇〇円以上 六六、〇〇〇円未満
第七級	六八、〇〇〇円	二、二七〇円	六六、〇〇〇円以上 七〇、〇〇〇円未満
第八級	七二、〇〇〇円	二、四〇〇円	七〇、〇〇〇円以上 七四、〇〇〇円未満
第九級	七六、〇〇〇円	二、五三〇円	七四、〇〇〇円以上 七八、〇〇〇円未満
第一〇級	八〇、〇〇〇円	二、六七〇円	七八、〇〇〇円以上 八三、〇〇〇円未満
第一級	八六、〇〇〇円	二、八七〇円	八三、〇〇〇円以上 八九、〇〇〇円未満
第二級	九二、〇〇〇円	三、〇七〇円	八九、〇〇〇円以上 九五、〇〇〇円未満
第三級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	九五、〇〇〇円以上 一〇一、〇〇〇円未満
第四級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第五級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満
第六級	一一八、〇〇〇円	三、九三〇円	一一四、〇〇〇円以上 一二二、〇〇〇円未満
第七級	一二六、〇〇〇円	四、二〇〇円	一二二、〇〇〇円以上 一三〇、〇〇〇円未満
第八級	一三四、〇〇〇円	四、四七〇円	一三〇、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満

第一級	一四二、〇〇〇円	四、七三〇円	一三八、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満
第二級	一五〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満
第三級	一六〇、〇〇〇円	五、三三〇円	一五五、〇〇〇円以上 一六五、〇〇〇円未満
第四級	一七〇、〇〇〇円	五、六七〇円	一六五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満
第五級	一八〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円未満
第六級	一九〇、〇〇〇円	六、三三〇円	一八五、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円未満
第七級	二〇〇、〇〇〇円	六、六七〇円	一九五、〇〇〇円以上 二〇〇、〇〇〇円未満
第八級	二一〇、〇〇〇円	七、三三〇円	二〇〇、〇〇〇円以上 二一〇、〇〇〇円未満
第九級	二二〇、〇〇〇円	八、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上 二二〇、〇〇〇円未満
第十級	二三〇、〇〇〇円	八、六七〇円	二二〇、〇〇〇円以上 二三〇、〇〇〇円未満
第十一級	二四〇、〇〇〇円	九、三三〇円	二三〇、〇〇〇円以上 二四〇、〇〇〇円未満
第十二級	二五〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	二四〇、〇〇〇円以上 二五〇、〇〇〇円未満
第十三級	二六〇、〇〇〇円	一〇、六七〇円	二五〇、〇〇〇円以上 二六〇、〇〇〇円未満
第十四級	二七〇、〇〇〇円	一一、三三〇円	二六〇、〇〇〇円以上 二七〇、〇〇〇円未満
第十五級	二八〇、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上 二八〇、〇〇〇円未満
第十六級	二九〇、〇〇〇円	一二、六七〇円	二八〇、〇〇〇円以上 二九〇、〇〇〇円未満
第十七級	三〇〇、〇〇〇円	一三、三三〇円	二九〇、〇〇〇円以上 三〇〇、〇〇〇円未満
第十八級	三一〇、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	三〇〇、〇〇〇円以上 三一〇、〇〇〇円未満
第十九級	三二〇、〇〇〇円	一四、六七〇円	三一〇、〇〇〇円以上 三二〇、〇〇〇円未満
第二十級	三三〇、〇〇〇円	一五、三三〇円	三二〇、〇〇〇円以上 三三〇、〇〇〇円未満
第二十一級	三四〇、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上 三四〇、〇〇〇円未満
第二十二級	三五〇、〇〇〇円	一六、六七〇円	三四〇、〇〇〇円以上 三五〇、〇〇〇円未満
第二十三級	三六〇、〇〇〇円	一七、三三〇円	三五〇、〇〇〇円以上 三六〇、〇〇〇円未満
第二十四級	三七〇、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	三六〇、〇〇〇円以上 三七〇、〇〇〇円未満
第二十五級	三八〇、〇〇〇円	一八、六七〇円	三七〇、〇〇〇円以上 三八〇、〇〇〇円未満
第二十六級	三九〇、〇〇〇円	一九、三三〇円	三八〇、〇〇〇円以上 三九〇、〇〇〇円未満
第二十七級	四〇〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	三九〇、〇〇〇円以上 四〇〇、〇〇〇円未満
第二十八級	四一〇、〇〇〇円	二〇、六七〇円	四〇〇、〇〇〇円以上 四一〇、〇〇〇円未満
第二十九級	四二〇、〇〇〇円	二一、三三〇円	四一〇、〇〇〇円以上 四二〇、〇〇〇円未満
第三十級	四三〇、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	四二〇、〇〇〇円以上 四三〇、〇〇〇円未満

第二十三條第二項各号を次のように改める。
一 第五十條第一項第一号若ハ第四号乃至第六号ニ該当シタルニ因リ遺族年金ヲ支給スベキ場合又ハ通算遺族年金ヲ支給スベキ場合ニ於ケル四十歳未満ノ妻但シ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時其ノ子ニ依リ生計ヲ維持シタル十八歳未満ノ子又ハ不具障疾ニ因リ労働能力ナキ子ト生計ヲ同ジクスル妻ヲ除ク
二 十八歳以上ノ子又ハ孫
三 六十歳未満ノ夫、父母又ハ祖父母
四 十八歳以上六十歳未満ノ兄弟姉妹
第二十三條第三項中「第五十條第一項第四号」を「第五十條第一項第一号若ハ第四号」に改める。
を「第五十條第一項第一号若ハ第四号」に改め、同条第四項中「看做ス」を「看做シ第二項第一号但書ノ規定ノ適用ニ付テハ妻ハ其ノ日ヨリ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時其ノ子ト生計ヲ同ジクシタルモノト看做ス」に改める。
第二十三條ノ七第四項中「第五十條ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額」の下に「(第五十條ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ加ヘタル額)」を加える。
第二十七條ノ二第三項中「第四号」を「第一号」に改める。

第三十四条第五項中「前二項」を「前項」に改め、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第四項を削り、同条第二項の次に次の一項を加える。

第一項各号ノ一ニ該当スル被保険者ガ六十歳以上六十五歳未満タル間ニ於テ其ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第二十級ノ等級ニ該当スルニ至リタルトキ又ハ六十歳以上六十五歳未満ノ被保険者ニシテ其ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第二十級ノ等級ナルモノガ同項各号ノ一ニ該当スルニ至リタルトキハ同項ノ規定ニ拘ラス其ノ者ニ老齢年金ヲ支給ス

第三十五条第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に、「二万六千四百円」を「三万二千八百円」に、「二十九万七千円」を「三十六万九千円」に改める。

第三十六条第一項中「七万二千円」を「十八万円」に、「二万四千円」を「六万円」に、「四万八千円」を「十二万円」に、「四千八百円」を「二万四千円」に改める。

第三十七条中「又ハ被保険者ト為リタルトキ（六十五歳ニ達シタル後被保険者ト為リタルトキヲ除ク）」を削る。

第三十八条第一項を次のように改める。
老齢年金ハ其ノ支給ヲ受クル被保険者ガ六十五歳ニ達スル迄ノ間ハ其ノ支給ヲ停止ス但シ老齢年金ノ支給ヲ受クル被保険者ガ六十歳以上六十五歳未満タル間ニ於テ其ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第十二級ノ等級タル期間、第十三級乃至第十七級ノ等級タル期間又ハ第十八級乃至第二十級ノ等級タル期間アルトキハ其ノ期間夫々其ノ額（第三十六条ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ除キタル額）ノ百分ノ二十、百分ノ五十又ハ百分ノ八十二相当スル部分ニ限リ支給ヲ停止ス

第三十八条第二項中「第三十四条第三項」を「第三十四条第四項」に改め、同条第三項を削り、同条第一項の次に次の一項を加える。

老齢年金ハ其ノ支給ヲ受クル者ガ六十五歳以上ノ被保険者タル間其ノ額（第三十六条ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ除キタル額）ノ百分ノ二十ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス但シ六十五歳以上ノ被保険者ニシテ其ノ者ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第二十級ノ等級ナルモノニ支給スル老齢年金ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第三十八条に次の二項を加える。
老齢年金ハ其ノ支給ヲ受クル者ノ配偶者ガ当該老齢年金ニ付第三十六条第一項ノ規定ニ依リ加給スベキ金額ノ計算ノ基礎ト為リタル場合ニ於テ該配偶者ガ老齢年金又ハ障害年金（其ノ金額ニ付支給ヲ停止サレタル老齢年金又ハ障害年金ヲ除ク）ノ支給ヲ受クルベキトキハ其ノ間該配偶者ニ付同項ノ規定ニ依リ加給スベキ金額ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス

老齢年金ハ其ノ支給ヲ受クル者ノ配偶者ガ当該老齢年金ニ付第三十六条第一項ノ規定ニ依リ加給スベキ金額ノ計算ノ基礎ト為リタル場合ニ於テ該配偶者ガ他ノ公的年金各法ニ基ク年金タル給付其ノ他ノ年金タル給付ノ中老齢、退職又ハ障害ヲ支給事由トスル給付ニ依リ以テ定ムルモノ（其ノ金額ニ付支給ヲ停止サレタル給付ヲ除ク）ノ支給ヲ受クルベキトキハ其ノ間該配偶者ニ付同項ノ規定ニ依リ加給スベキ金額ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス

第三十八条ノ二第二項中「七十歳ニ達シタル後ニ於テハ其ノ者ノ請求ニ依リ七十歳を「六十五歳ニ達シタルトキハ六十五歳」に、「其ノ請求ヲ為シタル日ノ属スル」を「六十五歳ニ達シタル」に改め、同条第三項を次のように改める。
老齢年金ノ支給ヲ受クル被保険者ガ七十歳ニ達シタルトキハ七十歳ニ達シタル月ノ前月迄ノ被保険者タル期間ヲ其ノ老齢年金ノ額ノ計算ノ基礎トスルモノトシ七十歳ニ達シタル月ノ翌月ヨリ老齢年金ノ額ヲ改定ス
第三十九条ノ二第一項に次の一号を加える。

四 第一号イ乃至ニノ何レカニ該当スル被保険者ガ六十歳以上六十五歳未満タル間ニ於テ其ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第二十級ノ等級ニ該当スルニ至リタルトキ又ハ六十歳以上六十五歳未満ノ被保険者ニシテ其ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第二十級ノ等級ナルモノガ同号イ乃至ニノ何レカニ該当スルニ至リタルトキ

第三十九条ノ二第二項及び第三項を削る。
第三十九条ノ四を次のように改める。
第三十九条ノ四 通算老齢年金ノ支給ヲ受クル者ガ死亡シタルトキ又ハ老齢年金ヲ受クル権利ヲ有スルニ至リタルトキハ其ノ通算老齢年金ヲ受クル権利ヲ失フ

第三十九条ノ五第一項及び第二項を次のように改める。
通算老齢年金ハ其ノ支給ヲ受クル被保険者ガ六十五歳ニ達スル迄ノ間ハ其ノ支給ヲ停止ス但シ通算老齢年金ノ支給ヲ受クル被保険者ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第十二級ノ等級タル期間、第十三級乃至第十七級ノ等級タル期間又ハ第十八級乃至第二十級ノ等級タル期間アルトキハ其ノ期間夫々其ノ額ノ百分ノ二十、百分ノ五十又ハ百分ノ八十二相当スル部分ニ限リ支給ヲ停止ス

通算老齢年金ハ其ノ支給ヲ受クル者ガ六十五歳以上ノ被保険者タル間其ノ額ノ百分ノ二十ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス但シ六十五歳以上ノ被保険者ニシテ其ノ者ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第二十級ノ等級ナルモノニ支給スル通算老齢年金ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
第四十一条第一項第一号ロ中「十九万八千円」を「二十四万六千円」に改め、同条第二項中「三十九万六千円」を「五十五万六千円」に改める。
第四十一条ノ二第一項中「七万二千円」を「十八万円」に、「二万四千円」を「六万円」に、「四万八千円」を「十二万円」に、「四千八百円」を「二万四千円」に改める。

第三十八条第四項及第五項ノ規定ハ障害年金ニ付テハ準用ス此ノ場合ニ於テ之等ノ規定中「第三十六条第一項」トアルハ「第四十一条ノ二第一項」ト読替フルモノトス
第五十条第一項第四号中「十五年未満」及び「第三十四条第一項第二号又ハ第三号ニ該当スル者ヲ除キ」を削り、同項第五号中「十五年未満」及び「第三十四条第一項第二号又ハ第三号ニ該当スル者ヲ除ク」を削る。

第五十条ノ二第一項第二号ロ中「四万九千五百円」を「六万五千五百円」に改め、同項第三号ロ中「九万九千円」を「十二万三千円」に改め、同条第三項中「三十九万六千円」を「五十五万六千円」に改める。
第五十条ノ三ノ二第一号中「六万円」を「十二万円」に、「八万四千円」を「二十一万円」に改め、同条第二号中「四万八千円」を「十二万円」に改める。

第五十条ノ四第六号中「子」を「夫、子」に改め、同条第八号とし、同条第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。
五 第二十三条第二項第一号但書ニ該当シタル為遺族年金ノ支給ヲ受クル妻ニ付引続キ其ノ者ト生計ヲ同ジクシ且遺族年金ノ支給ヲ受クル妻ニ遺族ノ範囲ニ属スル子ナクナツタトキ但シ其ノ者ガ四十歳以上タルトキ及
其ノ権利ヲ有スルニ至リタル当時ヨリ引続キ不具廃疾ニ因リ労働能力ナキトキハ此ノ限ニ在ラス

六 不具廃疾ニ因リ労働能力ナキ為遺族年金ノ支給ヲ受クル妻ニ付其ノ事情止ミタルトキ但シ其ノ者ガ四十歳以上タルトキ及其ノ者ガ其ノ権利ヲ有スルニ至リタル当時ヨリ引続キ其ノ者ト生計ヲ同ジクシ且遺族年金ノ支給ヲ受クル妻ニ遺族ノ範囲ニ属スル子アルトキハ此ノ限ニ在ラス
第五十条ノ四に次の一項を加える。
第五十条第一項第一号又ハ第四号乃至第六号ニ該当シタルニ因リ支給スベキ遺族年金ノ支

に改め、同条第四項を削る。

3 第一項の表の上欄に掲げる被保険者で、昭和三十六年四月一日以後の被保険者であつた期間がそれと同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、船員保険法第三十四条第一項各号のいずれにも該当しない者が、六十五歳に達するまでの間において、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十級までの等級に該当するに至つたとき、又は同表の上欄に掲げる者で、同項各号のいずれにも該当しない六十五歳未満の被保険者であり、かつ、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十級までの等級であるものの同日以後の被保険者であつた期間が、それぞれ同表の下欄に規定する期間に達したときも、第一項と同様とする。

(国民年金法の一部改正)

第八条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項第六号中「附則第四十六項」を「附則第四十五項」に改め、同条第五項中「第四十九条の規定を除き」を削る。

第十八条の二中「年金給付」を「給付」に改める。

第十八条の三中「第五十二條の二」を「第五十二條の二第一項」に改める。

第二十七條第一項中「千三百円」を「千六百八十円」に改める。

第三十三條第一項ただし書及び第二項並びに第三十八條中「三十九万六千円」を「五十万六千六百円」に改める。

第三十九條第一項中「四千八百円」を「二万四千円」に、「二万四千円」を「六万六千円」に改める。

第三十九條の次に次の一条を加える。

第三十九條の二 第三十八條又は前条第一項の母子年金の額には、当該夫の死亡について公的年金給付であつて政令で定めるものを受け取ることができる者がいないときは、十八万円を加算する。

2 前項に規定する加算を行ふべき事由が生じ又は当該事由が消滅した場合における母子年金の額の改定は、当該事由が生じ又は当該事由が消滅した日の属する月の翌月から行ふ。

第四十一條第二項中「三分の一」を「五分の一」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第三十九條の二第一項の規定によりその額が加算された母子年金は、その受給権者が老齢、退職又は廃疾を支給事由とする公的年金給付であつて政令で定めるもの(その金額につき支給を停止されているものを除く)の支給を受けることができるときは、その間、同項の規定により加算する額に相当する部分の支給を停止する。

第四十一條に次の一項を加える。

4 母子年金は、前二項に規定する支給を停止すべき事由のいずれにも該当するときは、その間、前二項の規定にかかわらず、第三十九條の二第一項の規定により加算する額と母子年金の額から同項の規定により加算する額を控除した額の五分の二に相当する額(前項に規定する公的年金給付の額が母子年金の額から同条第一項の規定により加算する額を控除した額の五分の二に相当する額に満たないときは、当該公的年金給付の額)とを合算した額に相当する部分の支給を停止する。

第四十一條の四第一項中「及び第三十九條第一項」を、「第三十九條第一項及び第三十九條の二第一項」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項の場合において、同項に規定する標準母子年金のうち一又は二以上の標準母子年金について、前条第一項において準用する第三十九條の二第一項に規定する加算を行ふべき事由(以下この項において「加算事由」という。)が生じたとき又は加算事由が消滅したときは、加算事由が生じた日又は加算事由が消滅した日の属する月の翌月から、第一項に規定

する標準母子年金の額を改定する。ただし、同項に規定する標準母子年金のうち加算事由が生じ又は加算事由が消滅した当該一又は二以上の標準母子年金以外の標準母子年金について加算事由がある場合は、この限りでない。

第四十三條中「三十九万六千円」を「五十万六千六百円」に改める。

第四十四條第一項中「四千八百円」を「二万四千円」に、「二万四千円」を「六万六千円」に改める。

第四十九條第一項中「婚姻関係」の下に「届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。」を加える。

第五十二條の二に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、死亡一時金は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

一 死亡した者の死亡日においてその者の死亡により母子年金又は標準母子年金を受けることができる者があつたとき。

二 死亡した者の死亡日において胎児である子があつた場合であつて、当該胎児であつた子が生まれた日においてその子の母が死亡した者の死亡により母子年金を受けることができるに至つたとき。

第五十二條の六中「第五十二條の二」を「第五十二條の二第一項」に改める。

第五十八條中「二十六万六千円」を「三十八万七千六百円」に、「二十四万六千円」を「二十五万八千円」に改める。

第六十二條中「三十一万二千円」を「三十三万六千円」に改める。

第六十三條第一項中「四千八百円」を「二万四千円」に、「二万四千円」を「六万六千円」に改める。

第六十四條の二中「第四十一條第二項」を「第四十一條第三項」に改める。

第六十四條の五第二項中「第五項まで」を「第四項まで及び第六項」に改める。

第七十七條第一項ただし書中「二十四万円」を「二十五万八千円」に改める。

第七十七條第一項第一号中「五百円」を「六百五十円」に改める。

第七十八條第二項及び第七十九條の二第四項中「二十四万円」を「二十五万八千円」に改める。

第八十七條第三項中「三千三百円」を「四千五百円」に改める。

(国民年金法の一部を改正する法律の一部改正)

第九條 国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十六條第二項を次のように改める。

2 前項の規定によつて支給する老齢年金の額は、第二十七條第一項の規定にかかわらず、二十五万九千二百円とする。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三條第二項中「三十九万六千円」を「五十万六千六百円」に改め、同条第三項中「七万二千円」を「十八万六千円」に、「四千八百円」を「二万四千円」に、「二万四千円」を「六万六千円」に改める。

附則第五條第一項の表を次のように改める。

昭和三十三年三月以前	九・〇七
昭和三十三年四月から	八・八八
昭和三十四年三月まで	八・七六
昭和三十五年四月から	七・二四
昭和三十六年三月まで	六・七〇
昭和三十七年四月から	六・〇五
昭和三十八年三月まで	五・五五
昭和三十九年四月から	五・一一
昭和四十年三月まで	四・四六
昭和四十一年四月から	四・一〇
昭和四十二年三月まで	三・九九
昭和四十三年三月まで	

昭和三十三年三月以前	九・〇五
昭和三十三年四月から	八・六四
昭和三十四年三月まで	八・四〇
昭和三十五年四月から	七・八三
昭和三十六年三月まで	六・六三
昭和三十七年四月から	五・八九
昭和三十八年三月まで	五・三一
昭和三十九年四月から	四・八一
昭和四十年三月まで	四・五五
昭和四十一年四月から	三・九七
昭和四十二年三月まで	三・七八
昭和四十三年四月から	三・三二
昭和四十四年三月まで	二・六五
昭和四十五年四月から	二・三九
昭和四十六年三月まで	一・七一
昭和四十七年四月から	
昭和四十八年三月まで	
昭和四十九年四月から	
昭和五十年三月まで	

附則第十條第一項の表を次のように改める。

附則第十条第二項中「昭和五十一年八月一日」を「昭和五十五年六月一日」に、「三万六千円」を「四万五千円」に改め、同条第三項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改める。

附則第十二条第二項中「二百円」を「千六百八十円」に、「千九百五十円」を「二千五百二十円」に改める。

附則第十四条中「六百五十円」を「八百四十円」に改める。

附則第二十條第二項を次のように改める。

2 前項の規定によつて支給する老齡年金の額は、国民年金法第二十七条第一項の規定にかかわらず、二十五万九千二百円とする。

附則第二十二條第一項中「昭和五十年」を「昭和五十四年度」に改める。

附則第二十二條の二を削る。

（児童扶養手当法の一部改正）

第十一条 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条中「二百六十円」を「二百八千円」に、「二百八千円」を「三万三千元」に、「四百円」を「二千元」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正）

第十二条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「二万円」を「二万五千円」に、「三万円」を「三万二千三百円」に改める。

第十八条中「八千円」を「八千七百五十円」に改める。

附則

（施行期日等）

附則第十条第二項中「昭和五十一年八月一日」を「昭和五十五年六月一日」に、「三万六千円」を「四万五千円」に改め、同条第三項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改める。

附則第十二条第二項中「二百円」を「千六百八十円」に、「千九百五十円」を「二千五百二十円」に改める。

附則第十四条中「六百五十円」を「八百四十円」に改める。

附則第二十條第二項を次のように改める。

2 前項の規定によつて支給する老齡年金の額は、国民年金法第二十七条第一項の規定にかかわらず、二十五万九千二百円とする。

附則第二十二條第一項中「昭和五十年」を「昭和五十四年度」に改める。

附則第二十二條の二を削る。

（児童扶養手当法の一部改正）

第十一条 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条中「二百六十円」を「二百八千円」に、「二百八千円」を「三万三千元」に、「四百円」を「二千元」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正）

第十二条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「二万円」を「二万五千円」に、「三万円」を「三万二千三百円」に改める。

第十八条中「八千円」を「八千七百五十円」に改める。

附則

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中厚生年金保険法第八十一条第五項第四号の改正規定及び第三条中船員保険法第五十九条第五項第四号の改正規定は昭和五十五年十一月一日から、第八条中国民年金法第八十八条第三項の改正規定及び附則第五十六条の規定は昭和五十六年四月一日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一 第一条の規定（厚生年金保険法附則第十六条第二項中「及び第六十二条の二に定める」を「第六十二条の二及び第六十五条の二に定める」に改める改正規定及び同項中「及び第六十二条の二の規定により加算する額」を削る改正規定を除く。）による改正後の同法第三十四条、第四十二条、第四十三条、第四十五条、第四十六条、第四十六条の三、第四十五条の六、第四十六条の七、第五十条、第五十一条、第六十条、第六十八条の三、第三百三十一条、第三百三十三条、附則第十二条、附則第三十六条及び附則第二十八条の三の規定、第三十三条の規定による改正後の船員保険法第三十四条から第三十八条ノ二まで、第三十九条ノ二、第三十九条ノ四、第三十九条ノ五、第四十一条、第四十一条ノ二、第四十四条ノ三、第五十条ノ二、第五十条ノ八ノ二、第五十一条及び別表第三ノ二の規定、第四条の規定による改正後の船員保険法の一部を改正する法律附則第十六条及び附則第十七条の規定、第五条の規定（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第七十二号。以下この条において「法律第七十二号」という。）附則第十条中「第五十条ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ夫々」を削る改正規定及び同条中「倍ニ相当スル額」の下に「（第五十条ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ニ相当スル額ヲ加ヘタル額）」を加える改正規定を除く。）による改正後の同法附則第十

条の規定、第六条の規定による改正後の厚生年金保険及び船員保険交渉法第二条から第四十条まで、第十三条の二から第十六条まで、第十八条、第十九条、第十九条の三、第二十条、第二十五条の二及び第二十六条の規定、第七条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（以下「法律第百八十二号」という。）附則第四条、附則第七条、附則第八条、附則第十条、附則第十三条及び附則第十四条の規定、第十条の規定（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）以下この条において「法律第九十二号」という。）附則第十二条、附則第十四条及び附則第二十條の改正規定を除く。）による改正後の同法の規定並びに次条、附則第五条から附則第十四条まで、附則第十九条から附則第二十三条まで、附則第二十五条、附則第二十九条から附則第三十八条まで、附則第四十二条から附則第五十三条まで、附則第六十条、附則第六十一条及び附則第六十三条から附則第六十五条までの規定、昭和五十五年六月一日

二 第八条の規定による改正後の国民年金法第五條第五項、第十八條の二、第二十七條、第三十三條、第三十八條、第三十九條、第四十三條、第四十四條、第四十九條及び第七十七條第一項第一号の規定、第九条の規定による改正後の国民年金法の一部を改正する法律附則第十六條の規定、第十条の規定による改正後の法律第九十二号附則第十二條、附則第十四條及び附則第二十條の規定並びに附則第五十四條第一項の規定、昭和五十五年七月一日

三 第一条の規定（厚生年金保険法附則第十六條第二項中「七万二千円」を「九万八千四百円」に改める改正規定を除く。）による改正後の同法第三十八條、第六十二條の二、第六十五條の二及び附則第十六條の規定、第三条の規定による改正後の船員保険法第二十三條ノ七、第五十條ノ三ノ二及び第五十條ノ七ノ三の規

定、第五十五条の規定（法律第七十二号附則第十條中「八万六千四百円」を「九万八千四百円」に改める改正規定を除く。）による改正後の同条の規定、第八條の規定（国民年金法第四十一條第二項中「三分の一」を「五分の一」に改める改正規定を除く。）による改正後の同法第三十九條の二、第四十一條、第四十一條の四、第五十八條、第六十二條、第六十三條、第六十四條の二、第六十四條の五、第七十七條第一項ただし書、第七十八條及び第七十九條の二の規定、第十一條の規定による改正後の児童扶養手当法第五條の規定、第十二條の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四條及び第十八條の規定並びに附則第四條、附則第十五條、附則第十七條、附則第二十八條、附則第三十九條から附則第四十一條まで、附則第五十四條第二項、附則第五十五條第二項、附則第五十七條及び附則第五十八條の規定、昭和五十五年八月一日

四 第一條の規定による改正後の厚生年金保険法第二十條及び第八十一條第五項第一号から第三号までの規定、第三條の規定による改正後の船員保険法第四條、第五十九條第五項第一号及び第二号並びに第六十條の規定並びに附則第三條及び附則第二十六條の規定、昭和五十五年十月一日

（第一條の規定の施行に伴う経過措置等）

第二條 昭和五十五年五月以前に月分の厚生年金保険法による年金たる保険給付の額について、なお従前の例による。

第三條 昭和五十五年十月一日前に厚生年金保険被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（第四種被保険者の資格を有する者を除く。）のうち、同年七月一日から同年九月三十日までの間に被保険者の資格を取得した者又は厚生年金保険法第二十三條第一項の規定により同年八月若しくは同年九月から標準報酬月額が改定された者であつて、同年同月の標準報酬月額が四万二千円以下であるも

の又は三十二万円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が三十三万円未満であるものを除く。）の標準報酬額は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額を第一條の規定による改正後の同法第二十二條の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、都道府県知事が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬額は、昭和五十五年十月から昭和五十六年九月までの各月の標準報酬とする。

3 標準報酬月額が四万五千円未満である厚生年金保険の第四種被保険者の昭和五十五年十一月以後の標準報酬月額は、厚生年金保険法第二十六條の規定にかかわらず、四万五千円とする。

第四條 昭和五十五年八月一日からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間のいづれかの日において厚生年金保険法第六十二條の二の規定により加算する額が加算されている遺族年金を受ける権利を有する者（同法第三十八條第一項の規定により当該遺族年金が支給されている者に限る。）の当該遺族年金については、引き続き同項の規定により支給される間、第一條の規定による改正後の同法第三十八條第二項中「加給年金額」とあるのは、「加給年金額及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第 号）第一條の規定による改正前の厚生年金保険法第六十二條の二の規定により加算する額」とする。

第五條 第一條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十二條第一項の規定による老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同項第五号中「第二十級」とあるのは、「第二十五級」とする。

第六條 昭和五十五年六月一日において現に第一條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十二條第一項第一号から第三号までのいづれかに規定する被保険者期間を満たしている六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十五級までの等

級であるものに対しては、同項の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同項の老齢年金を支給する。

第七條 昭和五十五年六月一日において現に厚生年金保険法による老齢年金又は通算老齢年金の受給権者である被保険者であつて、六十五歳以上であるものに支給する老齢年金又は通算老齢年金については、第一條の規定による改正後の同法第四十三條第五項（同法第四十六條の四第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、六十五歳に達した月前における被保険者であつた期間を基本年金額の計算の基礎とするものとし、同年六月から、年金の額を改定する。

第八條 昭和五十五年六月一日において現に厚生年金保険法による老齢年金又は通算老齢年金の受給権者である被保険者であつて、七十歳以上であるものに支給する老齢年金又は通算老齢年金については、第一條の規定による改正後の同法第四十三條第六項（同法第四十六條の四第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、七十歳に達した月前における被保険者であつた期間を基本年金額の計算の基礎とするものとし、同年六月から、年金の額を改定する。

第九條 第一條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十六條第一項又は第二項の規定による老齢年金の支給の停止については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同条第一項中「第十一級」とあるのは、「第十七級」と、「第十三級から第十七級まで」とあるのは、「第十八級から第二十二級まで」と、「第十八級から第二十級まで」とあるのは、「第二十三級から第二十五級まで」と、同条第二項中「第二十級」とあるのは、「第二十五級」とする。

第十條 昭和五十五年六月一日から施行日の前日までの間のいづれかの日において厚生年金保険法による老齢年金又は障害年金（その全額につき支給を停止されている老齢年金又は障害年金を除く。）の支給を受けることができる者に、第一條の規定による改正後の同法第四十六條第四項（第一條の規定による改正後の同法第五十四條第三項において準用する場合を含む。）中「加給年金額に相当する部分」とあるのは、「加給年金額から七万二千円を控除して得た額に相当する部分」とする。ただし、当該老齢年金若しくは障害年金又はその者の配偶者に支給される他の公的年金給付がその全額につき支給を停止されるに至つたときは、この限

を除く。）を受ける権利を有する者（その者の配偶者が当該老齢年金又は障害年金の加給年金額の計算の基礎となつており、かつ、当該配偶者が同法による老齢年金又は障害年金（その全額につき支給を停止されている老齢年金又は障害年金を除く。）の支給を受けることができる者に限る。）の当該老齢年金又は障害年金については、第一條の規定による改正後の同法第四十六條第四項（第一條の規定による改正後の同法第五十四條第三項において準用する場合を含む。）中「加給年金額に相当する部分」とあるのは、「加給年金額から七万二千円を控除して得た額に相当する部分」とする。ただし、当該老齢年金若しくは障害年金又はその者の配偶者に支給される他の公的年金給付がその全額につき支給を停止されるに至つたときは、この限

りでない。

第十二条 第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十六条の三の規定による通算老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同条第四号中「第二十級」とあるのは、「第二十五級」とする。

第十三条 昭和五十五年六月一日において現に厚生年金保険法による被保険者期間が一年以上であり、かつ、同法による老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、第一条の規定による改正後の同法第四十六条の三第一号イからニまでのいずれかに該当しており、かつ、その者の標準報酬等級が第一級から第二十五級までの等級であるものに対しては、同条の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同条の通算老齢年金を支給する。

第十四条 第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十六条の七第一項又は第二項の規定による通算老齢年金の支給の停止については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同条第一項中「第十一級」とあるのは「第十七級」と、「第十三級から第十七級まで」とあるのは「第十八級から第二十二級まで」と、「第二十級から第二十五級まで」とあるのは「第二十三級から第二十五級まで」と、同条第二項中「第二十級」とあるのは「第二十五級」とする。

第十五条 昭和五十五年七月以前の月分の厚生年金保険法第六十二条の二の規定により加算する額については、なお従前の例による。

第十六条 第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第六十三条第二項（同法第六十八条の六において準用する場合を含む。）の規定は、施行日の前日において現に同法による遺族年金又は通算遺族年金を受ける権利を有する者の当該遺族年金又は通算遺族年金については、適用しない。

第十七条 昭和五十五年八月一日から施行日の前

日までの間のいずれかの日において厚生年金保険法第六十二条の二の規定により加算する額が加算されている遺族年金（同法附則第十六条において準用する同法第六十二条の二の規定により加算する額が加算されている同法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金及び寡婦年金の例による保険給付を含むものとし、その全額につき支給を停止されているものを除く。以下この条において同じ。）を受ける権利を有する者であつて、同日において第一条の規定による改正後の同法第六十五条の二に規定する政令で定める給付（その全額につき支給を停止されている給付を除く。以下この条において「他の公的年金給付」という。）の支給を受けることができないものの当該遺族年金については、第一条の規定による改正後の同法第六十五条の二の二「加算する額」とあるのは、「加算する額から厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第 号）第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十二条の二の規定により加算する額を控除して得た額」とする。	
昭和五十六年六月から昭和五十七年五月までの月分	千分の九十
昭和五十七年六月から昭和五十八年五月までの月分	千分の九十
昭和五十八年六月から昭和五十九年五月までの月分	千分の九十
昭和五十九年六月から昭和五十九年六月以後の月分	千分の九十

2 第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十一条第五項第二号に定める第二種被保険者の保険料率は、昭和六十年六月以後において、同項第一号に定める第一種被保険者の保険料率に達するまで、法律で定めるところにより、段階的に引き上げられるものとする。

第十九条 第一条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第十二条第三項の規定による老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同項中「第二十級」とあるのは、「第二十五級」とする。

第二十条 昭和五十五年六月一日において現に継続した十五年間における旧厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）による第三種被保険者であつた期間に基づく被保険者期間又は継続した十五年間における同法による第三種被保険者であつた期間と厚生年金保険法による第三種被保険者であつた期間とに基づく被保険者期間が十六年以上である六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十五級までの等級であるものに対しては、第一条の規定による改正後の同法第四十二条第一項の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同項の老齢年金を支給する。

第二十一条 第一条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第二十八条の三第一項の規定による特例老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同項第四号中「第二十級」とあるのは、「第二十五級」とする。

第二十二条 昭和五十五年六月一日において現に厚生年金保険法による被保険者期間が一年以上であり、かつ、同法による老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、第一条の規定による改正後の同法附則第二十八条の三第一項第一号イ又はロのいずれかに該当してお

り、かつ、その者の標準報酬等級が第一級から第二十五級までの等級であるものに対しては、同項の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同項の特例老齢年金を支給する。ただし、その者が同法による通算老齢年金を受ける権利を有するときは、この限りでない。

第二十三条 昭和五十五年六月一日から施行日の前日までの間において第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十二条第二項若しくは第三項、第四十六条の三第二項、附則第十二条第三項又は附則第二十八条の三第二項の請求をした者が、その者に支給されることとなる第一条の規定による改正後の同法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金の額が当該請求をした日にその者が当該老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金を受ける権利を取得したものとみなして計算した当該老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金の額に満たない場合において、施行日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に、社会保険庁長官に申し出たときは、同年六月一日から施行日の前日までの間のその者に支給する第一条の規定による改正後の同法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金を受ける権利の取得又は消滅については、第一条の規定による改正後の同法第四十二条第一項、第四十五条、第四十六条の三、第四十六条の六、附則第十二条第三項並びに附則第二十八条の三第一項及び第五項の規定並びに附則第六条、附則第十三条、附則第二十条及び前条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 附則第六条、附則第十三条、附則第二十条及び前条の規定は、前項の申出をした者であつて、施行日の前日において現に第一条の規定による改正前の厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金を受ける権利を有していないものについて準用する。この場合において、附則第六条、附則第十三条、附則第二十条及び前条中「昭和五十五年六月一日」とあ

るのは、「施行日」と読み替えるものとする。

(第二十一条の規定の施行に伴う経過措置)

第二十四条 施行日の前日において現に厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の寡婦年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、第二条の規定による改正後の厚生年金保険法の一部を改正する法律附則第十六条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(第三条の規定の施行に伴う経過措置等)

第二十五条 昭和五十五年五月以前の月分の船員保険法による年金たる保険給付の額については、なお従前の例による。

第二十六条 標準報酬月額が四万五千円未満である船員保険法第二十条の規定による被保険者の昭和五十五年十一月以後の標準報酬月額は、同法第四十七条の規定にかかわらず、四万五千円とする。

第二十七条 施行日の前日において現に船員保険法第五十条第一項第一号の規定による遺族年金の支給を受けることができる遺族の当該遺族年金については、第三条の規定による改正後の同法第二十三条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第二十八条 昭和五十五年八月一日から施行日の前日までの間のいづれの日において船員保険法第五十条ノ三ノ二の規定により加給すべき金額が加給されている遺族年金を受ける権利を有する者(同法第二十三条ノ七第一項の規定により当該遺族年金が支給されている者に限る。)の当該遺族年金については、引き続き同項の規定により支給される間、第三条の規定による改正の同法第二十三条ノ七第四項中「除クモノトシ」
とあるのは、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)第三
条ノ規定ニ依リ改正前ノ船員保険法第五十条ノ
三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ
其ノ金額ニ相当スル額ヲ夫々除クモノトシ」と、
「第五十条ノ三ノ二」とあるのは「厚生年金保険

法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律
第 号)第三條ノ規定ニ依リ改正前ノ船員
保険法第五十条ノ三ノ二」とする。

第二十九条 第三条の規定による改正後の船員保
險法第三十四条第三項の規定による老齢年金の
支給については、昭和五十五年六月一日から同
年九月三十日までの間は、同項中「第二十級と
あるのは、「第二十三級」とする。

第三十条 昭和五十五年六月一日において現に船
員保険法第三十四条第一項各号のいづれかに規
定する被保険者であつた期間を満了している六
十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、そ
の者の標準報酬の等級が第一級から第二十三級
までの等級であるものに對しては、第三条の規
定による改正後の同法第三十四条第三項の規定
に該當しない場合においても、これに該當する
ものとみなして、同項の老齢年金を支給する。

第三十一条 第三条の規定による改正後の船員保
險法第三十八条第一項又は第二項の規定による
老齢年金の支給の停止については、昭和五十五
年六月一日から同年九月三十日までの間は、同
条第一項中「第十二級」とあるのは「第十五級」
と、「第十三級乃至第十七級」とあるのは「第十
六級乃至第二十級」と、「第十八級乃至第二十
級」とあるのは「第二十一級乃至第二十三級」と、
同条第二項中「第二十級」とあるのは「第二十三
級」とする。

第三十二条 昭和五十五年六月一日から施行日の
前日までの間のいづれの日において船員保険
法による老齢年金又は障害年金(その全額につ
き支給を停止されている老齢年金又は障害年金
を除く。)を受ける権利を有する者(その者の配
偶者が当該老齢年金又は障害年金について同法
第三十六条第一項又は第四十一条ノ二第一項の
規定により加給すべき金額の計算の基礎となつ
ており、かつ、当該配偶者が同法による老齢年
金又は障害年金(その全額につき支給を停止さ
れている老齢年金又は障害年金を除く。)の支給
を受けることができる者に限る。)の当該老齢年

金又は障害年金については、第三条の規定によ
る改正後の同法第三十八条第四項(第三条の規
定による改正後の同法第四十四条ノ三第四項に
おいて準用する場合を含む。)中「加給スベキ金
額ニ相当スル部分」とあるのは、「加給スベキ金
額ヨリ七万二千円ヲ控除シテ得タル額ニ相当ス
ル部分」とする。ただし、当該老齢年金若しくは
障害年金又はその者の配偶者に支給される同
法による老齢年金若しくは障害年金がその全額
につき支給を停止されるに至つたときは、この
限りでない。

第三十三条 昭和五十五年六月一日から施行日の
前日までの間のいづれの日において船員保険
法による老齢年金又は障害年金(その全額につ
き支給を停止されている老齢年金又は障害年金
を除く。)を受ける権利を有する者(その者の配
偶者が当該老齢年金又は障害年金について同法
第三十六条第一項又は第四十一条ノ二第一項の
規定により加給すべき金額の計算の基礎となつ
ており、かつ、当該配偶者が第三条の規定によ
る改正後の同法第三十八条第五項(第三条の規
定による改正後の同法第四十四条ノ三第四項に
おいて準用する場合を含む。)以下この条におい
て同じ。)に規定する政令で定める給付(その全
額につき支給を停止されている給付を除く。)以下
この条において「他の公的年金給付」という。

の支給を受けることができる者に限る。)の当該
老齢年金又は障害年金については、第三条の規
定による改正後の同法第三十八条第五項中「加
給スベキ金額ニ相当スル部分」とあるのは、「加
給スベキ金額ヨリ七万二千円ヲ控除シテ得タル
額ニ相当スル部分」とする。ただし、当該老齢
年金若しくは障害年金又はその者の配偶者に支
給される他の公的年金給付がその全額につき支
給を停止されるに至つたときは、この限りでな
い。

第三十四条 昭和五十五年六月一日において現に
船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金を
受ける権利を有する被保険者であつて、六十五

歳以上であるものに支給する老齢年金又は通算
老齢年金については、第三条の規定による改正
後の同法第三十八条ノ二第二項(同法第三十九
条ノ六において準用する場合を含む。)の規定に
かわからず、六十五歳に達した月前における被
保険者であつた期間を老齢年金又は通算老齢年
金の額の計算の基礎とするものとし、同年六月
から、その額を改定する。

第三十五条 昭和五十五年六月一日において現に
船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金を
受ける権利を有する被保険者であつて、七十歳
以上であるものに支給する老齢年金又は通算老
齢年金については、第三条の規定による改正後
の同法第三十八条ノ二第三項(同法第三十九条
ノ六において準用する場合を含む。)の規定にか
かわからず、七十歳に達した月前における被保
険者であつた期間を老齢年金又は通算老齢年金
の額の計算の基礎とするものとし、同年六月か
ら、その額を改定する。

第三十六条 第三条の規定による改正後の船員保
險法第三十九条ノ二の規定による通算老齢年金
の支給については、昭和五十五年六月一日から
同年九月三十日までの間は、同法第四号中「第
二十級」とあるのは、「第二十三級」とする。

第三十七条 昭和五十五年六月一日において現に
船員保険法による被保険者であつた期間が一年
以上であり、かつ、同法第三十四条第一項各号
のいづれにも該當していない六十歳以上六十五
歳未満の被保険者であつて、第三条の規定によ
る改正後の同法第三十九条ノ二第一号イからニ
までのいづれかに該當しており、かつ、その者
の標準報酬の等級が第一級から第二十三級まで
の等級であるものに對しては、同条の規定に該
當しない場合においても、これに該當するもの
とみなして、同条の通算老齢年金を支給する。

第三十八条 第三条の規定による改正後の船員保
險法第三十九条ノ五第一項又は第二項の規定に
よる通算老齢年金の支給の停止については、昭
和五十五年六月一日から同年九月三十日までの

問は、同条第一項中「第十二級」とあるのは「第十五級」と、「第十三級乃至第十七級」とあるのは「第十六級乃至第二十級」と、「第十八級乃至第二十級」とあるのは「第二十一級乃至第二十三級」と、同条第二項中「第二十級」とあるのは「第二十三級」とする。

第三十九条 昭和五十五年七月以前の月分の船員保険法第五十條ノ三ノ二の規定により加給する額については、なお従前の例による。

第四十条 昭和五十五年八月一日から施行日の前日までの間のいずれかの日において船員保険法第五十條ノ三ノ二の規定により加給すべき金額が加給されている遺族年金（その全額につき支給を停止されているものを除く）を受ける権利を有する者であつて、同日において第三條の規定による改正後の同法第五十條ノ三ノ三に規定する政令で定める給付（その全額につき支給を停止されている給付を除く。以下この条において「他の公的年金給付」という。）の支給を受けることができるものの当該遺族年金については、第三條の規定による改正後の同法第五十條ノ三ノ三中「加給スル額」とあるのは、「加給スル額ヨリ厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第 号）第三條ノ規定ニ依り改正前ノ船員保険法第五十條ノ三ノ二ノ規定ニ依り加給スル額ヲ控除シテ得タル額」とする。ただし、当該遺族年金又はその者に支給される他の公的年金給付がその全額につき支給を停止されるに至つたときは、この限りでない。

第四十一條 第三條の規定による改正後の船員保険法第五十條ノ三ノ三及び前條の規定は、船員保険法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第五十八號）附則第三項の規定により支給する従前の寡婦年金の例による保険給付であつて、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第六十三號）附則第五條において準用する船員保険法第五十條ノ三ノ二の規定により加給すべき金額が加給されているものを受ける権利を有する者について準用する。

第四十二條 昭和五十五年六月一日から施行日の前日までの間において第三條の規定による改正前の船員保険法第三十四條第三項若しくは第四項又は第三十九條ノ二第二項の請求をした者が、その者に支給されることとなる第三條の規定による改正後の同法による老齢年金又は通算老齢年金の額が当該請求をした日にその者が当該老齢年金又は通算老齢年金を受ける権利を取得したものとみなして計算した当該老齢年金又は通算老齢年金の額に満たない場合において、施行日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に、社会保険庁長官に申し出たときは、同年六月一日から施行日の前日までの間のその者に支給する第三條の規定による改正後の同法による老齢年金又は通算老齢年金を受ける権利の取得又は消滅については、第三條の規定による改正後の同法第三十四條第三項、第三十七條、第三十九條ノ二及び第三十九條ノ四の規定並びに附則第三十條及び附則第三十七條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 附則第三十條及び附則第三十七條の規定は、前項の申出をした者であつて、施行日の前日において現に第三條の規定による改正前の船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金を受ける権利を有していないものについて準用する。この場合において、附則第三十條及び附則第三十七條中「昭和五十五年六月一日」とあるのは、「施行日」と読み替へるものとする。

（第四條の規定の施行に伴う経過措置）
第四十三條 第四條の規定による改正後の船員保険法の一部を改正する法律附則第十七條第一項の規定による特例老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日まで、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日まで、同項第四號中「第二十級」とあるのは、「第二十三級」とする。

第四十四條 昭和五十五年六月一日において現に船員保険法による被保険者であつた期間が一年以上であり、かつ、同法第三十四條第一項各号のいずれにも該当していない六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、第四條の規定による改正後の船員保険法の一部を改正する法律附則第十七條第一項の該当しおり、かつ、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十三級までの等級であるものに對しては、同項の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同項の特例老齢年金を支給する。ただし、その者が同法による通算老齢年金を受ける権利を有するときは、この限りでない。

第四十五條 昭和五十五年六月一日から施行日の前日までの間において第四條の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律附則第十七條第二項の請求をした者が、その者に支給されることとなる第四條の規定による改正後の同法による特例老齢年金の額が当該請求をした日にその者が当該特例老齢年金を受ける権利を取得したものとみなして計算した当該特例老齢年金の額に満たない場合において、施行日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に、社会保険庁長官に申し出たときは、同年六月一日から施行日の前日までの間のその者に支給する第四條の規定による改正後の同法による特例老齢年金を受ける権利の取得又は消滅については、第四條の規定による改正後の同法附則第十七條第一項及び第五項の規定並びに前條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前條の規定は、前項の申出をした者であつて、施行日の前日において現に第四條の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律による特例老齢年金を受ける権利を有していないものについて準用する。この場合において、前條中「昭和五十五年六月一日」とあるのは、「施行日」と読み替へるものとする。

（第六條の規定の施行に伴う経過措置）
第四十六條 第六條の規定による改正後の厚生年金保険及び船員保険交渉法第十六條第一項の規定による船員保険法第三十四條第一項第二号に該当する者に支給する老齢年金の支給の停止については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、第六條の規定による改正後の厚生年金保険及び船員保険交渉法第十六條第一項中「第二十級」とあるのは、「第二十五級」とする。

第四十七條 第六條の規定による改正後の厚生年金保険及び船員保険交渉法第十九條の第三項の規定による厚生年金保険法による通算老齢年金の支給の停止については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同項中「第二十級」とあるのは、「第二十五級」とする。

2 第六條の規定による改正後の厚生年金保険及び船員保険交渉法第十九條の第三項の規定による船員保険法による通算老齢年金の支給の停止については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同項中「第二十級」とあるのは、「第二十五級」とする。

（第七條の規定の施行に伴う経過措置）
第四十八條 第七條の規定による改正後の法律第百八十二號附則第八條の規定による厚生年金保険法第四十六條の三の通算老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、第七條の規定による改正後の法律第百八十二號附則第八條第三項中「第二十級」とあるのは、「第二十五級」とする。

第四十九條 昭和五十五年六月一日において現に第七條の規定による改正後の法律第百八十二號附則第八條第一項の表の上欄に掲げる者で、同項に規定する昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、厚生年金保険法による老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない六十歳未満の被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十五級までの等級であるものに對しては、第一條の規定による改正後の同法第四十六條の三の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同條の通算老齢年金を支給する。

第五十條 昭和五十五年六月一日から施行日の前

日までの間において第七条の規定による改正前の法律第八十二号附則第八條第三項の請求をした者が、その者に支給されることとなる第一條の規定による改正後の厚生年金保険法による通算老齢年金の額が当該請求をした日にその者が当該通算老齢年金を受ける権利を取得したものとみなして計算した当該通算老齢年金の額に満たない場合において、施行日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に、社会保険庁長官に申し出たときは、同年六月一日から施行日の前日までの間のその者に支給する第一條の規定による改正後の同法による通算老齢年金を受ける権利の取得又は消滅については、第一條の規定による改正後の同法第四十六條の六の規定、第七條の規定による改正後の法律第八十二号附則第八條第三項の規定及び前条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前条の規定は、前項の申出をした者であつて、施行日の前日において現に第一條の規定による改正前の厚生年金保険法による通算老齢年金を受ける権利を有していないものについて準用する。この場合において、前条中「昭和五十五年六月一日」とあるのは、「施行日」と読み替へるものとする。

第五十一条 第七條の規定による改正後の法律第八十二号附則第十四條の規定による船員保険法第三十九條ノ二の通算老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、第七條の規定による改正後の法律第八十二号附則第十四條第三項中「第二十級」とあるのは、「第二十三級」とする。

第五十二条 昭和五十五年六月一日において現に第七條の規定による改正後の法律第八十二号附則第十四條第一項の表の上欄に掲げる者で、同項に規定する昭和三十六年四月一日以後の被保険者であつた期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、船員保険法第三十四條第一項各号のいずれにも該当していない六十五歳未満の被保険者であつて、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十三級までの等級であるものに対しては、第三條の規定による改正後の同法第三十九條ノ二の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同条の通算老齢年金を支給する。

第五十三条 昭和五十五年六月一日から施行日の前日までの間において第七條の規定による改正前の法律第八十二号附則第十四條第三項の請求をした者が、その者に支給されることとなる第三條の規定による改正後の船員保険法による通算老齢年金の額が当該請求をした日にその者が当該通算老齢年金を受ける権利を取得したものとみなして計算した当該通算老齢年金の額に満たない場合において、施行日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に、社会保険庁長官に申し出たときは、同年六月一日から施行日の前日までの間のその者に支給する第三條の規定による改正後の同法による通算老齢年金を受ける権利の取得又は消滅については、第三條の規定による改正後の同法第三十九條ノ四の規定、第七條の規定による改正後の法律第八十二号附則第十四條第三項の規定及び前条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前条の規定は、前項の申出をした者であつて、施行日の前日において現に第三條の規定による改正前の船員保険法による通算老齢年金を受ける権利を有していないものについて準用する。この場合において、前条中「昭和五十五年六月一日」とあるのは、「施行日」と読み替へるものとする。

(第八條の規定の施行に伴う経過措置等)
第五十四条 昭和五十五年六月一日以前の国民年金法による年金たる給付(障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金を除く)の額については、なお従前の例による。

2 昭和五十五年七月以前の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の額については、なお従前の例による。

第五十五条 施行日の前日において現に国民年金法による母子年金又は準母子年金を受ける権利を有する者に支給する当該母子年金又は準母子年金の支給の停止については、第八條の規定による改正後の同法第四十一條第三項及び第四項(同法第四十一條の三第一項において準用する場合を含む。)中「五分の二」とあるのは、「三分の一」とする。

2 第八條の規定による改正後の国民年金法第四十一條第四項(同法第四十一條の三第一項において準用する場合を含む。)の規定による母子年金又は準母子年金の支給の停止については、昭和五十五年八月一日から施行日の前日までの間は、同法第四十一條第四項(同法第四十一條の三第一項において準用する場合を含む。)中「五分の二」とあるのは、「三分の一」とする。

第五十六条 次の表の上欄に掲げる月分の国民年金法による保険料については、第八條の規定による改正後の同法第八十七條第三項中「四千五百円」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる額(同表の下欄に掲げる年度の前年度までの間において厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)第十條の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)附則第二十二條の規定により年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、昭和五十四年度の同表第一項に規定する物価指数に対する同表の下欄に掲げる年度前における直近の同条の規定による年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられた年度の前年度の同表第一項に規定する物価指数の割合を同表の中欄に掲げる額に乘じて得た額とし、その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるとする。)に読み替へるものとする。

昭和五十七年四月から昭和五十八年三月までの月分	昭和五十七年四月から昭和五十八年三月までの月分
五千二百円	五千二百円
五千五百五十円	五千五百五十円
五千九百円	五千九百円

昭和五十八年四月から昭和五十九年三月までの月分	昭和五十九年四月から昭和六十年三月までの月分	昭和六十年四月から昭和六十一年三月までの月分
五千二百円	五千二百円	五千二百円
五千五百五十円	五千五百五十円	五千五百五十円
五千九百円	五千九百円	五千九百円

2 国民年金法第八十七條第三項に定める保険料の額は、昭和六十一年四月以後においては、法律で定めるところにより引き上げられるものとする。

(第十一條の規定の施行に伴う経過措置)
第五十七条 昭和五十五年七月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

(第十二條の規定の施行に伴う経過措置)
第五十八条 昭和五十五年七月以前の月分の特別児童扶養手当及び福祉手当の額については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第五十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)
第六十条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十四條第一項中「第四十六條の三第一項第一号イ」を「第四十六條の三第一号イ」に改める。

附則第十七條第一項中「第三十九條ノ二第一項第一号イ」を「第三十九條ノ二第一号イ」に改める。
(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)
第六十一条 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。
附則第八條第三項中「年金たる保険給付又は」

及び「法律第九十二号附則第二十二條第一項及び」を削る。

(農業者年金基金法等の一部改正)

第六十二條 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十條の二の二第一項中「厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第...号)」を「厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第...号)」に改める。

2 次に掲げる法律の規定中「厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第...号)」を「厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第...号)」に改める。

一 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第三十九号)附則第一條第一項第五号

二 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第五十八号)附則第一條第一項

三 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第七十四号)附則第一條第一項第三号

四 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第七十五号)附則第一條第一項ただし書

五 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第七十六号)附則第一條第一項第二号

(従前の障害年金の例による保険給付の特例等)第六十三條 昭和五十五年六月一日において現に厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によ

つて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者のうち、同日において同法別表第一に定める程度の廃疾の状態にある者については、同法第四十七條第一項に該当するものとみなして、同項の障害年金を支給する。

2 昭和五十五年六月一日において現に厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者のうち、同日において同法別表第一に定める程度の廃疾の状態にない者については、同日以後、同表に定める程度の廃疾の状態に該当するに至つたとき(同日以前の旧厚生年金保険法別表第一に定める程度の廃疾の状態に該当しなくなつた日から起算して三年を経過する日まで)の間に限る。は、厚生年金保険法第四十七條第一項に該当するものとみなして、同項の障害年金を支給する。

3 厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者が、前二項の規定により同法第四十七條第一項の障害年金の受給権を取得したときは、当該従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利は消滅する。

第六十四條 前條第一項又は第二項の規定に該当する者の死亡を支給事由として施行日の前日までの間において厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定により従前の遺族年金、寡婦年金、遺夫年金又は遺児年金の例によつて支給する保険給付を受ける権利を取得した者には、引き続き当該従前の遺族年金、寡婦年金、遺夫年金又は遺児年金の例によつて支給する保険給付を支給し、同法第五十八條の遺族年金は支給しない。

第六十五條 昭和五十五年六月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第五号)以下この条において「法律第五号」という。附則第八條第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者のうち、同日において

標準報酬等級		標準報酬月額		報酬月額	
第一級	第二級	四五、〇〇〇円	四八、〇〇〇円	四六、五〇〇円未満	五〇、〇〇〇円未満
		四六、五〇〇円以上	五〇、〇〇〇円以上	五〇、〇〇〇円以上	五〇、〇〇〇円以上

標準報酬月額

報酬月額

標準報酬月額

報酬月額

標準報酬月額

報酬月額

標準報酬月額

報酬月額

標準報酬月額

報酬月額

第三級	五二、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円以上	五四、〇〇〇円未満
第四級	五六、〇〇〇円	五四、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円未満
第五級	六〇、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上	六二、〇〇〇円未満
第六級	六四、〇〇〇円	六二、〇〇〇円以上	六六、〇〇〇円未満
第七級	六八、〇〇〇円	六六、〇〇〇円以上	七〇、〇〇〇円未満
第八級	七二、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円以上	七四、〇〇〇円未満
第九級	七六、〇〇〇円	七四、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円未満
第一〇級	八〇、〇〇〇円	七八、〇〇〇円以上	八三、〇〇〇円未満
第一級	八六、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上	八九、〇〇〇円未満
第二級	九二、〇〇〇円	八九、〇〇〇円以上	九五、〇〇〇円未満
第三級	九八、〇〇〇円	九五、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満
第四級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満
第五級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満
第六級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上	一二二、〇〇〇円未満
第七級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上	一三〇、〇〇〇円未満
第八級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上	一三八、〇〇〇円未満
第九級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円未満
第二〇級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満
第二一級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満
第二二級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満
第二三級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第二四級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第二五級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上	二二〇、〇〇〇円未満
第二六級	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円未満
第二七級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上	二五〇、〇〇〇円未満
第二八級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満
第二九級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満

第三十四条第一項第一号中「千六百五十円」を「二千五百円」に改め、同条第五項中「七万二千円」を「十八万四千円」に、「四千八百円」を「二万四千円」に、「二万四千円」を「六万四千円」に改める。
第三十八条第二項中「及び第六十二條の二の規定により加算する額」を削る。
第四十二條第一項第四号中「前各号」を「前三号」に改め、同項に次の一号を加える。
五 第一号から第三号までのいずれかに規定する被保険者期間を満たしている被保険者が、六十歳以上六十五歳未満である間において、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級に該当するに至つたとき、又は六十歳以上六十五歳未満である被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるもの、が、第一号から第三号までのいずれかに規定する被保険者期間を満たすに至つたとき。
第四十二條第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。
第四十三條第五項中「七十歳に達した後に」において「を」を「六十五歳に達したとき」に、「その者の請求により、七十歳を」を「六十五歳に達した」に改め、同条第六項を次のように改める。
6 被保険者である受給権者が七十歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、七十歳に達した月前における被保険者であつた期間

第三〇級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上	三二〇、〇〇〇円未満
第三一級	三二〇、〇〇〇円	三二〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満
第三二級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円未満
第三三級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満
第三四級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満
第三五級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上	

を基本年金額の計算の基礎とするものとし、七十歳に達した月の翌月から、年金の額を改定する。
第四十五條中「又は被保険者の資格を取得したとき（六十五歳に達した日以後において被保険者の資格を取得したときを除く）」を削る。
第四十六條第一項を次のように改める。
老齢年金は、受給権者である被保険者が六十五歳に達するまでの間は、その支給を停止する。ただし、受給権者である被保険者が六十歳以上六十五歳未満である間において、その者の標準報酬等級が第一級から第十二級までの等級である期間、第十三級から第十七級までの等級である期間又は第十八級から第二十級までの等級である期間があるときは、それぞれ、その期間については、老齢年金の額（加給年金額を除く。）の百分の二十、百分の五十又は百分の八十に相当する部分に限り支給を停止する。
第四十六條第三項を削り、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
2 老齢年金は、六十五歳以上の受給権者が被保険者である間は、その額（加給年金額を除く。）の百分の二十に相当する部分の支給を停止する。ただし、六十五歳以上の被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものに支給する老齢年金については、この限りでない。
第四十六條に次の二項を加える。

4 老齢年金は、その受給権者の配偶者が当該老齢年金の加給年金額の計算の基礎となつてゐる場合であつて、当該配偶者が老齢年金又は障害年金（その全額につき支給を停止されてゐる老齢年金又は障害年金を除く。）の支給を受けることができるときは、その間、当該配偶者について計算する加給年金額に相当する部分の支給を停止する。

5 老齢年金は、その受給権者の配偶者が当該老齢年金の加給年金額の計算の基礎となつてゐる場合であつて、当該配偶者が他の公的年金各法に基づく年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は廃疾を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの（その全額につき支給を停止されてゐる給付を除く。）の支給を受けることができるときは、その間、当該配偶者について計算する加給年金額に相当する部分の支給を停止する。

第四十六條の三第一項に次の一号を加える。
四 第一号イからニまでのいずれかに該当する被保険者が、六十歳以上六十五歳未満である間において、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級に該当するに至つたとき、又は六十歳以上六十五歳未満である被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものが、同号イからニまでのいずれかに該当するに至つたとき。

第四十六條の六 通算老齢年金の受給権は、受給権者が死亡したとき又は老齢年金の受給権を取得したときは、消滅する。
第四十六條の七第一項及び第二項を次のように改める。

通算老齢年金は、受給権者である被保険者が六十五歳に達するまでの間は、その支給を停止する。ただし、受給権者である被保険者の標準報酬等級が第一級から第十二級までの等級である期間、第十三級から第十七級までの等級である期間又は第十八級から第二十級までの等級である期間があるときは、それぞれ、その期間については、通算老齢年金の額の百分の二十、百分の五十又は百分の八十に相当する部分に限り支給を停止する。

2 通算老齢年金は、六十五歳以上の受給権者が被保険者である間は、その額の百分の二十に相当する部分の支給を停止する。ただし、六十五歳以上の被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものに支給する通算老齢年金については、この限りでない。

第五十條第一項第三号中「三十九万六千円」を「五十万六千円」に改める。
第五十四條に次の一項を加える。
第五十六條第四項及び第五項の規定は、障害年金について準用する。

第五十九條第一項中「維持したものとする」を「維持し、かつ、次に掲げる要件に該当したものとする」に改め、同項ただし書各号列記以外の部分を削り、同項中第一号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 妻については、次のいずれかに該当すること。
イ 四十歳以上であること。
ロ 被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、かつ、第三号の要件に該当した子と生計を同じくすること。
ハ 別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にあること。

第五十九條第三項中「子とみなす」を「子とみなし、妻は、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その子と生計を同じくしてゐたものとみなす」に改める。

第六十條第二項中「三十九万六千円」を「五十万六千円」に改める。
第六十二條の二第二項第一号中「六万円」を「十二万円」に、「八万四千円」を「二十一万円」に改め、同項第二号中「四万八千円」を「十二万円」に改める。
第六十三條第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

12 妻の有する遺族年金の受給権は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。
一 第五十九條第一項第一号ロに規定する子であつて、引き続き妻と生計を同じくし、かつ、遺族年金の受給権を有するものがなくなつたとき。ただし、妻が四十歳以上であるとき、及び妻が受給権を取得した時から引き続き別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にあるときを除く。

二 別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にある妻について、その事情がやんだとき。ただし、妻が四十歳以上であるとき、及び当該遺族年金の加給年金額の計算の基礎となつてゐる子があるときを除く。
第六十五條の次に次の一条を加える。

第六十五條の二 遺族年金は、その受給権者である妻が第六十二條の二第一項各号のいずれかに該当する場合（同項ただし書に該当する場合を除く。）であつて、他の公的年金各法に基づく年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は廃疾を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの（その全額につき支給を停止されてゐる給付を除く。）の支給を受けることができるときは、その間、同条の規定により加算する額に相当する部分の支給を停止する。

第六十八條の三「第四十六條の三第一項第一号イからニまで」を「第四十六條の三第一号イからニまで」に改める。

第八十一條第五項第一号中「千分の九十一」を「千分の百九」に、「千分の六十一」を「千分の七十七」に改め、同項第二号中「千分の七十三」を「千分の九十九」に、「千分の四十七」を「千分の六十三」に改め、同項第三号中「千分の百三」を「千分の百二十八」に、「千分の六十一」を「千分の七十七」に改め、同項第四号中「千分の九十一」を「千分の百九」に改める。

第九十一條を「千分の百九」に改める。
第九十一條第一項中「行なう」を「行ふ」に改め、同項第一号ただし書中「及び加入員の資格を取得した月にその資格を喪失した者が老齢年金又は通算老齢年金の受給権を取得したとき」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 老齢年金又は通算老齢年金の受給権者で当該受給権を取得した月以後の月に加入員の資格を取得したものであつて、その年金の額が、第四十三條第四項から第六項までのいずれかの規定により改定されたとき。ただし、加入員の資格を取得した月又はその翌月から改定されたときを除く。
第九十一條第二項中「第四十六條の六第三号に掲げる理由」を「通算老齢年金の受給権者が老齢年金の受給権を取得したとき」に改める。

第九十三條第三項中「第四十六條第一項又は第四十六條の七第一項を」を「第四十六條第一項若しくは第二項又は第四十六條の七第一項若しくは第二項に、こゝを」に改める。
附則第十二條第三項を次のように改める。

3 継続した十五年間における旧法による第三種被保険者であつた期間に基づく被保険者期間又は継続した十五年間における旧法による第三種被保険者であつた期間とこの法律による第三種被保険者であつた期間とに基づく被保険者期間が十六年以上である被保険者が六

十歳以上六十五歳未満である間において、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級に該当するに至つたときも、第一項と同様とする。

附則第十二条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

附則第十六条第二項中「及び第六十二條の二に定める」を、「第六十二條の二及び第六十五條の二に定める」に改め、「及び第六十二條の二の規定により加算する額」を削り、「七万二千元」を「九万八千四百円」に改める。

附則第二十八條の三第一項に次の一号を加える。

四 第一号イ若しくはロのいずれかに該当する被保険者が、六十歳以上六十五歳未満である間において、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級に該当するに至つたとき、又は六十歳以上六十五歳未満である被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものが、同号イ若しくはロのいずれかに該当するに至つたとき。

附則第二十八條の三中第二項及び第三項を削

り、第四項を第二項とし、第五項を第三項とし、第六項を第四項とし、同条第七項中「第四十六條の六第一号から第三号までの規定に該当したとき、又は「を」死亡したとき、又は老齢年金若しくは」に改め、同項を同条第五項とする。

（厚生年金保険法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条 厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項中「この法律による改正後の」を削り、同条第二項中「この法律による改正後の厚生年金保険法第六十三條第一項」を「厚生年金保険法第六十三條第一項及び第二項」に改める。

（船員保険法の一部改正）

第三条 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める

標準報酬	報酬		報酬	
	月	日	月	額
第一級	四五、〇〇〇円	一、五〇〇円	四六、五〇〇円未満	
第二級	四八、〇〇〇円	一、六〇〇円	四六、五〇〇円以上	五〇、〇〇〇円未満
第三級	五二、〇〇〇円	一、七三〇円	五〇、〇〇〇円以上	五四、〇〇〇円未満
第四級	五六、〇〇〇円	一、八七〇円	五四、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円未満
第五級	六〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上	六二、〇〇〇円未満
第六級	六四、〇〇〇円	二、一三〇円	六二、〇〇〇円以上	六六、〇〇〇円未満
第七級	六八、〇〇〇円	二、二七〇円	六六、〇〇〇円以上	七〇、〇〇〇円未満
第八級	七二、〇〇〇円	二、四〇〇円	七〇、〇〇〇円以上	七四、〇〇〇円未満

第九級	七六、〇〇〇円	二、五三〇円	七四、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円未満
第一〇級	八〇、〇〇〇円	二、六七〇円	七八、〇〇〇円以上	八三、〇〇〇円未満
第一級	八六、〇〇〇円	二、八七〇円	八三、〇〇〇円以上	八九、〇〇〇円未満
第二級	九二、〇〇〇円	三、〇七〇円	八九、〇〇〇円以上	九五、〇〇〇円未満
第三級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	九五、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満
第四級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇一、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満
第五級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満
第六級	一一八、〇〇〇円	三、九三〇円	一一四、〇〇〇円以上	一二一、〇〇〇円未満
第七級	一二六、〇〇〇円	四、二〇〇円	一二一、〇〇〇円以上	一二八、〇〇〇円未満
第八級	一三四、〇〇〇円	四、四七〇円	一二八、〇〇〇円以上	一三五、〇〇〇円未満
第九級	一四二、〇〇〇円	四、七三〇円	一三五、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円未満
第一〇級	一五〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満
第一級	一六〇、〇〇〇円	五、三三〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満
第二級	一七〇、〇〇〇円	五、六七〇円	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満
第三級	一八〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第四級	一九〇、〇〇〇円	六、三三〇円	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第五級	二〇〇、〇〇〇円	六、六七〇円	一九五、〇〇〇円以上	二〇〇、〇〇〇円未満
第六級	二二〇、〇〇〇円	七、三三〇円	二〇〇、〇〇〇円以上	二二〇、〇〇〇円未満
第七級	二四〇、〇〇〇円	八、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円以上	二五〇、〇〇〇円未満
第八級	二六〇、〇〇〇円	八、六七〇円	二五〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満
第九級	二八〇、〇〇〇円	九、三三〇円	二七〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満
第一〇級	三〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上	三二〇、〇〇〇円未満
第一級	三二〇、〇〇〇円	一〇、六七〇円	三二〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満
第二級	三四〇、〇〇〇円	一一、三三〇円	三三〇、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円未満
第三級	三六〇、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満
第四級	三八〇、〇〇〇円	一二、六七〇円	三七〇、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満
第五級	四一〇、〇〇〇円	一三、六七〇円	三九五、〇〇〇円以上	四二五、〇〇〇円未満

第三六級 四四〇、〇〇〇円 一四、六七〇円

四二五、〇〇〇円以上

第二十三條第二項各号を次のように改める。

一 第五十條第一項第一号若ハ第四号乃至第六号ニ該当シタルニ因リ遺族年金ヲ支給スベキ場合又ハ通算遺族年金ヲ支給スベキ場合ニ於ケル四十歳未満ノ妻但シ被保険者又ハ被保険者タルシテ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル十八歳未満ノ子又ハハ不具廢疾ニ因リ労働能力ナキ子ト生計ヲ同ジタスル妻ヲ除ク

二 十八歳以上ノ子又ハ孫
三 六十歳未満ノ夫、父母又ハ祖父母
四 十八歳以上六十歳未満ノ兄弟姉妹
第二十三條第三項中「第五十條第一項第四号」を「第五十條第一項第一号若ハ第四号」に改め、同条第四項中「看做ス」を「看做シ第二項第一号但書ノ規定ノ適用ニ付テハ妻ハ其ノ日ヨリ被保険者又ハ被保険者タルシテ死亡當時其ノ子ト生計ヲ同ジシタルモノト看做ス」に改める。

第二十三條ノ七第四項中「第五十條ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ夫々」を削り、「二倍ニ相当スル額」の下に「第五十條ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ加ヘタル額」を加える。

第二十七條ノ二第三項中「第四号」を「第一号」に改める。
第三十四條第五項中「前二項」を「前項」に改め、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第四項を削り、同条第二項の次に次の一項を加える。

第一項各号ノ一ニ該当スル被保険者ガ六十歳以上六十五歳未満タル間ニ於テ其ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第二十級ノ等級ニ該当スルニ至リタルトキ又ハ六十歳以上六十五歳未

満の被保険者ニシテ其ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第二十級ノ等級ナルモノガ同項各号ノ一ニ該当スルニ至リタルトキハ同項ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ニ老齡年金ヲ支給ス
第三十五條第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に、「二万六千四百円」を「三万二千八百円」に、「二十九万七千円」を「三十六万九千円」に改める。

第三十六條第一項中「七万二千円」を「十八万円」に、「二万四千円」を「六万円」に、「四万八千円」を「十二万円」に、「四千八百円」を「二万四千円」に改める。
第三十七條中「又ハ被保険者ト為リタルトキ（六十五歳ニ達シタル後被保険者ト為リタルトキヲ除ク）」を削る。

第三十八條第一項を次のように改める。
老齡年金ハ其ノ支給ヲ受クル被保険者ガ六十五歳ニ達スル迄ノ間ハ其ノ支給ヲ停止ス但シ老齡年金ノ支給ヲ受クル被保険者ガ六十歳以上六十五歳未満タル間ニ於テ其ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第二十級ノ等級タル期間、第十三級乃至第十七級ノ等級タル期間又ハ第十八級乃至第二十級ノ等級タル期間アルトキハ其ノ期間夫々其ノ額（第三十六條ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ除キタル額）ノ百分ノ二十、百分ノ五十又ハ百分ノ八十二相当スル部分ニ限り支給ヲ停止ス

第三十八條第二項中「第三十四條第三項」を「第三十四條第四項」に改め、同条第三項を削り、同条第一項の次に次の一項を加える。
老齡年金ハ其ノ支給ヲ受クル者ガ六十五歳以上ノ被保険者タル間其ノ額（第三十六條ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ除キタル額）ノ百分ノ二十二ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス但シ六十五歳以

上ノ被保険者ニシテ其ノ者ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第二十級ノ等級ナルモノニ支給スル老齡年金ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
第三十八條ノ二第二項中「七十歳ニ達シタル後ニ於テハ其ノ者ノ請求ニ依リ七十歳」を「六十歳ニ達シタルトキハ六十五歳」に、「其ノ請求ヲ為シタル日ノ属スル」を「六十五歳ニ達シタル」に改め、同条第三項を次のように改める。
老齡年金ノ支給ヲ受クル被保険者ガ七十歳ニ達シタルトキハ七十歳ニ達シタル月ノ前月迄ノ被保険者タルシテ其ノ老齡年金ノ額ノ計算ノ基礎トスルモノトシ七十歳ニ達シタル月ノ翌月ヨリ老齡年金ノ額ヲ改定ス
第三十九條ノ二第二項に次の一を加える。
四 第一号乃至第二号ノ何レカニ該当スル被保険者ガ六十歳以上六十五歳未満タル間ニ於テ其ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第二十級ノ等級ニ該当スルニ至リタルトキ又ハ六十歳以上六十五歳未満ノ被保険者ニシテ其

ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第二十級ノ等級ナルモノガ同号イ乃至ニノ何レカニ該当スルニ至リタルトキ

第三十九條ノ二第二項及び第三項を削る。

第三十九條ノ四 通算老齡年金ノ支給ヲ受クル者ガ死亡シタルトキ又ハ老齡年金ヲ受クル権利ヲ有スルニ至リタルトキハ其ノ通算老齡年金ヲ受クル権利ヲ失フ
第三十九條ノ五第一項及び第二項を次のように改める
通算老齡年金ハ其ノ支給ヲ受クル被保険者ガ六十五歳ニ達スル迄ノ間ハ其ノ支給ヲ停止ス但シ通算老齡年金ノ支給ヲ受クル被保険者ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第二十級ノ等級タル期間、第十三級乃至第十七級ノ等級タル期間又ハ第十八級乃至第二十級ノ等級タル期間アルトキハ其ノ期間夫々其ノ額ノ百分ノ二十、百分ノ五十又ハ百分ノ八十二相当スル部分ニ限り支給ヲ停止ス
通算老齡年金ハ其ノ支給ヲ受クル者ガ六十五歳以上ノ被保険者タル間其ノ額ノ百分ノ二十二ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス但シ六十五歳以上ノ被保険者ニシテ其ノ者ノ標準報酬ノ等級ガ第一級乃至第二十級ノ等級ナルモノニ支給スル通算老齡年金ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
第四十一條第一項第一号中「十九万八千円」を「二十四万六千円」に改め、同条第二項中「三十九万六千円」を「五十万六千円」に改める。
第四十一條ノ二第一項中「七万二千円」を「十八万円」に、「二万四千円」を「六万円」に、「四万八千円」を「十二万円」に、「四千八百円」を「二万四千円」に改める。

第四十四條ノ三に次の一項を加える。
第三十八條第四項及第五項ノ規定ハ障害年金ニ付テハ準用ス此ノ場合ニ於テ之等ノ規定中「第三十六條第一項」ト読替フルモノトス
第五十條第一項第四号中「十五年未満」及び

第七部 社会労働委員会會議録第一号 昭和十五年十月二十一日【参議院】

「第三十四条第一項第二号又ハ第三号ニ該当スル者ヲ除キ」を削り、同項第五号中「十五年未満及び」(第三十四条第一項第二号又ハ第三号ニ該当スル者ヲ除ク)を削る。

第五十号ノ第一項第二号ロ中「四万九千五百円」を「六万五千五百円」に改め、同項第三号ロ中「九万九千円」を「十二万三千円」に改め、同条第三項中「三十九万六千円」を「五十万六千六百円」に改める。

第五十号ノ三ノ第一号中「六万円」を「十二万円」に、「八万四千円」を「二十一万円」に改め、同条第二号中「四万八千円」を「十二万円」に改める。

第五十号ノ四第六号中「子」を「夫、子」に改め、同号を同条第八号とし、同条中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 第二十三条第二項第一号但書ニ該当シタル遺族年金ノ支給ヲ受クル妻ニ付引続キ其ノ者ト生計ヲ同ジクシ且遺族年金ノ支給ヲ受クベキ遺族ノ範圍ニ属スル子ナクナツタトキ但シ其ノ者ガ四十歳以上タルトキ及
其ノ權利ヲ有スルニ至リタル当時ヨリ引続キ不具廢疾ニ因リ労働能力ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ

六 不具廢疾ニ因リ労働能力ナキ遺族年金ノ支給ヲ受クル妻ニ付其ノ事情止ミタルトキ但シ其ノ者ガ四十歳以上タルトキ及其ノ者ガ其ノ權利ヲ有スルニ至リタル当時ヨリ引続キ其ノ者ト生計ヲ同ジクシ且遺族年金ノ支給ヲ受クベキ遺族ノ範圍ニ属スル子アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五十号ノ四に次の一項を加える。
第五十号第一項第一号又ハ第四号乃至第六号ニ該当シタルニ因リ支給スベキ遺族年金ノ支給ヲ受クル父母、孫又ハ祖父母ハ被保険者又ハ被保険者タルシ者ノ死亡当時胎児タル子出生シタルトキハ其ノ支給ヲ受クル權利ヲ失フ

第五十号ノ七ノ二の次に次の一条を加える。
第五十号ノ七ノ三 遺族年金ハ其ノ支給ヲ受クル妻ガ第五十号ノ三ノ二各号ノ一ニ該当スル場合(同条但書ニ該当スル場合ヲ除ク)ニ於テ他ノ公的年金若シテ遺族年金タル給付其ノ他ノ年金タル給付ノ中老齢、退職又ハ廢疾ヲ支給事由トスル給付デ政令ヲ以テ定ムルモノ(其ノ全額ニ付其ノ支給ヲ停止サレタル給付ヲ除ク)ノ支給ヲ受クベキトキハ其ノ間同条ノ規定ニ依リ加給スル額ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス

第五十号ノ八ノ二中「第三十九条ノ二第一項第一号イ乃至ニ」を「第三十九条ノ二第一号イ乃至ニ」に改める。

第五十一号第一項中「第三十四条第三項」を「第三十四条第四項」に改める。

第五十九号第五項第一号中「千分ノ百八十四」を「千分ノ二百六」に改め、同項第二号中「千分ノ百七十三」を「千分ノ百九十五」に改め、同項第四号中「千分ノ百六」を「千分ノ百二十八」に改める。

第六十号第一項第一号中「千分ノ八十七・五」を「千分ノ九十八・五」に改め、同項第二号中「千分ノ八十二」を「千分ノ九十三」に改める。

別表第三ノ二中「四、〇〇〇円」を「六、〇〇〇円」に、「四八、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に、「五二、八〇〇円」を「一四四、〇〇〇円」に、「四、八〇〇円」を「二四、〇〇〇円」に改める。

(船員保険法の一部を改正する法律の一部改正)
第三 船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条第三項中「千六百五十円」を「二千五百円」に改め、同条第四項第一号中「千六百

五十円」を「二千五百円」に、「六十九万三千円」を「八十六万七千円」に改める。

附則第十七条第一項に次の一号を加える。
四 第一号イ若しくはロのいずれかに該当する被保険者が、六十歳以上六十五歳未満である間において、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十級までの等級に該当するに至つたとき、又は六十歳以上六十五歳未満である被保険者であつて、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十級までの等級であるものが、同号イ若しくはロのいずれかに該当するに至つたとき。

附則第十七条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、第五項を第三項とし、第六項を第四項とし、同条第七項中「船員保険法第三十九条ノ四第一号から第三号までの規定に該当したとき、又は同法による」を「死亡したとき、又は船員保険法による老齢年金若しくは」に改め、同項を同条第五項とする。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)
第五 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十條中「第五十号ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ夫々」を削り、「二倍ニ相当スル額」の下に「(第五十号ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ加ヘタル額)」を加え、「八万六千四百円」を「九万八千四百円」に改める。

(厚生年金保険法及び船員保険法の一部改正)
第六 厚生年金保険法及び船員保険法(昭和二十九年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項及び第三條第三項中「であつて六十五歳以上であるもの」を削り、「高齢受給権者」を「受給権者」に改める。

第三條の二第一項及び第四條第一項中「高齢受給権者」を受給権者に改める。

第十三條の二第一項中「(厚生年金保険法による老齢年金の額)の下に(加給年金額を除く。)」を加え、同項第一号中「第四十四條の二の規定により」の下に「計算した額(加給年金額を除く。)」を加え、同項第二号中「計算した額と加給金に相当する額との合算額」を削り、同条第二項中「計算した額と加給金に相当する額との合算額」を削り、同項第二号中「第四十四條の二の規定により」の下に「計算した額(加給年金額を除く。)」を加える。

第十四條の前の見出しを削り、同条及び第十五條を次のように改める。

第十四條及び第十五條 削除
第十六條第一項本文中「第二十四級」を「第二十級」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、受給権者が六十歳以上六十五歳未満であるときは、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級である間、又は受給権者が六十五歳以上であるときは、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級以外の等級である間、老齢年金の額(加給金に相当する金額を除く。)につき厚生年金保険法第四十六條第一項又は第二項の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額に相当する部分に限り支給を停止する。

第十八條の見出しを「(老齢年金の調整)」に改める。

第十九條第一項中「及び第三十七條」を削る。

第十九條の三第一項中「第二十二級」を「第二十級」に、「場合においてその支給の停止の解除を申請した者である」に改め、「第三十九條ノ五第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第二項中「第二十四級」を「第二十級」に、「場合においてその支給の停止の解除を申請した」を

「若である」に改め、「第四十六條の七第一項」の下に「又は第二項を加える。」

第二十條第一項中「第四十六條第二項」を「第四十六條第一項」に、「第三十八條第二項」を「第三十八條第一項」に、「第五十四條」を「第五十四條第一項若しくは第二項に改める。」

第二十五條の二及び第二十六條中「三十九万六千円」を「五十万六千円」に改める。

（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正）

第七條 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四條中「改正後の」を削る。

附則第七條第一項中「改正後の」を削り、「同條第一項第一号イ」を「同條第一号イ」に改める。

附則第八條第一項中「改正後の」を削り、「第四十六條の三第一項」を「第四十六條の三」に、「同項」を「同條」に改め、同條第三項を次のように改め、同條第四項を削る。

3 第一項の表の上欄に掲げる被保険者で、昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間が、それぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない者が、六十五歳に達するまでの間にいて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級に該当するに至つたとき、又は同表の上欄に掲げる者で、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない六十五歳未満の被保険者であり、かつ、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級であるものの同日以後の被保険者期間が、それぞれ同表の下欄に規定する期間に達したときも、第一項と同様とする。

（国民年金法の一部改正）

第八條 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第五條第二項第六号中「附則第四十六項」を「附則第四十五項」に改め、同條第五項中「第四十九條の規定を除き」を削る。

第十八條の二中「年金給付」を「給付」に改める。

第十八條の三中「第五十二條の二」を「第五十二條の二第一項」に改める。

第二十七條第二項中「千三百円」を「千六百八十円」に改める。

第三十三條第二項ただし書及び第二項並びに第三十八條中「三十九万六千円」を「五十万六千円」に改める。

第三十九條第一項中「四千八百円」を「二万四千円」に、「二万四千円」を「六万円」に改める。

附則第十四條第一項中「改正後の」を削り、「第三十九條第二項」を「第三十九條第二」に、「同項」を「同條」に改め、同條第三項を次のように改め、同條第四項を削る。

3 第一項の表の上欄に掲げる被保険者で、昭和三十六年四月一日以後の被保険者であつた期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、給付保険法第三十四條第一項各号のいずれにも該当しない者が、六十五歳に達するまでの間にいて、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十級までの等級に該当するに至つたとき、又は同表の上欄に掲げる者で、同項各号のいずれにも該当しない六十五歳未満の被保険者であり、かつ、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十級までの等級であるものの同日以後の被保険者であつた期間が、それぞれ同表の下欄に規定する期間に達したときも、第一項と同様とする。

（国民年金法の一部改正）

第八條 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第五條第二項第六号中「附則第四十六項」を「附則第四十五項」に改め、同條第五項中「第四十九條の規定を除き」を削る。

第十八條の二中「年金給付」を「給付」に改める。

第十八條の三中「第五十二條の二」を「第五十二條の二第一項」に改める。

第二十七條第二項中「千三百円」を「千六百八十円」に改める。

第三十三條第二項ただし書及び第二項並びに第三十八條中「三十九万六千円」を「五十万六千円」に改める。

第三十九條第一項中「四千八百円」を「二万四千円」に、「二万四千円」を「六万円」に改める。

第三十九條の次に次の一條を加える。

第三十九條の二 第三十八條又は前條第一項の母子年金の額には、当該夫の死亡について公

的年金給付であつて政令で定めるものを受け

ることが出来る者がいないときは、十八万円を

加算する。

2 前項に規定する加算を行ふべき事由が生じ

又は当該事由が消滅した場合における母子年

金の額の改定は、当該事由が生じ又は当該事

由が消滅した日の属する月の翌月から行ふ。

第四十一條第二項中「三分の一」を「五分の二」

に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の

次に次の一項を加える。

2 第三十九條の二第一項の規定によりその額

が加算された母子年金は、その受給権者が老

齢、退職又は廃疾を支給事由とする公的年金

給付であつて政令で定めるもの（その金額に

つき支給を停止されているものを除く）の支

給を受けることができるときは、その間、同

項の規定により加算する額に相当する部分の

支給を停止する。

第四十一條に次の一項を加える。

4 母子年金は、前二項に規定する支給を停止

すべき事由のいずれにも該当するときは、そ

の間、前二項の規定にかかわらず、第三十九

條の二第一項の規定により加算する額と母子

が生じたとき又は加算事由が消滅したとき

は、加算事由が生じた日又は加算事由が消滅

した日の属する月の翌月から、第一項に規定

する準母子年金の額を改定する。ただし、同

項に規定する準母子年金のうち加算事由が生

じ又は加算事由が消滅した当該一又は二以上

の準母子年金以外の準母子年金について加算

事由がある場合は、この限りでない。

第四十三條中「三十九万六千円」を「五十万六

千円」に改める。

第四十四條第一項中「四千八百円」を「二万四

千円」に、「二万四千円」を「六万円」に改める。

第四十九條第一項中「婚姻関係の下に（届出

をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情

にある場合を含む）」を加える。

第五十二條の二に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、死亡一時金は、

次の各号のいずれかに該当するときは、支給

しない。

一 死亡した者の死亡日においてその者の死

亡により母子年金又は準母子年金を受ける

第六十四条の二中「第四十一条第二項を」第四十一条第三項に改める。

第六十四条の五第二項中「第五項まで」を「第四項まで及び第六項」に改める。

第七十七條第一項ただし書中「二十四万円」を「二十五万円」に改める。

第七十七條第二項第一号中「五百円」を「六百五十円」に改める。

第七十八條第二項及び第七十九條の二第四項中「二十四万円」を「二十五万円」に改める。

第七十八條第三項中「三千三百円」を「四千五百円」に改める。

（国民年金法の一部を改正する法律の一部改正）

第九條 国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十六條第二項を次のように改める。

2 前項の規定によつて支給する老齢年金の額は、第二十七條第一項の規定にかかわらず、二十五万円とす。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三條第二項中「三十九万六千円」を「五十万六千円」に改め、同条第三項中「七万二千円」を「十八万円」に、「四千八百円」を「二万四千円」に、「二万四千円」を「六万円」に改める。

附則第五條第一項の表を次のように改める。

昭和三十三年三月以前	九・〇七
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	八・八八
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	八・七六
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	七・二四

昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで

昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで

昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで

昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで

昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで

昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで

昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで

昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで

昭和四十四年四月から昭和四十五年三月まで

昭和四十五年四月から昭和四十六年三月まで

昭和四十六年四月から昭和四十七年三月まで

昭和四十七年四月から昭和四十八年三月まで

昭和四十八年四月から昭和四十九年三月まで

昭和四十九年四月から昭和五十年三月まで

昭和五十年四月から昭和五十一年三月まで

昭和五十一年四月から昭和五十三年三月まで

昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで

昭和五十四年四月から昭和五十五年三月まで

昭和五十五年四月から昭和五十六年三月まで

昭和五十六年四月から昭和五十七年三月まで

昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで

昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで

昭和五十九年四月から昭和六十年三月まで

昭和六十年四月から昭和六十一年三月まで

昭和六十一年四月から昭和六十二年三月まで

昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで

昭和六十三年四月から昭和六十四年三月まで

昭和六十四年四月から昭和六十五年三月まで

昭和六十五年四月から昭和六十六年三月まで

昭和六十六年四月から昭和六十七年三月まで

昭和六十七年四月から昭和六十八年三月まで

昭和六十八年四月から昭和六十九年三月まで

昭和六十九年四月から昭和七十年三月まで

昭和七十年四月から昭和七十一年三月まで

昭和七十一年四月から昭和七十二年三月まで

昭和七十二年四月から昭和七十三年三月まで

昭和七十三年四月から昭和七十四年三月まで

昭和七十四年四月から昭和七十五年三月まで

昭和七十五年四月から昭和七十六年三月まで

昭和七十六年四月から昭和七十七年三月まで

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正）

第十二條 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四條中「二万円」を「二万五千五百円」に、「三万円」を「三万三千三百円」に改める。

第十八條中「八千円」を「八千七百五十円」に改める。

附則（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中厚生年金保険法第八十一条第五項第四号の改正規定及び第三條中船員保険法第五十九條第五項第四号の改正規定は昭和五十五年十一月一日から、第七條中「八千七百五十円」の改正規定は昭和五十六年四月一日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一 第一条の規定（厚生年金保険法附則第十六條第二項中「及び第六十一條の二に定める」を「第六十一條の二及び第六十五條の二に定める」に改める改正規定及び同項中「及び第六十二條の二の規定により加算する額」を削る改正規定を除く。）による改正後の同法第三十四條、第四十二條、第四十三條、第四十五條、第四十六條、第四十六條の三、第四十六條の六、第四十六條の七、第五十條、第五十四條、第六十條、第六十八條の三、第三百三十一條、第三百三十三條、附則第十二條、附則第十六條及び附則第二十八條の三の規定、第三條の規定による改正後の船員保険法第三十四條から第三十八條ノ二まで、第三十九條ノ二、第三十九條ノ四、第三十九條ノ五、第四

五九

第十九条 第一条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第十二条第三項の規定による老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同項中「第二十級」とあるのは、「第二十五級」とする。

第二十条 昭和五十五年六月一日において現に継続した十五年間における旧厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）による第三種被保険者であつた期間に基づく被保険者期間又は継続した十五年間における同法による第三種被保険者であつた期間と厚生年金保険法による第三種被保険者であつた期間とに基づき被保険者期間が十六年以上である六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十五級までの等級であるものに対しては、第一条の規定による改正後の同法第四十二条第一項の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同項の老齢年金を支給する。

第二十一条 第一条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第二十八条の三第一項の規定による特例老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同項第四号中「第二十級」とあるのは、「第二十五級」とする。

第二十二条 昭和五十五年六月一日において現に厚生年金保険法による被保険者期間が一年以上であり、かつ、同法による老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、第一条の規定による改正後の同法附則第二十八条の三第一項第一号イ又はロのいずれかに該当しており、かつ、その者の標準報酬等級が第一級から第二十五級までの等級であるものに対しては、同項の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同項の特例老齢年金を支給する。ただし、その者が同法による通

算老齢年金を受ける権利を有するときは、この限りでない。

第二十三条 昭和五十五年六月一日から施行日の前日までの間において第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十二条第二項若しくは第三項、第四十六条の三第二項、附則第十二条第三項又は附則第二十八条の三第二項の請求をした者が、その者に支給されることとなる第一条の規定による改正後の同法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金の額が当該請求をした日にその者が当該老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金を受ける権利を取得したものとみなして計算した当該老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金の額に満たない場合において、施行日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に、社会保険庁長官に申し出たときは、同年六月一日から施行日の前日までの間のその者に支給する第一条の規定による改正後の同法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金を受ける権利の取得又は消滅については、第一条の規定による改正後の同法第四十二条第一項、第四十五条、第四十六条の三、第四十六条の六、附則第十二条第三項並びに附則第二十八条の三第一項及び第五項の規定並びに附則第六条、附則第十三条、附則第十九条及び前条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 附則第六条、附則第十三条、附則第十九条及び前条の規定は、前項の申出をした者であつて、施行日の前日において現に第一条の規定による改正後の厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金を受ける権利を有していないものについて準用する。この場合において、附則第六条、附則第十三条、附則第十九条及び前条中「昭和五十五年六月一日」とあるのは、「施行日」と読み替へるものとする。

（第二）条の規定の施行に伴う経過措置
第二十四条 施行日の前日において現に厚生年金

保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の寡婦年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、第二条の規定による改正後の厚生年金保険法の一部を改正する法律附則第十六条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（第三）条に規定の施行に伴う経過措置等
第二十五条 昭和五十五年五月以前の月分の船員保険法による年金たる保険給付の額については、なお従前の例による。

第二十六条 標準報酬月額が四万五千円未満である船員保険法第二十条の規定による被保険者の昭和五十五年十一月以後の標準報酬月額は、同法第四十七条の規定にかかわらず、四万五千円とする。

第二十七条 施行日の前日において現に船員保険法第五十条第一項第一号の規定による遺族年金の支給を受けることができる遺族の当該遺族年金については、第三条の規定による改正後の同法第二十三条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第二十八条 昭和五十五年八月一日から施行日の前日までの間のいずれかの日において船員保険法第五十条ノ三ノ二の規定により加給すべき金額が加給されている遺族年金を受ける権利を有する者（同法第二十三条ノ七第一項の規定により当該遺族年金が支給されている者に限る。）の当該遺族年金については、引き続き同項の規定により支給される間、第三条の規定による改正後の同法第二十三条ノ七第四項中「除クモノトシ」とあるのは、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第 号）第三

条ノ規定ニ依ル改正前ノ船員保険法第五十条ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給すべき金額アルトキ

ハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ夫々除クモノトシ」と、「第五十条ノ三ノ二」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第 号）第三ノ規定ニ依ル改正前ノ船員保険法第五十条ノ三ノ二」とする。

第二十九条 第三条の規定による改正後の船員保険法第三十四条第三項の規定による老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同項中「第二十級」とあるのは、「第二十三級」とする。

第三十条 昭和五十五年六月一日において現に船員保険法第三十四条第一項各号のいずれかに規定する被保険者であつた期間を満たしている六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十三級までの等級であるものに対しては、第二条の規定による改正後の同法第三十四条第三項の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同項の老齢年金を支給する。

第三十一条 第三条の規定による改正後の船員保険法第三十八条第一項又は第二項の規定による老齢年金の支給の停止については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同条第一項中「第十二級」とあるのは「第十五級」と、「第十三級乃至第十七級」とあるのは「第十六級乃至第二十級」と、「第十八級乃至第二十二級」とあるのは「第二十一級乃至第二十三級」と、同条第二項中「第二十級」とあるのは「第二十三級」とする。

第三十二条 昭和五十五年六月一日から施行日の前日までの間のいずれかの日において船員保険法による老齢年金又は障害年金（その全額につき支給を停止されている老齢年金又は障害年金を除く。）を受ける権利を有する者（その者の配偶者が当該老齢年金又は障害年金について同法第三十六条第一項又は第四十一条ノ二第一項の

規定により加給すべき金額の計算の基礎となつており、かつ、当該配偶者が同法による老齢年金又は障害年金（その全額につき支給を停止されている老齢年金又は障害年金を除く。）の支給を受けることができる者に限る。）の当該老齢年金又は障害年金については第三條の規定による改正後の同法第三十八條第四項（第三條の規定による改正後の同法第四十四條ノ三第四項において準用する場合を含む。）中「加給すべき金額ニ相当スル部分」とあるのは、「加給すべき金額ヨリ七万二千円ヲ控除シテ得タル額ニ相当スル部分」とする。ただし、当該老齢年金若しくは障害年金又はその者の配偶者に支給される同法による老齢年金若しくは障害年金がその全額につき支給を停止されるに至つたときは、この限りでない。

第三十三條 昭和五十五年六月一日から施行日の前日までの間のいづれかの日において船員保険法による老齢年金又は障害年金（その全額につき支給を停止されている老齢年金又は障害年金を除く。）を受ける権利を有する者（その者の配偶者が当該老齢年金又は障害年金について同法第三十六條第一項又は第四十一條ノ二第一項の規定により加給すべき金額の計算の基礎となつており、かつ、当該配偶者が第三條の規定による改正後の同法第三十八條第五項（第三條の規定による改正後の同法第四十四條ノ三第四項において準用する場合を含む。）中「加給すべき金額ニ相当スル部分」とあるのは、「加給すべき金額ヨリ七万二千円ヲ控除シテ得タル額ニ相当スル部分」とする。ただし、当該老齢年金若しくは障害年金又はその者の配偶者に支給される同法による老齢年金若しくは障害年金がその全額につき支給を停止されるに至つたときは、この限りでない。

タル額ニ相当スル部分」とする。ただし、当該老齢年金若しくは障害年金又はその者の配偶者に支給される他の公的年金給付がその全額につき支給を停止されるに至つたときは、この限りでない。

第三十四條 昭和五十五年六月一日において現に船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金を受ける権利を有する被保険者であつて、六十五歳以上であるものに支給する老齢年金又は通算老齢年金については第三條の規定による改正後の同法第三十八條ノ二第二項（同法第三十九條ノ六において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、六十五歳に達した月前における被保険者であつた期間を老齢年金又は通算老齢年金の額の計算の基礎とするものとし、同年六月から、その額を改定する。

第三十五條 昭和五十五年六月一日において現に船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金を受ける権利を有する被保険者であつて、七十歳以上であるものに支給する老齢年金又は通算老齢年金については、第三條の規定による改正後の同法第三十八條ノ二第三項（同法第三十九條ノ六において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、七十歳に達した月前における被保険者であつた期間を老齢年金又は通算老齢年金の額の計算の基礎とするものとし、同年六月から、その額を改定する。

第三十六條 第三條の規定による改正後の船員保険法第三十九條ノ二の規定による通算老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同項第四号中「第二十級」とあるのは、「第二十級」とする。

第三十七條 昭和五十五年六月一日において現に船員保険法による被保険者であつた期間が一年以上であり、かつ、同法第三十四條第一項各号のいづれにも該当していない六十歳以上六十五

歳未満の被保険者であつて、第三條の規定による改正後の同法第三十九條ノ二第一号イからニまでのいづれかに該当しており、かつ、その者の標準報酬の等級が第一級から第二十三級までの等級であるものに對しては、同條の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同條の通算老齢年金を支給する。

第三十八條 第三條の規定による改正後の船員保険法第三十九條ノ五第一項又は第二項の規定による通算老齢年金の支給の停止については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同條第一項中「第十二級」とあるのは「第十五級」と、「第十三級乃至第十七級」とあるのは「第十六級乃至第二十級」と、「第十八級乃至第二十級」とあるのは「第二十一級乃至第二十三級」と、同條第二項中「第二十級」とあるのは「第二十三級」とする。

第三十九條 昭和五十五年七月以前の月分の船員保険法第五十條ノ三ノ二の規定により加給する額については、なお従前の例による。

第四十條 昭和五十五年八月一日から施行日の前日までの間のいづれかの日において船員保険法第五十條ノ三ノ二の規定により加給すべき金額が加給されている遺族年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）を受ける権利を有する者であつて、同日において第三條の規定による改正後の同法第五十條ノ七ノ三に規定する政令で定める給付（その全額につき支給を停止されている給付を除く。）以下この条において「他の公的年金給付」という。）の支給を受けることができるものの当該遺族年金については、第三條の規定による改正後の同法第五十條ノ七ノ三中「加給スル額」とあるのは、「加給スル額ヨリ厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第 号）第三條ノ規定ニ

依ル改正前ノ船員保険法第五十條ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スル額ヲ控除シテ得タル額」とする。ただし、当該遺族年金又はその者に支給される他の公的年金給付がその全額につき支給を停止されるに至つたときは、この限りでない。

第四十一條 第三條の規定による改正後の船員保険法第五十條ノ七ノ三及び前條の規定は、船員保険法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第五十八號）附則第三項の規定により支給する従前の遺族年金の例による保険給付であつて、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第六十三號）附則第五條において準用する船員保険法第五十條ノ三ノ二の規定により加給すべき金額が加給されているものを受ける権利を有する者について準用する。

第四十二條 昭和五十五年六月一日から施行日の前日までの間において第三條の規定による改正前の船員保険法第三十四條第三項若しくは第四項又は第三十九條ノ二第二項の請求をした者が、その者に支給されることとなる第三條の規定による改正後の同法による老齢年金又は通算老齢年金の額が当該請求をした日にその者が当該老齢年金又は通算老齢年金を受ける権利を取得したものとみなして計算した当該老齢年金又は通算老齢年金の額に満たない場合において、施行日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に、社会保険庁長官に申し出たときは、同年六月一日から施行日の前日までの間のその者に支給する第三條の規定による改正後の同法による老齢年金又は通算老齢年金を受ける権利の取得又は消滅については、第三條の規定による改正後の同法第三十四條第三項、第三十七條、第三十九條ノ二及び第三十九條ノ四の規定並びに附則第三十條及び附則第三十七條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 附則第三十條及び附則第三十七條の規定は、前項の申出をした者であつて、施行日の前日に

において現に第三十條の規定による改正前の船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金を受ける権利を有していないものについて準用する。この場合において、附則第三十條及び附則第三十七條中「昭和五十五年六月一日」とあるのは、「施行日」と読み替へるものとする。

(第四三條の規定の施行に伴う経過措置)

第四三條 第四三條の規定による改正後の船員保険法の一部を改正する法律附則第十七條第一項の規定による特例老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日まで

れることとなる第四三條の規定による改正後の同法による特例老齢年金の額が当該請求をした日にその者が当該特例老齢年金を受ける権利を取得したものとみなして計算した当該特例老齢年金の額に満たない場合において、施行日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に、社会保険庁長官に申し出たときは、同年六月一日から施行日の前日までの間のその者に支給する第四三條の規定による改正後の同法による特例老齢年金を受ける権利の取得又は消滅については、第三十條の規定による改正後の同法附則第十七條第一項及び第五項の規定並びに前条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前条の規定は、前項の申出をした者であつて、施行日の前日において現に第四三條の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律による特例老齢年金を受ける権利を有していないものについて準用する。この場合において、前条中「昭和五十五年六月一日」とあるのは、「施行日」と読み替へるものとする。

(第六五條の規定の施行に伴う経過措置)

第四六條 第六五條の規定による改正後の厚生年金保険及び船員保険交渉法第十六條第一項の規定による船員保険法第三十四條第一項第二号に該当する者に支給する老齢年金の支給の停止については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、第六五條の規定による改正後の厚生年金保険及び船員保険交渉法第十六條第一項中「第二十級」とあるのは、「第二十五級」とする。

第四七條 第六五條の規定による改正後の厚生年金保険及び船員保険交渉法第十九條の第三項の規定による厚生年金保険法による通算老齢年金の支給の停止については、昭和五十五年六月

一日から同年九月三十日までの間は、同項中「第二十級」とあるのは、「第二十三級」とする。

2 第六五條の規定による改正後の厚生年金保険及び船員保険交渉法第十九條の第三項の規定による船員保険法による通算老齢年金の支給の停止については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同項中「第二十級」とあるのは、「第二十五級」とする。

(第七六條の規定の施行に伴う経過措置)

第四八條 第七六條の規定による改正後の法律第百八十二號附則第八條の規定による厚生年金保険法第四十六條の三の通算老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、第七六條の規定による改正後の法律第百八十二號附則第八條第三項中「第二十級」とあるのは、「第二十五級」とする。

第四九條 昭和五十五年六月一日において現に第六六條の規定による改正後の法律第百八十二號附則第八條第一項の表の上欄に掲げる者で、同項に規定する昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、厚生年金保険法による老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない六十五歳未満の被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十五級までの等級であるものに対しては、第一條の規定による改正後の同法第四十六條の三の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同条の通算老齢年金を支給する。

第五〇條 昭和五十五年六月一日から施行日の前日までの間において第七六條の規定による改正前の法律第百八十二號附則第八條第三項の請求をした者が、その者に支給されることとなる第一條の規定による改正後の厚生年金保険法による

通算老齢年金の額が当該請求をした日にその者が当該通算老齢年金を受ける権利を取得したものとみなして計算した当該通算老齢年金の額に満たない場合において、施行日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に、社会保険庁長官に申し出たときは、同年六月一日から施行日の前日までの間のその者に支給する第一條の規定による改正後の同法による通算老齢年金を受ける権利の取得又は消滅については、第一條の規定による改正後の同法第四十六條の六の規定、第七六條の規定による改正後の法律第百八十二號附則第八條第三項の規定及び前条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前条の規定は、前項の申出をした者であつて、施行日の前日において現に第一條の規定による改正前の厚生年金保険法による通算老齢年金を受ける権利を有していないものについて準用する。この場合において、前条中「昭和五十五年六月一日」とあるのは、「施行日」と読み替へるものとする。

第五一條 第七六條の規定による改正後の法律第百八十二號附則第十四條の規定による船員保険法第三十九條の二の通算老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、第七六條の規定による改正後の法律第百八十二號附則第十四條第三項中「第二十級」とあるのは、「第二十三級」とする。

第五二條 昭和五十五年六月一日において現に第七六條の規定による改正後の法律第百八十二號附則第十四條第一項の表の上欄に掲げる者で、同項に規定する昭和三十六年四月一日以後の被保険者であつた期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、船員保険法第三十四條第一項各号のいずれにも該当していない六十五歳未満の被保険者であつて、その者の標

第四四條 昭和五十五年六月一日から施行日の前日までの間において第四三條の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律附則第十七條第二項の請求をした者が、その者に支給さ

号

二 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第五十八号）附則第一条第一項

三 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第七十四号）附則第一条第一項第三号

四 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第七十五号）附則第一条ただし書

五 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第七十六号）附則第一条第一項第二号

（従前の障害年金の例による保険給付の特例等）第六十三条 昭和五十五年六月一日において現に厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者のうち、同日において同法別表第一に定める程度の廃疾の状態にある者については、同法第四十七条第一項に該当するものとみなして、同項の障害年金を支給する。

2 昭和五十五年六月一日において現に厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者のうち、同日において同法別表第一に定める程度の廃疾の状態にない者については、同日後、同表に定める程度の廃疾の状態に該当するに至つたとき（同日以前の旧厚生年金保険法別表第一に定める程度の廃疾の状態に該当しなくなつた日から起算して三年を経過する日までの間に限る。）は、厚生年金保険法第四十七条第一項に該当するものとみなして、同

項の障害年金を支給する。

3 厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者が、前二項の規定により同法第四十七条第一項の障害年金の受給権を取得したときは、当該従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利は消滅する。

第六十四条 前条第一項又は第二項の規定に該当する者の死亡を支給事由として施行日の前日までの間において厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定により従前の遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金又は遺児年金の例によつて支給する保険給付を受ける権利を取得した者には、引き続き当該従前の遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金又は遺児年金の例によつて支給する保険給付を支給し、同法第五十八条の遺族年金は支給しない。

第六十五条 昭和五十五年六月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第五号）以下この条において「法律第五号」といふ。）附則第八條第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者のうち、同日において船員保険法別表第四下欄に定める程度の廃疾の状態にある者については、同法第四十条第一項に該当するものとみなして、同項の障害年金を支給する。

2 昭和五十五年六月一日において現に法律第五号附則第八條第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者のうち、同日において船員保険法別表第四下欄に定める程度の廃疾の状態にない者については、同日後、同表下欄に定める程度の廃疾の状態に該当するに至つたとき（同日以前の法律第五号による改正前の同表に定める程度の廃疾の状態に該当しなくなつた日から起算して三年を経過する日までの間に限る。）は、船員保険法第四十条第一項に該当するものとみなして、同項の障害年金を支給する。

なして、同項の障害年金を支給する。

3 法律第五号附則第八條第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者が、前二項の規定により船員保険法第四十条第一項の障害年金の受給権を取得したときは、当該従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利は消滅する。

（厚生年金保険法による年金額の計算の特例）第六十六条 厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第七十八号）附則第四条第一項又は第二項に規定する者であつて、昭和三十一年十月前の厚生年金保険の被保険者であつた期間の一部が第三種被保険者であつた期間であるものの厚生年金保険法による老齢、廃疾又は死亡に關し支給する保険給付（老齢年金、障害年金又は遺族年金に限る。）については、当該保険給付の額（加給年金額及び同法第六十二条の規定により加算する額を除く。）が、施行日の属する月前の第三種被保険者であつた期間を第一種被保険者であつた期間とみなして計算した当該保険給付の額（加給年金額及び同法第六十二条の規定により加算する額を除く。）に満たないときは、その者の請求により、同日前の第三種被保険者であつた期間を第一種被保険者であつた期間とみなして当該保険給付の額を計算するものとして、その請求をした日の属する月の翌月から、当該保険給付の額を改定する。

（厚生年金保険法による老齢年金の受給資格年齢）第六十七条 厚生年金保険法による老齢年金の受給資格年齢については、この法律の施行後に初めて行われる厚生年金保険の財政再計算の時期に、所要の改定措置が講ぜられるべきものとす。

（船員保険法による老齢年金の受給資格年齢）第六十八条 船員保険法による老齢年金の受給資格年齢については、この法律の施行後に初めて行われる船員保険の財政再計算の時期に、所要の改定措置が講ぜられるべきものとす。

格年齢については、この法律の施行後に初めて行われる船員保険の財政再計算の時期に、所要の改定措置が講ぜられるべきものとする。

十月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、優生保護法の一部を改正する法律案（衆）

優生保護法の一部を改正する法律案
優生保護法の一部を改正する法律
優生保護法（昭和二十二年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。
第三十九条第一項中「昭和五十五年七月三十一日」を「昭和六十年七月三十一日」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

十月十七日本委員会に左の案件が付託された。
（予備審査のための付託は同日）
一、優生保護法の一部を改正する法律案（衆）

十月十七日本委員会に左の案件が付託された。
一、医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関する請願（第九四号）（第九五号）（第九六号）

一、保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願（第九七号）（第九八号）
一、国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願（第九九号）（第一〇〇号）

一、国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願（第一〇五号）
一、高齢者の福祉充実に関する請願（第一〇七号）

一、国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願（第一〇九号）
一、医療保険制度と建設国民健康保険組合改善

六五

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 埼玉県浦和市泉一ノ二ノ八泉ア

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第二一〇号 昭和五十五年十月三日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 名古屋市中村区松原町三ノ三三

虎井靖人外九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第二一〇五号 昭和五十五年十月三日受理

国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願

請願者 札幌市中央区大通西六丁目北海道

医師国民健康保険組合理事長 山崎武夫

紹介議員 岩本 政光君 高木 正明君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一〇七号 昭和五十五年十月三日受理

高齢者の福祉充実に関する請願

請願者 福島市五老内町三ノ一福島市議会

議長 八巻一夫

紹介議員 鈴木 省吾君

一、すべての高齢者が生活できる年金に、その水準を引き上げること。

二、老人医療費支給制度の年齢の引下げと所得制限の緩和を図り、高齢者が安心して医療を受けられる制度の充実を図ること。

三、高齢者の雇用拡大を図る施策を講ずること。

四、老人福祉施設の補助単価を引き上げ、自治体等の負担を軽減すること。

理由

我が国は六十五歳以上の高齢者が一千万人を超えて間もなく全人口の十パーセント台を超える高齢

者社会を迎えようとしており、高齢者の健康と暮らしを守る社会保障の確立は国民的課題となつてきている。

第一〇九号 昭和五十五年十月四日受理

国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願

請願者 東京都渋谷区神宮前二ノ六ノ一食

品衛生センター内東京理容国民健康保険組合理事長 伊藤英雄

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二一〇号 昭和五十五年十月四日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関する請願

請願者 東京都足立区本木南町一四ノ一〇

香取義忠外三十名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一一二号 昭和五十五年十月四日受理

保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願

請願者 東京都中野区上高田五ノ二七ノ一

三 新垣睦子外二百十五名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一一二号 昭和五十五年十月四日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 岐阜市下ノ一、五三六ノ三 恒川

優外二十一名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第一一三三号 昭和五十五年十月四日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関する請願

請願者 東京都府中市八幡町二ノ二六ノ一

○伊藤清造外二十一名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一一四号 昭和五十五年十月四日受理

保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願

請願者 東京都保谷市新町三ノ五ノ六中

村貞三外三百二十九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一一五号 昭和五十五年十月四日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 横浜市瀬谷区瀬谷町四七三ノ二

林隆弘外十一名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第一一六号 昭和五十五年十月四日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願(二通)

請願者 東京都杉並区高円寺南三ノ四ノ一

一六 石田勝則外七名

紹介議員 広田 幸一君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第一一七号 昭和五十五年十月四日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関する請願

請願者 東京都江戸川区東篠崎町三〇ノ六

湯口高男外二十一名

紹介議員 高杉 進忠君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一一八号 昭和五十五年十月四日受理

保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願

請願者 京都市右京区梅津中村町一八ノ一

篠原堅二外二百十九名

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第二二〇号 昭和五十五年十月四日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関する請願

請願者 東京都中野区若宮三ノ三四ノ六

野呂チャ外十九名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第二二三号 昭和五十五年十月六日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 横浜市鶴見区矢向三ノ一一

越満外十名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第二二四号 昭和五十五年十月六日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 長野県木曾郡大桑村野尻 鈴木昌

親外十名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第二二五号 昭和五十五年十月六日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 横浜市港北区師岡町一、〇八五

酒井松雄外九名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第二二六号 昭和五十五年十月六日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 茨城県勝田市中原町二ノBノ五〇

六 岩下聡巳外九名

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第二二七号 昭和五十五年十月六日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 茨城県勝田市中原町二ノBノ五〇

六 岩下聡巳外九名

紹介議員 志古 裕君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第二二七号 昭和五十五年十月六日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 茨城県勝田市中原町二ノBノ五〇

六 岩下聡巳外九名

紹介議員 志古 裕君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第二二七号 昭和五十五年十月六日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 茨城県勝田市中原町二ノBノ五〇

六 岩下聡巳外九名

紹介議員 志古 裕君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第二二七号 昭和五十五年十月六日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 茨城県勝田市中原町二ノBノ五〇

六 岩下聡巳外九名

紹介議員 志古 裕君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第二二七号 昭和五十五年十月六日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 茨城県勝田市中原町二ノBノ五〇

六 岩下聡巳外九名

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第二二七号 昭和五十五年十月六日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 茨城県勝田市中原町二ノBノ五〇

六 岩下聡巳外九名

紹介議員 志古 裕君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第二二七号 昭和五十五年十月六日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 茨城県勝田市中原町二ノBノ五〇

六 岩下聡巳外九名

紹介議員 志古 裕君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第二二七号 昭和五十五年十月六日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 茨城県勝田市中原町二ノBノ五〇

六 岩下聡巳外九名

紹介議員 志古 裕君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第二二七号 昭和五十五年十月六日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 茨城県勝田市中原町二ノBノ五〇

六 岩下聡巳外九名

紹介議員 志古 裕君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第二二七号 昭和五十五年十月六日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 茨城県勝田市中原町二ノBノ五〇

六 岩下聡巳外九名

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第二二七号 昭和五十五年十月六日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 茨城県勝田市中原町二ノBノ五〇

六 岩下聡巳外九名

紹介議員 志古 裕君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第二二七号 昭和五十五年十月六日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 茨城県勝田市中原町二ノBノ五〇

六 岩下聡巳外九名

紹介議員 志古 裕君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第二二七号 昭和五十五年十月六日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 茨城県勝田市中原町二ノBノ五〇

六 岩下聡巳外九名

紹介議員 志古 裕君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第二二七号 昭和五十五年十月六日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 茨城県勝田市中原町二ノBノ五〇

六 岩下聡巳外九名

紹介議員 志古 裕君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第二二七号 昭和五十五年十月六日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 茨城県勝田市中原町二ノBノ五〇

六 岩下聡巳外九名

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第二二七号 昭和五十五年十月六日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 茨城県勝田市中原町二ノBノ五〇

六 岩下聡巳外九名

紹介議員 志古 裕君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第二二七号 昭和五十五年十月六日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 茨城県勝田市中原町二ノBノ五〇

六 岩下聡巳外九名

紹介議員 志古 裕君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第二二七号 昭和五十五年十月六日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 茨城県勝田市中原町二ノBノ五〇

六 岩下聡巳外九名

紹介議員 志古 裕君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第二二七号 昭和五十五年十月六日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 茨城県勝田市中原町二ノBノ五〇

六 岩下聡巳外九名

紹介議員 志古 裕君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第二二七号 昭和五十五年十月六日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 茨城県勝田市中原町二ノBノ五〇

六 岩下聡巳外九名

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第二二七号 昭和五十五年十月六日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 茨城県勝田市中原町二ノBノ五〇

六 岩下聡巳外九名

紹介議員 志古 裕君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第二二七号 昭和五十五年十月六日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 茨城県勝田市中原町二ノBノ五〇

六 岩下聡巳外九名

紹介議員 志古 裕君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第二二七号 昭和五十五年十月六日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 茨城県勝田市中原町二ノBノ五〇

六 岩下聡巳外九名

紹介議員 志古 裕君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第二二七号 昭和五十五年十月六日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 茨城県勝田市中原町二ノBノ五〇

六 岩下聡巳外九名

紹介議員 志古 裕君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第二二七号 昭和五十五年十月六日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 茨城県勝田市中原町二ノBノ五〇

六 岩下聡巳外九名

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第二二七号 昭和五十五年十月六日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 茨城県勝田市中原町二ノBノ五〇

六 岩下聡巳外九名

紹介議員 志古 裕君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第二二七号 昭和五十五年十月六日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 茨城県勝田市中原町二ノBノ五〇

六 岩下聡巳外九名

紹介議員 志古 裕君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願

請願者 京都府城陽市富野高井六〇ノ一七

五 黒川譲外百四十九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第二二八号 昭和五十五年十月六日受理

保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願

請願者 京都市右京区太秦一ノ井町九 西

山継外百九十名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第二二九号 昭和五十五年十月六日受理

保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願

請願者 京都府城陽市寺田東ノ口四九ノ八

三 中村勉外二百六十六名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一三〇号 昭和五十五年十月六日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関する請願

請願者 東京都品川区豊町四ノ九ノ三 鈴

木柴子外二十九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一三二号 昭和五十五年十月六日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関する請願

請願者 東京都江戸川区平井一ノ一八ノ二

四 藤枝辰博外十八名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一三三号 昭和五十五年十月六日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関する請願

請願者 大阪府和泉市府中町二ノ七ノ五和

泉市職員労働組合内 小畑賢治郎

第七部

請願者 東京都練馬区土支田一ノ一ノ三

渡辺京子外十二名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一三三三号 昭和五十五年十月六日受理

指匠師法制定に関する請願

請願者 東京都豊島区南大塚二ノ三六ノ二

ノ五一四 川上春治外五百名

紹介議員 木島 則夫君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第一三五五号 昭和五十五年十月六日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関する請願

請願者 東京都世田谷区下馬二ノ四二ノ三

六ノ二〇二 泉谷実外二十名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一三六六号 昭和五十五年十月六日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関する請願

請願者 東京都大田区大森北六ノ一三ノ六

田中すい外二十六名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一三七七号 昭和五十五年十月六日受理

保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願

請願者 京都府城陽市富野北垣内三七ノ二

二 土田美佐栄外百四十一名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一三八八号 昭和五十五年十月六日受理

保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願

請願者 大阪府和泉市府中町二ノ七ノ五和

泉市職員労働組合内 小畑賢治郎

外百五十二名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一三九号 昭和五十五年十月六日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 東京都府中市矢崎町一ノ一六ノ五

楠山栄一外七名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第一四二二号 昭和五十五年十月六日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関する請願(二通)

請願者 東京都葛飾区金町三ノ一八ノ五

一沢実外十八名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一四三三号 昭和五十五年十月六日受理

保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願

請願者 川崎市高津区久地一四 斉藤隆外

百六十五名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一四七号 昭和五十五年十月六日受理

養護士法一部改正に関する請願

請願者 茨城県水戸市笠原町四八九茨城県

医師会内 秦資宣

紹介議員 郡 祐一君

管理養護士の登録資格は、すべて国家試験とされ

たい。また、養護士試験は廃止されたい。

理由

養護士制度は、医療職種としては、かなり先発的

制度であったが、今や後発の職種を含めて、医療

職のほとんどすべてが国家試験を要件とする免許

制度になつてゐるにもかかわらず養護士・管理養

護士のみが今も無試験の免許のまま残されてい

る。このため養護士・管理養護士のすべてが必ず

しも社会的信頼にそぐ兼ねてゐる。養護士・管理

養護士の義務が医療のなかでも重要な地位を築き

つつあるときに、それをつかさどる専門職をこ

のような状態に放置しておくことは国民の健康管

理の上からもゆゆしい問題である。よつて、養護

士のうち少なくとも管理養護士に限つては、国家

試験合格者のみに資格を与える制度に改善する必

要がある。なお、養護士試験については、所期の

目的を達したので、これを廃止する必要がある。

第一四八号 昭和五十五年十月六日受理

国立腎臓センター設立に関する請願

請願者 石川県金沢市高島一ノ一六ノ一

伊勢路榮作

紹介議員 安田 隆明君

腎炎・ネフローゼの原因の究明と、治療法の確

立、並びに治療機関として、「国立腎臓センター」

を早急に開設されたい。

理由

腎炎・ネフローゼは、腎臓の糸球体等が侵される

病気で、五年・十年・あるいは一生と言ひ極めて

長期間の療養を必要とするばかりでなく、いつ悪

化して死亡するか分からぬ難病である。この病氣

は、戦後、幼児・児童・生徒の間に急激に増え続

け、長期欠席児童の第一位を占めており、学齢期

にある子どもたちは、病院で家庭で、不安と焦燥

の苦しい毎日を送つてゐる。また、この子を持

つ親の精神的苦悩と経済的負担は、想像に絶す

るものがある。しかも、この病氣の原因が不明で

あるうえ、治療法も確立されておらず、いつ治る

とも分からない、全く不安な状態に放置されてい

る。

第一五一号 昭和五十五年十月七日受理

保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願

請願者 京都府宇治市小倉町天王五五 羽

山貴代美二百十九名

紹介議員 片山 甚市君

六七

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一五二号 昭和五十五年十月七日受理

保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願

請願者 東京都目黒区祐天寺二ノ一四ノ九

神部敏之助 二百二十名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一五三号 昭和五十五年十月七日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関する請願

請願者 東京都大田区羽田六ノ二六ノ八

長島梅太郎 外十九名

紹介議員 片山 基市君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一五四号 昭和五十五年十月七日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関する請願

請願者 東京都台東区千束一ノ一〇ノ四

佐藤ノブ子 外二十四名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一五五号 昭和五十五年十月七日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関する請願

請願者 東京都調布市布田二ノ二五ノ四

富沢伸一 外十六名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一五六号 昭和五十五年十月七日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 埼玉県大宮市土呂町一ノ一二七ノ四

堀口建一 外八名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第一五七号 昭和五十五年十月七日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 兵庫県姫路市奥山四三一 毛利重

儀外十名

紹介議員 片山 基市君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第一五八号 昭和五十五年十月七日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 埼玉県南埼玉郡菟野町台七六ノ二

小鷲一郎 外九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第一五九号 昭和五十五年十月七日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 埼玉県大宮市大和田町二ノ八八四

柳沢明外十六名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第一六三号 昭和五十五年十月七日受理

国民健康保険組合療養給付補助金の増率等に関する請願(二通)

請願者 名古屋市中区栄四ノ一四ノ二一愛

旅連レジャーセンタービル内名古屋

屋市食品国民健康保険組合理事長

神谷一英 外一名

紹介議員 三治 重信君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一六四号 昭和五十五年十月七日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関する請願

請願者 東京都板橋区幸町六ノ五 正木良

夫外十一名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一六五号 昭和五十五年十月七日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関する請願

請願者 島根県益田市乙吉町 豊田哲成 外

六十九名

紹介議員 高杉 迪忠君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一六六号 昭和五十五年十月七日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 茨城県勝田市中原町二ノ二 木村

昭司 外九名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第一六七号 昭和五十五年十月七日受理

指圧師法制定に関する請願

請願者 東京都町田市鶴川二ノ三ノ三二

吉田克広 外五百名

紹介議員 柄谷 道一君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第一八六号 昭和五十五年十月七日受理

個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場

法の一部改正に関する請願

請願者 東京都杉並区和泉二ノ一ノ一〇

細野コーボ内 岩本澄子 外十四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第一八七号 昭和五十五年十月七日受理

保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願

請願者 千葉市幸町二ノ一ノ一五ノ一〇

一内田晴康 外百六十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一八八号 昭和五十五年十月七日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 埼玉県浦和市領家三ノ二ノ七 平

原動外五名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第一八九号 昭和五十五年十月七日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 埼玉県鴻巣市宮地一ノ二七 服部

実外十三名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第一九五号 昭和五十五年十月七日受理

栄養士法一部改正に関する請願

請願者 茨城県水戸市常磐町二ノ四ノ一七

茨城県栄養士会内 岡崎泰子

紹介議員 岩上 二郎君

この請願の趣旨は、第一四七号と同じである。

第一九九号 昭和五十五年十月八日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関する請願

請願者 東京都品川区西中延二ノ一五ノ一

五 今野一二 外四十七名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第二〇〇号 昭和五十五年十月八日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関する請願(二十九通)

請願者 神奈川県相模原市相生二ノ六ノ一

六 小林昭夫 外二十八名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第二〇一号 昭和五十五年十月八日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 愛知県瀬戸市見付町三八ノ五 山

下伸好 外五名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第二〇二号 昭和五十五年十月八日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願(八通)

請願者 川崎市多摩区中野島一、八二六

松江光雄外七名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第二〇三号 昭和五十五年十月八日受理

保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願

請願者 東京都世田谷区羽根木一ノ二五ノ

一五 古野千賀子外二百十九名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第二〇四号 昭和五十五年十月八日受理

保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願

(十三通)

請願者 千葉市幸町二ノ一四ノ八ノ五〇一

鈴木俊男外二百二十九名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第二〇八号 昭和五十五年十月八日受理

保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願

請願者 大阪府和泉市唐園町六〇三 藤原

早百合外百八十名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第二〇九号 昭和五十五年十月八日受理

保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願

請願者 横浜市港南区日野町三ノ二ノ一

鈴木啓祥外百五十名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第二二〇号 昭和五十五年十月八日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関する請願

請願者 東京都青梅市長瀬二二 吉原宏外

十六名

紹介議員 龜山 篤君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第二二二号 昭和五十五年十月八日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関する請願

請願者 東京都東久留米市上の原一ノ五ノ

二五ノ五〇七 小原三郎外二十名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第二二二号 昭和五十五年十月八日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関する請願

請願者 東京都昭島市拜島町二、三〇五ノ

二 宮沢房子外十四名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第二二三号 昭和五十五年十月八日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 埼玉県大宮市大成町一ノ一 島村

一外九名

紹介議員 龜山 篤君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第二二七号 昭和五十五年十月八日受理

生活保護世帯に対する電気・ガスの料金改定に伴う生活保護基準引上げに関する請願

請願者 東京都新宿区中落合三ノ一八ノ三

東京都生活と健康を守る会連合会

内 石川洋子

紹介議員 宮本 顕治君

生活保護世帯に対する電気・ガスの料金改定(十月一日より引上げ)に伴う生活保護基準引上げの

補正をされたい。

理由

昭和五十五年四月、電気料金が四十四・六五パー

セント、ガス料金四十六・〇一パーセントの大幅

値上げが施行され、生活保護世帯は、九月末日ま

で旧料金で扱う措置がとられた。このままですめ

ば、生活保護世帯は、新たな値上げ攻勢を受け諸

物価の値上げに加え、大きな圧迫を受ける。老人

や障害者や病人の多い生活保護世帯の生活防衛の

ために、生活保護基準の補正による引上げは、緊

急に必要となつてゐる。

第二二八号 昭和五十五年十月八日受理

生活保護世帯の在宅患者加算の適用認定基準の撤

回等に関する請願

請願者 東京都世田谷区奥沢七ノ三ノ四〇

世田谷生活と健康を守る会内 松

川伊勢雄

紹介議員 宮本 顕治君

生活保護世帯の在宅患者加算の適用認定基準を撤

回し、医師が必要と認める成人病などの在宅患者

に対し治療に要する費用を加算するよう措置さ

れたい。

理由

昭和五十五年四月より東京で実施された糖尿病な

どの認定基準は、限られた状態にのみ適用され、

患者の生存権を直ちに侵すものとなつた。今日、

成人病に対する主たる治療が食餌療法を重要な内

容としてゐることは、衆知の事実である。しか

も、食餌療法については、入院してゐる患者に

は、特別食費として入院費に加算して医療機関

に支給してゐる。在宅の場合でも、当然、食餌療

法に必要な野菜その他の購入費として特別にその

費用が必要である。

第二二九号 昭和五十五年十月八日受理

こどもの国協会の廃止反対等に関する請願

請願者 横浜市緑区中山町六六五 平本崇

子外千四百九十九名

紹介議員 杏脱タケ子君

一、こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する

法律案を直ちに撤回し、現在の特殊法人として

存続させ、健全な児童施設としてより充実さ

せること。

二、労働者の犠牲を伴う政府関係法人(特殊法

人・公益法人)の統廃合をやること。

理由

こどもの国は、わずか十五年前に、次代を担う児

童の健全育成を目的に、民間からの寄付金と国か

らの補助金で建設され健全に運営されてゐる。今

や、人口の都市集中による劣悪な自然環境の下

で、こどもの国は、児童や地域住民の一つのオア

シスとして年間百二十万人に及ぶ利用者にぎわ

つてゐる。また、このこどもの国をモデルに、地

方公共団体等による同類施設の建設は四十余箇所

(一九七七年調)に及び、ますます広がろうとして

ゐる。こどもの国が特殊法人として設立された

(一九六六年)いきさつは、百万平方メートルの土

地(国有地)や、国からの補助金や寄付金でつくら

れた施設を、営利を目的とせず公正に管理・運営

するためであつたのであり、このことは今も変わ

つてゐない。こどもの国が民営化されると、(一)

一部の事業が課税対象になること。(二)補助金が減額

か廃止されることにより収入を上げるために設

立主旨が曲げられること。2利用者負担増につ

ながること。3有料施設の新設等で自然を荒廃さ

せること。(三)職員の労働条件が低下すること。と

いうマイナスが予測される。

第二三〇号 昭和五十五年十月八日受理

こどもの国協会の廃止反対等に関する請願

請願者 東京都町田市金森二〇ノ一二

根本洋子外千四百九十九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第二三四号 昭和五十五年十月八日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 埼玉県大宮市高泉町 岡田みよ外四名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第二二五号 昭和五十五年十月八日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 愛知県知多郡武豊町平海道一ノ二

二 橋本栄治外六名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第二二六号 昭和五十五年十月八日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 神奈川県伊勢原市池端一三三ノ五

小泉猛外九名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第二二七号 昭和五十五年十月八日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関する請願

請願者 東京都練馬区西大泉町一、八九一

久世恵子外十九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第二三〇号 昭和五十五年十月八日受理

医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関する請願

請願者 東京都小金井市前原町二ノ一四ノ七

山崎基行外五十五名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第二三二号 昭和五十五年十月八日受理

保育所の建設と施設運営の改善に関する請願

請願者 京都市西京区下津林六反田一ノ三

山崎雅治外五百九十九名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第二三三号 昭和五十五年十月九日受理

原子爆弾被害者等の援護法早期制定に関する請願

請願者 東京都港区新橋五ノ三ノ一七久保

ビル内日本原水爆被害者団体協議会内 伊東壯外九百九十九名

紹介議員 柄谷 道一君

再び被爆者をつくらぬ決意をもつて、次の事項を中心とする被爆者援護法を速やかに制定されたい。

一、原爆被害への国の補償責任を認め、再び被爆者をつくらぬ決意を趣旨とすること。

二、被爆者の健康管理と治療・療養を全額国庫負担で行うこと。

三、被爆者全員に被爆者年金を支給し、特に障害をもつ者には障害年金を支給すること。

四、原爆死没者の遺族に弔慰金と遺族年金を支給すること。

理由

昭和二十年八月六日広島に、九日長崎にアメリカが投下した原子爆弾で両市は一瞬にして根こそぎ破壊され、三十万人近い人々が殺され、生き残った数十万人の被爆者は、「体・暮らし・心」の苦しみと闘いながら、ひたすら「広島・長崎を繰り返さない」ことを願って生きてきた。国が起した戦争のなかで、人道に許し難い核兵器の被害のために今なお苦しみを続けている被爆者とその遺族に対し、国は国家補償の精神に基づき被爆者援護法を直ちに制定すべきである。被爆者援護法制定の要求と「核兵器のない平和な世界をつくらう」との願いは、今や広範な国民の声となつてゐる。

第二三五号 昭和五十五年十月九日受理

生活保護世帯の在宅患者加算の適用認定基準の撤回等に関する請願

請願者 東京都新宿区中落合三ノ一八ノ三

東京都生活と健康を守る会連合会

紹介議員 内 石川洋子

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第二三六号 昭和五十五年十月九日受理

生活保護世帯に対する電気・ガスの料金改定に伴う生活保護基準引上げに関する請願

請願者 東京都世田谷区奥沢七ノ三ノ四〇

世田谷生活と健康を守る会内 松川伊勢雄

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第二三八号 昭和五十五年十月九日受理

原子爆弾被害者等の援護法早期制定に関する請願

請願者 横浜市戸塚区和泉町二、七四四ノ一〇

井上与志男外六百三十五名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第二三九号 昭和五十五年十月九日受理

厚生年金法の改悪反対等に関する請願（二通）

請願者 大阪府東大阪市稲田九〇七 川田

昭三外九千二百七十四名

紹介議員 村田 秀三君

勤労国民の側に立つた年金・医療制度の抜本的確立のため、次の事項の実現を図られたい。

一、国会提出中の厚生年金保険法の保険料値上げをやめ、負担割合を労三・使七とし、国民年金の掛金値上げをやめ、いわゆる経過年金（福祉・五年・十年年金など）を最低月四万円を引き上げること。

二、政府が再び支給開始年齢の六十五歳引上げを持ち出さないよう「訓辞規定」を撤回させ、退職と年金支給を連動させること。

三、国会提出中の健康保険法等の一部を改正する法律案を撤回すること。

四、医療保険制度について、次のように改善すること。

1 本人、家族とも十割給付とし、素代の自己負担をしないこと。

2 差額ベッド料など一切の保険外負担をなくすること。

3 出産費は全額現物給付にすること。

4 保険料の引上げ、総報酬制の導入をやめ、負担割合を労三・使七とすること。

5 政管・国民・日雇健保の国庫負担の増額、健保・共済組合の国庫負担の制度化と負担率の引上げを行うこと。

五、政府の意図する考人医療の有料化をやめ、医療保険と別建ての老人保健医療制度を創出すること。

六、在日外国人に国民年金の適用を措置すること。

理由

政府は今国会に、厚生年金保険法、健康保険法を改める法律案を提出している。この両法律案は年金、医療制度の大改悪であり、勤労国民の生命と暮らしに甚大な脅威を与えるものである。我々は今、諸物価、公共料金のいっせいに、大幅な値上げにさらされ、今後の生活に大きな不安を感じ、国の施策に不満と怒りを覚えている。このようなくに、政府が主として財源対策の見地からのみで、年金・健康保険法の改悪を考え、国民に更に大幅な負担増を強いることは、国の責務として許されないことである。

第二四〇号 昭和五十五年十月九日受理

厚生年金法改悪反対等に関する請願（二通）

請願者 愛知県海部郡佐屋町北一色証文二

一六 吉田瑞穂外千五百一名

紹介議員 村田 秀三君

一、国会提出中の年金改正案（厚生年金保険法の改正案）については、六十五歳支給開始年齢及び保険料値上げの部分の現行どおりに修正すること。

二、国民年金改正案については、掛金値上げを取りやめると同時に、福祉年金などの水準を月四

万円に引き上げること。

三、国会提出中の「健康保険法改正案」を撤回すること。

四、医療保険制度について、次の改善を図ること。

1 すべての医療保険について、本人・家族とも十割給付とし、薬代の自己負担をなくすること。

2 差額ベッド料、付添看護料など一切の保険外負担をなくすること。

3 出産費は全額を給付すること。

4 保険料の引上げをやめ、保険料の労使負担割合を、労働者三、使用者七とすること。

5 政管健保、国民健保、日雇健保に対する国庫負担を増額すること。また、財政基盤の弱い健保組合、共済組合に対する国庫負担を制度とし、負担率を引き上げること。

五、老人医療の有料化を取りやめ、適用年齢を六十五歳に引き下げること。

理由

高齢化社会の到来をまえに、全国民の年金、医療に対する不安は高まるばかりである。そうしたなかで政府は、あくまでも当面の財源対策的見地からのみ、年金、医療の両制度の改悪案を今国会に提出し、成立を図ろうとしている。すなわち、第一は、厚生年金の支給開始年齢を、働く者の雇用保障、定年、職場、労働の実情と掛け離れた六十五歳にするということ、わずかな改善と引換えに保険料及び国民年金の掛金を大幅に値上げする法案を成立させようとしていることである。第二は、すべての医療保険の後退につながる健康保険法の改悪案で、初診時一部負担を千円(現行六百円)、入院時一部負担を食事代相当額ということとで一日につき千円(現行二百円)に値上げし、そのうえ投薬、注射などの薬代の半分を患者に負担させることにしている。このため、本人、家族とも十割(現行家族は七割)とは名目だけで、現行の平均給付率八十八パーセントが八十二パーセントに引き下げられることになる。(政府管掌健康保険)更に

この改悪案には、健康保険組合の保険料の折半負担の強要をはじめ附加給付廃止など国保組合までを含めた重大な自主権の侵害及び、「保険あつて医療なし」を地でいく事実上の保険料の値上げ(夏の一時金からも毎月の保険料と同率の保険料をとる)が含まれている。いずれも全国民の生活に甚大な脅威を与える法案であり、納得することではできない。

第二四一号 昭和五十五年十月九日受理

原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願
請願者 滋賀県八日市市小脇町 松下糸子 外八十五名

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

第二四二号 昭和五十五年十月九日受理

原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願
請願者 名古屋市中熱田区三本松町八ノ四 白徑速雄外八十五名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

第二四三号 昭和五十五年十月九日受理

原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願
請願者 愛知県東海市名和町平戸口 石浜 要外八十五名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

第二四四号 昭和五十五年十月九日受理

原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願
請願者 愛知県豊橋市西岩田二ノ四ノ五 加藤三雄外八十五名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

第二四五号 昭和五十五年十月九日受理

原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願
請願者 名古屋市中南区南野三ノ六七 久野 俊一外八十五名

請願者 名古屋市中南区南野三ノ六七 久野 俊一外八十五名

紹介議員 香取タケ子君
この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

第二四六号 昭和五十五年十月九日受理

原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願
請願者 名古屋市中南区豊門三ノ六 藤田幸 助外八十五名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

第二四七号 昭和五十五年十月九日受理

原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願
請願者 名古屋市中南区鳴尾一ノ一六 深 谷文子外八十五名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

第二四八号 昭和五十五年十月九日受理

原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願
請願者 愛知県春日井市気噴町二〇九ノ四 清水佳子外八十五名

紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

第二四九号 昭和五十五年十月九日受理

原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願
請願者 名古屋市中南区本城町一ノ一五 森 信治外八十五名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

第二五〇号 昭和五十五年十月九日受理

原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願
請願者 名古屋市中瑞穂区高田町二ノ三 川 合ひろみ外八十五名

紹介議員 宮本 顕治君
この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

第二五一号 昭和五十五年十月九日受理

原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願
請願者 名古屋市中南区要町一ノ二〇 久野 たか子外八十五名

紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

第二五二号 昭和五十五年十月九日受理

原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願
請願者 愛知県多市清水が丘一ノ三八 本田正幸外八十五名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

第二五六号 昭和五十五年十月九日受理

国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願
請願者 長野県上田市国分八ノ一八ノ六 佐 藤靖男外十四名

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第二五七号 昭和五十五年十月九日受理

厚生年金法の改悪反対等に関する請願
請願者 大阪府八尾市高美町五ノ四三 荒 田幸子外三百五名

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第二三九号と同じである。

第二六一号 昭和五十五年十月九日受理

厚生年金法の改悪反対等に関する請願(二通)
請願者 大阪府吹田市江坂町一ノ一三ノ八 高橋文子外六千二百九名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第二三九号と同じである。

第二六八号 昭和五十五年十月九日受理

中国残留元日本人孤児の里帰りに関する請願
請願者 中国残留元日本人孤児の里帰りに関する請願

請願者 長野県下伊那郡阿智村駒場日中友

好手をつなぐ会内 山本慈昭外五
百十八名

紹介議員 夏目 忠雄君

中国残留元日本人孤児全員の里帰り実現のため、
昭和五十六年度予算にこの計画に対する費用を計
上されたい。

理由

戦後三十五年の今日、今なお中国東北地区には元
日本人開拓関係の肉親不明の子どもたちが千七
百名ないしそれ以上現存し、その大半は中国籍に
入籍している。これらの人々は肉親を探し求め、
自分の生まれた祖国の土を一度でよいから踏みた
いと、望郷の悲願を切々と訴えてきている。我々
はこの悲願にこたえるため、過去十余年にわたり
肉親探し、里帰り等、できる限りの努力をしてき
たが、なかなか思うにまかせず、本年は日中友好
手をつなぐ会初めての第一回中国残留元日本人孤
児慰問訪中団を派遣した。特に、中国政府当局を
訪問したところ、異口同音に「民間団体がこうし
た仕事のため訪中されたことは大変なことです。
これは政府間で戦後処理の仕事としてやるべきこ
とです。にもかかわらず、いまだかつて日本政府
より孤児問題について相談を受けていません。
もし日本政府からのお申出があれば、私どもはこ
れにご協力するにやぶさかではありません。」と言
われた。これらの子どもたちは全く戦争の犠牲者
であり、この際、深くこの問題を考えるべきであ
る。今回の訪中で、各地の公安局の調査による
と、孤児中には、両親が日本人の子ども、両親の
片方が日本人である場合の子ども、日本人の子ど
もと称しているが全く偽りの中国人、の三つに区
分調査されており、既に公安局より日本人孤児の
公証書まで発行され、本会に送付されている者も
ある。そこで、中国政府が日本人の子どもである
との公証書のある者について、これらの孤児が肉
親の生きているうちに里帰りの願いを実現するた
め、明年度予算に少くとも三億円を計上し、船舶
を用意し大連港から出港して日本各地の港を巡遊

し、最寄りの港には当時子どもを中国に残してき
た親兄弟の人々も集まつて、子供探しはもちろ
ん、放送・報道各機関を通じて全国に呼びかけ、孤
児達の悲願を達してやるようにすべきである。な
お、この孤児達は既に中国国籍の者が多く、悲願
達成のうえは再び中国に帰し、養父母に孝養を尽
し、今後この孤児等が中心に両国平和友好の橋渡
しとなることを念願してやまないものである。
(資料添付)

第二六九号 昭和五十五年十月九日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合改善に関す
る請願

請願者 東京都保谷市住吉町一ノ一七

紹介議員 山崎孝郎外二十二名
戸叶 武君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第二七〇号 昭和五十五年十月九日受理
国鉄の仲裁裁定即時完全実施に関する請願

請願者 神奈川県小田原市酒匂二ノ一〇ノ
二六 神保若三郎外五名

紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第六四号と同じである。